【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年６月22日
【事業年度】	第15期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）
【会社名】	株式会社日本政策金融公庫
【英訳名】	Japan Finance Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁　　田中　一穂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番４号
【電話番号】	03-3270-7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部　財務部長　　森本　孝則
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番４号
【電話番号】	03-3270-7440
【事務連絡者氏名】	企画管理本部　財務部長　　森本　孝則
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月
経常収益	(百万円)	570,743	469,463	478,800	437,096	416,980
経常利益又は経常損失（△）	(百万円)	76,957	△29,326	△1,037,064	△387,312	△268,760
当期純利益又は当期純損失（△）	(百万円)	76,480	△29,646	△1,037,286	△387,510	△268,708
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	40	27	32	16	3
資本金	(百万円)	4,195,898	4,324,220	6,990,201	11,612,727	11,696,178
発行済株式総数	(千株)	10,337,226,107	10,529,448,107	14,647,129,107	21,592,355,107	21,732,826,406
純資産額	(百万円)	5,614,239	5,776,777	8,857,095	15,414,935	15,286,497
総資産額	(百万円)	21,088,177	21,038,349	35,959,796	40,266,562	36,730,743
貸出金残高	(百万円)	17,085,756	16,680,995	28,945,758	28,855,893	27,739,603
１株当たり純資産額	(円)	0円54銭	0円54銭	0円60銭	0円71銭	0円70銭
１株当たり配当額 （内１株当たり中間配当額）	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	(円)	0円0銭	△0円0銭	△0円8銭	△0円2銭	△0円1銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	26.6	27.5	24.6	38.3	41.6
自己資本利益率	(%)	1.4	－	－	－	－
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△331,940	181,764	△2,388,267	△4,841,675	△2,933,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△10,658	△10,754	△3,500	△17,248	△16,283
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	170,654	191,463	4,116,423	6,943,415	138,646
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	222,881	585,327	2,310,030	4,394,610	1,583,426
従業員数	(人)	7,262 [1,221]	7,222 [1,254]	7,219 [1,431]	7,299 [1,669]	7,288 [1,593]
株主総利回り （比較指標：－）	(%) (%)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
最高株価	(円)	－	－	－	－	－
最低株価	(円)	－	－	－	－	－

（注）１．当公庫は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第47条に基づき配当を実施していないので、１株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
３．潜在株式が存在しないので、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については記載しておりません。
４．当公庫は銀行法（昭和56年法律第59号）の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
５．第12期、第13期、第14期及び第15期においては、当期純損失を計上しておりますので、自己資本利益率については記載しておりません。
６．当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については記載しておりません。
７．従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
なお、臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月１日に設立されました。その後、平成23年４月28日に、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）が可決・成立し、同５月２日に公布・施行されたことを受け、平成24年４月１日付けで国際協力銀行が当公庫から分離し、株式会社国際協力銀行が発足しております。

なお、参考として、統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の「沿革」についても記載しております。

年月	事項
平成17年12月	「行政改革の重要方針」が閣議決定
平成18年５月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立
平成18年６月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年５月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立
平成20年10月	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現　国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現　農林水産事業）、中小企業金融公庫（現　中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現　株式会社国際協力銀行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、当公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 危機対応円滑化業務を創設
平成22年４月	駐留軍再編促進金融業務に係る特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置
平成22年８月	特定事業促進円滑化業務に係る特別勘定（特定事業促進円滑化業務勘定）を設置
平成23年４月	「株式会社国際協力銀行法」が成立、平成24年４月１日に国際協力銀行が当公庫から分離することが決定
平成23年７月	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成24年３月	「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立、平成34（令和４）年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
平成24年４月	国際協力銀行が分離 国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成26年１月	事業再編促進円滑化業務を開始
令和２年８月	開発供給等促進円滑化業務を開始
令和３年８月	事業適応促進円滑化業務、事業基盤強化促進円滑化業務及び導入促進円滑化業務を開始
令和４年３月	「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」が成立、令和14年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合することが決定
令和５年１月	供給確保促進円滑化業務を開始

（政策金融改革の経緯）

政策金融改革については、「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定されました。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされました。

平成18年５月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本

部決定：平成18年６月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年５月18日に成立し、平成20年10月１日に当公庫が設立されました。

（参考）

国民生活金融公庫（現国民生活事業）

年月	国民金融公庫に係る事項	年月	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年６月 昭和42年10月	国民金融公庫設立 環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始	昭和42年９月 昭和47年７月 昭和57年１月	環境衛生金融公庫設立 民間金融機関に対し業務の直接委託を開始 直接貸付による業務開始
年月	国民生活金融公庫に係る事項		
平成９年９月 平成11年５月	環境衛生金融公庫と国民金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定 「国民生活金融公庫法」（国民金融公庫法の一部を改正する法律）が成立		
平成11年10月 平成20年10月	「国民生活金融公庫法」に基づき、国民金融公庫が国民生活金融公庫に改称 解散した環境衛生金融公庫の一切の権利及び義務を承継 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継（国民生活事業）		

農林漁業金融公庫（現農林水産事業）

年月	事項
昭和28年４月 昭和33年９月 平成14年７月 平成20年10月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始 直接貸付による業務開始 農業法人投資育成会社への出資事業創設 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継（農林水産事業）

中小企業金融公庫（現中小企業事業）

年月	中小企業金融公庫に係る事項	年月	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年８月 昭和28年９月 昭和30年10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	昭和33年７月 昭和59年10月 平成10年12月	中小企業信用保険公庫設立（中小企業庁から中小企業信用保険事業及び信用保証協会に対する融資事業を承継） 通商産業省から機械類信用保険事業を承継 破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
		年月	中小企業総合事業団に係る事項
		平成11年７月 平成15年４月	中小企業総合事業団設立（中小企業信用保険公庫等の事業を承継） 機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年７月 平成20年10月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大（証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫に統合、国が承継する資産を除き一切の権利及び義務を承継（中小企業事業）		

３ 【事業の内容】

当公庫及び当公庫の関係会社は、2023年３月31日現在、当公庫及び関連会社１社から構成されており、当公庫は、公庫法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（事業目的）

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、公庫法第11条に規定する業務を実施しています。

（業務の区分及び各業務の内容）

当公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務について、以下の業務ごとに区分して運営しております。

（１）国民生活事業

国民一般向け業務

国民一般向け業務は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための小口の事業資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け並びに恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

（２）農林水産事業

農林水産業者向け業務

農林水産業者向け業務は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。

また、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務並びに農林漁業法人等向け投資育成事業を行う株式会社及び投資事業有限責任組合に対する出資業務を行っております。

（３）中小企業事業

イ　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。

融資業務には、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得並びに中小企業投資育成株式会社に対する貸付け等があります。

証券化支援保証業務は、民間金融機関等が自ら貸付債権等の証券化に取り組む場合に当公庫が当該貸付債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務（保証型）、民間金融機関等が行う中小企業者の売掛金債権証券化等を支援・促進することを目的とし、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対しての保証や特別目的会社への貸付けを行う業務（売掛金債権証券化等支援業務）があります。また、中小企業者の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」があります。

ロ　中小企業者向け証券化支援買取業務

中小企業者向け証券化支援買取業務は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業・小規模事業者への無担保資金供給の促進及び中小企業・小規模事業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。証券化支援買取業務には、証券化を前提とした中小企業・小規模事業者への無担保貸付債権等を複数の民間金融機関から当公庫が譲り受け証券化する業務（キャッシュ方式）とＣＤＳ（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転させる業務（シンセティック方式）があります。

ハ　信用保険等業務

信用保険等業務は、（イ）信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（中小企業信用保険）、（ロ）信用保証協会に対して行う、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき長期資金と保証債務の履行を円滑にするために必要な短期資金の貸付業務、（ハ）成立している機械類（プログラムを含む。）に係るリース契約及び割賦・ローン保証販売契約についての保険に関する保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）及び（ニ）信用保証協会が破綻金融機関等の融資先である中堅事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をした場合において、その保証金額の総額が保険契約額に達するまで自動的に保険関係が成立する包括保険業務（破綻金融機関等関連特別保険等）を行っております。

（４）危機対応等円滑化業務

イ　危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下イにおいて同じ。）が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

危機発生時においては、一般の事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、当公庫は指定金融機関への信用の供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しております。

具体的な業務については以下のとおりであります。

（イ）貸 付 け：当公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸し付けるもの。

（ロ）損害担保：指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補塡を行うもの。

（ハ）利子補給：当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

ロ　特定事業等促進円滑化業務

（イ）特定事業促進円滑化業務

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した特定事業を認定事業者が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（ロ）事業再編促進円滑化業務

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した事業再編等を認定事業者等が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（ハ）事業適応促進円滑化業務

産業競争力強化法に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した事業適応を認定事業者が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給を行っております。

（ニ）開発供給等促進円滑化業務

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第37号）に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を認定事業者が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（ホ）事業基盤強化促進円滑化業務

造船法（昭和25年法律第129号）に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した事業基盤強化を認定事業者が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（ヘ）導入促進円滑化業務

海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した特定船舶の導入を認定事業者が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（ト）供給確保促進円滑化業務

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）に基づき当公庫が行う業務であり、主務大臣が認定した特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を認定事業者が実施するために必要な資金を指定金融機関が貸し付ける場合において、当該指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行っております。

（当公庫の事業系統図）

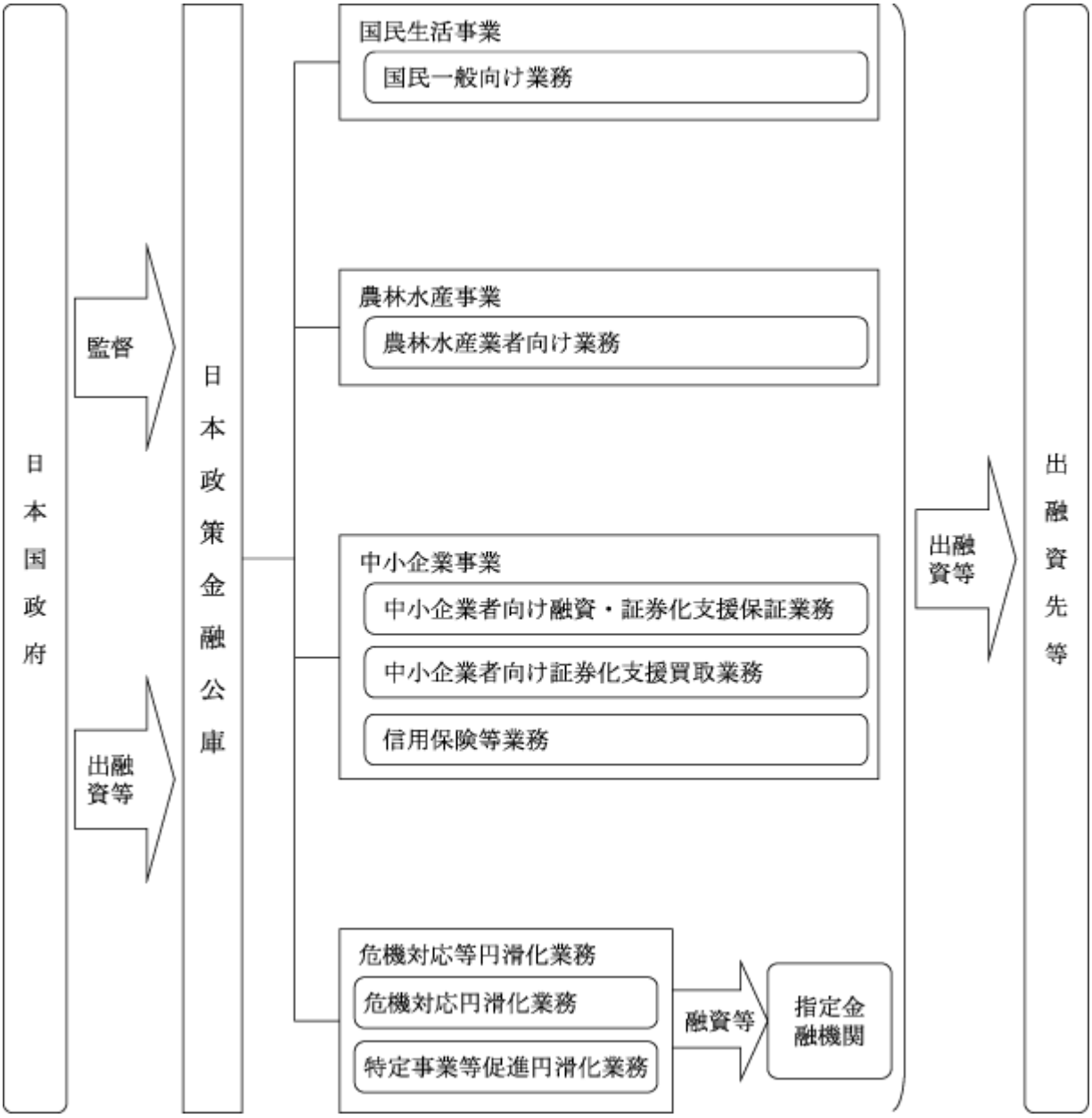
日本国政府
監督
出融資等
日本政策金融公庫
国民生活事業
国民一般向け業務
農林水産事業
農林水産業者向け業務
中小企業事業
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務
中小企業者向け証券化支援買取業務
信用保険等業務
危機対応等円滑化業務
危機対応円滑化業務
特定事業等促進円滑化業務
融資等
指定金融機関
出融資等
出融資先等

（経理の特徴）

（１）区分経理

当公庫は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております（公庫法第41条）。

（注）　以下に特段の記載のない限り、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定による特定事業促進円滑化業務、産業競争力強化法第21条の17第２項の規定による事業適応促進円滑化業務及び第35条第２項の規定による事業再編促進円滑化業務、産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の３第２項の規定による事業再構築等促進円滑化業務、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第24条の規定による開発供給等促進円滑化業務、造船法第27条の規定による事業基盤強化促進円滑化業務、海上運送法第39条の35の規定による導入促進円滑化業務並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第25条の規定による供給確保促進円滑化業務についても公庫法の規定が適用されます。

また、当公庫が政府出資、借入れ及び社債発行により調達した資金は、かかる経理の区分に従って、業務勘定ごとに整理することとなります（公庫法第４条及び第51条）。収入支出予算も、業務別（ただし中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務は同一区分）に区分され（公庫法第31条）、予算の目的外使用の禁止（公庫法第37条）も法定されております。業務勘定間の資金融通については基本的に想定されておらず、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第３号）第12条において、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の間の資金融通（短期のものに限る。）についてのみ定められております。

（２）予算区分

当公庫の収入支出予算は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務（中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務）、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に区分することとされております（公庫法第31条第４項）。

（３）剰余金処分及び国庫納付

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの業務勘定において会社法（平成17年法律第86号）第446条を準用することとされております（公庫法第42条第１項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

イ　零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後３カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第１項）。

ロ　零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第２項）。

当公庫の剰余金の処分はイ又はロのほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第６項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第７項）。

なお、会社法第448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第１項第５号及び第２項第５号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定の準備金について準用され、当公庫全体としての準備金には適用されません。会社法第447条（資本金の額の減少）についても同様の扱いとなります（公庫法第42条第２項及び第３項）。

（日本国政府との関係）

（１）株式の政府保有

当公庫の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております（公庫法第３条）。

（２）日本国政府による監督等

イ　監督

主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下イにおいて同じ。）は、当公庫を、公庫法等の定めるところに従い監督し、当公庫に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます（公庫法第58条）。また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫（資金の貸付けの業務等を委託した法人並びに危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務に関しては指定金融機関を含む。）に対して報告を求め、又はその職員に、当公庫を検査させることができます（公庫法第59条）。

なお、特定事業等促進円滑化業務については経済産業大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣及び財務大臣の監督下で実施することとなります（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条、産業競争力強化法第21条の17第２項及び第35条第２項、産業競争力強化法附則第13条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第24条の３第２項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第24条、造船法第27条、海上運送法第39条の35並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第25条）。

また、主務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

ロ　役員の選任及び解任等

当公庫の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。以下ロ及びハにおいて同じ。）の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第６条第１項）。また、当公庫の代表取締役の選定及び解職の決議についても、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません（公庫法第６条第２項）。

なお、主務大臣は、これらの認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

ハ　定款の変更の決議

当公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません（公庫法第61条）。

なお、主務大臣は、上記の認可をしようとするときには、あらかじめ、厚生労働大臣と協議する必要があります（公庫法第65条）。

ニ　合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当公庫が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております（公庫法第62条）。

（３）財務面の関与

イ　予算及び決算

（イ）予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び内閣総理大臣。以下イ、ハ及びヘ（ロ）において同じ。）を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます（公庫法第29条、第30条及び第33条）。

また、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等）についても、予算に添付して国会に提出されます。

（ロ）決算

当公庫は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、主務大臣を経由して財務大臣に提出しております（公庫法第40条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）を提出した後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出しております。決算報告書は、財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（公庫法第44条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（公庫法第45条及び第46条）。

ロ　政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当公庫は、政府から借入れをすることができます（公庫法第48条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第３条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当公庫の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（公庫法第55条）。

ハ　借入金及び社債発行の制限

当公庫（信用保険等業務を除く。）は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入れ及び社債（政府保証債を含む。）の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます（公庫法第48条及び第49条）。

なお、信用保険等業務については、社債を発行してはならないとされております（公庫法第49条第４項）。

政府からの借入れ及び社債の発行の限度額については、当公庫の予算において定められております。

また、当公庫の予算における当該限度額について、財務大臣は、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は当初限度額の50％の範囲内で増額できるものと定められております。

ニ　補給金等

当公庫は、各々の政策目的のために政府から補給金等を受け入れております。当公庫に対する補給金等の国からの交付については、毎年度予算措置により行われております。

ホ　出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に出資することができます（公庫法第４条）。

なお、政府からの出資金の受入額は、2022年３月期が６兆9,452億円、2023年３月期が1,404億円となっております。

ヘ　検査

（イ）会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われます。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

（ロ）主務大臣の検査

当公庫に対しては、主務大臣による検査が行われます（公庫法第59条）。

（ハ）金融庁の検査

当公庫に対しては、金融庁による検査が行われます。主務大臣（財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）は、公庫法第59条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（公庫法第60条）。

４　【関係会社の状況】

（2023年３月31日現在）

名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	当公庫との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
（関連会社） アグリビジネス投資育成株式会社	東京都 千代田区	6,070	農林漁業法人等に対する投資育成業等	41.68	－	－	－	－	－

5 【従業員の状況】

（１）当公庫の従業員数

（2023年３月31日現在）

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7,288 [1,593]	41.8	18.9	8,466

業務名	従業員数（人）
国民一般向け業務	4,465 [1,024]
農林水産業者向け業務	848 [118]
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務	1,701 [423]
信用保険等業務	262 [23]
危機対応円滑化業務	8 [4]
特定事業等促進円滑化業務	4 [1]
合計	7,288 [1,593]

（注）１．従業員数は、当公庫から社外への出向者を除き、社外から当公庫への出向者を含みます。また、海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含みません。
なお、臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、社外から当公庫への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
４．当公庫の従業員組合は、日本政策金融公庫国民生活事業労働組合、日本政策金融公庫農林水産事業労働組合及び日本政策金融公庫中小企業事業労働組合と称し、組合員数は4,763人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。

（２）多様性に関する指標

管理職に占める女性の割合	男性の育児休業等取得率	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）	
7.1%	111.9%	①全労働者	53.8%
		②正社員	64.7%
		③パート・有期社員	60.1%

（注）１．管理職に占める女性の割合は、2023年４月１日時点の比率です。
２．男性の育児休業等取得率及び男女の賃金の差異の対象期間は2022年４月１日から2023年３月31日までです。
３．男性の育児休業等取得率は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第71条の４第２号に定める方法により算出しています。
４．男性の育児休業等取得率は、過年度に配偶者が出産した従業員が、当事業年度に育児休業等を取得することがあるため、取得率が100%を超えることがあります。
５．男女の賃金の差異について、全労働者は正社員とパート・有期社員を含んでいます。パート・有期社員は、パートタイマー、再雇用職員、契約職員を含み、派遣社員を除いています。また、パート労働者についてはフルタイム労働者の所定労働時間（７時間20分/日）をもとに人員数の換算を行っています。
６．賃金は、基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除いています。
７．給与体系は男女ともに同一です。全労働者の男女の賃金の差異の主な要因は、パート・有期社員よりも正社員の方が相対的に給与水準が高いこと及び正社員に占める男性の割合が高く、パート・有期社員に占める女性の割合が高いことによるものです。正社員の男女の賃金の差異の主な要因は、管理職に占める女性の割合が7.1%であること、女性の約20%が育児等でフレックスタイム制や時短勤務を利用していること等によるものです。また、パート・有期社員の男女の賃金の差異の主な要因は、再雇用職員に占める男性の割合が88%と高いことによるものです。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当事業年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続きました。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増す状況となりました。

このような中、当公庫におきましては、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

当事業年度の経営課題及び取組内容を踏まえ、今後は、「政策金融の的確な実施」、「ガバナンスの重視」という基本理念の実現に向け、関係機関とも連携して、あらゆる危機への対処をはじめ、政策金融機関として求められる機能を発揮するとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

「基本理念」並びに2023年３月23日の取締役会において決定しました「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

なお、本項への記載項目のうち、将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

基本理念

（１）政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

（２）ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取組む自律的な組織を目指す。

経営方針

基本理念の実現に向け、関係機関とも連携して、あらゆる危機への対処をはじめ、政策金融機関として求められる機能を発揮するとともに、持続可能な社会の実現に貢献する。

（１）セーフティネット機能の発揮

イ　自然災害、感染症の流行、経済環境の変化等に対し、中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等のセーフティネット機能を担う。

ロ　有事の際のオペレーションの構築や民間金融機関との更なる連携を進め、あらゆる危機に対処できる体制を整備する。

（２）日本経済の成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業再生、事業承継、海外展開、農林水産業の新たな展開、脱炭素などの環境・エネルギー対策、ＤＸの推進及び事業の再構築を後押しする。

（３）地域活性化への貢献

地域の実情をとらえ、地方自治体の総合戦略への参画など地域に根ざした活動を通じて、商工会議所・商工会、税理士会等の関係機関と連携し、地域の活性化を支える。

（４）お客さまサービスの向上
イ　お客さまの立場に立って親身に応対し、身近で頼りになる存在を目指す。
ロ　資金と情報を活用し、お客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。
ハ　デジタル化・ＤＸを推進し、お客さまサービスを充実させる。

（５）効率的かつ環境やエネルギーにも配慮した業務運営
イ　デジタル化・ＤＸの推進や職員のアイデアの活用により、業務効率化を進める。
ロ　環境やエネルギーに配慮した業務運営を進める。

（６）職員の能力が発揮でき、働きがいのある職場づくり
イ　ダイバーシティを推進し、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる職場をつくる。
ロ　テレワークの定着等により多様で柔軟な働き方を実現する。
ハ　女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発により女性活躍を推進する。
ニ　職員の教育を強化し、職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高める。

（７）リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の向上
コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢を整備するとともに、役職員におけるコンプライアンス意識の一層の向上を図る。

業務運営計画（2023年度～2025年度）

我が国では、コロナ禍の影響が残る中、世界的なエネルギー価格の高騰等に起因した物価高も重なり、日本経済や地域を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等は厳しい事業環境に置かれている。
こうした中、我が国の未来を担う事業者が、その事業を継続し、成長・発展に向けた取組みを着実に進めることが、喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、日本公庫は、「政策」と事業者・地域を「繋ぎ」、「支える」という使命感をもち、以下の取組みを進める。

まず、政策金融の役割を強く意識し、あらゆる危機に対処可能な態勢を整備して、いかなる状況下においても中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等のセーフティネット機能を担う。
次に、リスクテイク機能を発揮し、日本経済の成長を担うスタートアップや輸出促進、地域の活力を維持する事業再生及び次世代につなげる事業承継などの成長分野を力強く後押しする。
また、地域活性化に向け、全国152支店のネットワークを駆使して地域を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等を支援する。
さらに、政策金融機能を強化するため、民間金融機関や関係機関との連携の深化、コンサルティング機能の発揮を通じたお客さまサービスの充実と業務効率化に向けたデジタル化・ＤＸの推進、これらを担う職員の能力向上及び多様な人材が活躍できる職場の実現に取組む。

なお、業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、引き続き、高いコンプライアンス意識の下、着実かつ的確に個々の業務を積み上げる。加えて、「現場が第一」をモットーに、お客さまや地域のニーズを的確にとらえ、親身に応対し、身近で頼りになる存在を目指す。

事業運営計画

１　セーフティネット機能の発揮・資金の安定供給・民間金融機関との連携

（１）コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

イ　コロナ禍において影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応

（イ）「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応

（ロ）「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナ対策資本性劣後ローン」、「農林漁業者向け特例融資」等による適時適切な融資

（ハ）返済相談への丁寧かつ迅速な対応

（ニ）「セーフティネット保証４号・５号」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応

ロ　「新型コロナウイルス感染症に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

ハ　コロナ禍を乗り越えて事業を維持・発展させる良好事例の収集・発信及び融資後のフォローアップ等によるコンサルティング機能の発揮

（２）お客さまへのセーフティネット機能の発揮

イ　東日本大震災をはじめとする自然災害、感染症の流行、経済情勢等による経営環境の変化の影響を受けた中小企業・小規模事業者及び経営改善に取組む中小企業・小規模事業者への支援

ロ　東日本大震災をはじめとする自然災害、家畜伝染病、感染症の流行、農畜産物の価格下落、物価高等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取組む農林漁業者への支援

（３）お客さまへのタイムリーかつ円滑な資金供給

イ　お客さまの資金ニーズ等への対応
各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用

ロ　有事の際にも円滑な資金供給を行えるよう、インターネット申込の利用を促進

ハ　危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
危機対応円滑化業務の的確な実施

（４）信用補完の着実な実施

イ　中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援

（イ）信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応

（ロ）関係機関と連携しつつ、各種制度・運用改正に対し、的確に対応

ロ　保証協会等との連携強化

（５）民間金融機関連携の深化

イ　成長分野をはじめとする民間金融機関との協調融資等の継続的な推進及びコロナ禍や物価高等の影響を受けるお客さまへの対応に係る連携強化

ロ　役員レベルを含めた組織的な対話の促進及び連携状況の経営層への浸透

ハ　実務レベルの打合せ、日本公庫から民間金融機関へのお客さま紹介、効果的なニュースリリースの強化

ニ　協調融資商品の創設・活性化

２　成長分野等への重点的な支援

創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、ＤＸの推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援

イ　創業・スタートアップ・新事業支援
イノベーションの担い手であるスタートアップの創出・発展に寄与

（イ）創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献

（ロ）シード・アーリー期のスタートアップに対する資金供給の強化及び事業化支援を推進

（ハ）新事業に取組む中小企業への積極的な資金供給と成長支援

（ニ）スタートアップに対する資金供給の強化及び商談機会の提供等を通じた成長支援を柱とする「スタートアップ支援パッケージ」を推進
（ホ）農林漁業者の経営課題の解決に資する技術・サービスを提供するスタートアップ等への支援
（ヘ）ベンチャーキャピタル、イノベーションの創出に取組む大学等の創業・スタートアップ・新事業支援機関との連携強化
（ト）「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催
ロ　事業再生支援
（イ）事業再生の支援機能の強化
（ロ）中小企業活性化協議会等との連携強化
（ハ）ＤＤＳ、ＤＥＳ等の抜本再生支援の推進・強化
（ニ）産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応（脱炭素化を除く。）等に係るツーステップ・ローンの的確な実施
ハ　事業承継支援
役員レベルを含めた、商工会や商工会議所との組織的連携等を通じて事業承継支援を推進
（イ）商工会・商工会議所、事業承継支援機関、民間金融機関、税理士会等の関係機関との連携等を通じたマッチングを含むコンサルティングの推進
（ロ）地域における事業承継ネットワークへの積極的参画及びネットワーク活性化への貢献
（ハ）多様な事業承継の資金ニーズへの対応
ニ　ソーシャルビジネス支援
（イ）資金ニーズへの対応
（ロ）経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充
（ハ）ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化
ホ　海外展開支援
（イ）海外への展開を図る中小企業の資金調達の円滑化支援、海外現地法人への直接的な資金支援（スタンドバイ・クレジット制度、クロスボーダーローン）の着実な実施
（ロ）越境ＥＣ等の活用により販路拡大を図る小規模事業者の海外展開を支援
（ハ）農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律や政府の輸出拡大実行戦略等に沿って輸出力強化に取組む農林漁業者・食品関係企業等に対し、地方農政局・都道府県及び民間金融機関や貿易商社等と連携しつつ、補助や税制と一体で、農林水産物・食品輸出基盤強化資金やアグリフードＥＸＰＯを活用した伴走支援を実施
（ニ）海外展開を図るお客さまへの情報提供
（ホ）海外展開支援機関との連携
ヘ　農林水産業の新たな展開への支援
（イ）法人を含む大規模経営体の持続可能な成長に向けた経営改善の取組みに対し事業性を重視した評価手法を活用しつつ、系統金融機関及び民間金融機関と連携して支援
（ロ）新たな農業の担い手確保に向けた取組みを支援
（ハ）６次産業化により経営改善に取組む農林漁業者等の取組みを支援
（ニ）大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援
（ホ）持続性のある水産業の成長産業化、構造改革に資する代船建造、養殖基盤強化を支援
（ヘ）農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の国内外需要の拡大に取組む食品関係企業の支援
（ト）政策・技術情報や各種調査結果など情報提供の実施
ト　ＤＸ・デジタル化の推進等への支援
（イ）中小企業・小規模事業者のＤＸ・デジタル化を支援
（ロ）農林漁業者等のスマート技術やｅＭＡＦＦを活用した取組み等を支援

（ハ）「健康経営優良法人」など人的資本の充実に取組むお客さまを支援
チ　環境・エネルギー対策への支援
（イ）中小企業・小規模事業者のＧＸを含む環境・エネルギー対策への取組みを支援
（ロ）「みどりの食料システム戦略」が示す目標の実現に向けた農林漁業者等の脱炭素、生物多様性の保全等環境・エネルギー対策への取組みを支援
（ハ）環境・エネルギー対策に関する日本公庫内外の理解浸透に向けた情報の収集・提供
（ニ）低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施
（ホ）産業競争力強化法に基づく事業適応（脱炭素化）に係るツーステップ・ローン及び利子補給の的確な実施
リ　教育の機会均等への貢献
（イ）教育費負担の軽減に向けた「教育貸付」の周知推進
（ロ）メディアを効果的に活用した広報活動の実施
（ハ）多様化する相談ニーズへの適切な対応
ヌ　高度な情報通信システムの開発供給及び導入の支援
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく開発供給等に係るツーステップ・ローンの的確な実施
ル　特定重要物資等の安定供給確保の支援
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保等に係るツーステップ・ローンの的確な実施

3　地域活性化への貢献
（1）地方自治体との連携強化
イ　地方版総合戦略への積極的な参画による各種施策の実施・推進等への貢献
ロ　地方自治体への情報提供
（2）お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供
イ　全国152支店のネットワークの活用
ロ　お客さまのマッチングの推進
ハ　商談会・セミナー等の開催
（3）関係機関を繋ぐ役割の発揮
イ　地域を俯瞰的にとらえ、様々な関係機関と連携するなど、日本公庫ならではの機能を発揮し、お客さまや地域が抱える課題の解決に向けた取組みを、関係機関と一体となり推進
ロ　商工会議所・商工会、税理士会などの関係機関との連携を強化

4　お客さまサービスの向上と政策性の発揮
（1）適切なリスクテイクと、コンサルティング機能の強化をはじめとした各種サービス向上策の推進
イ　リスクテイク機能の適切な発揮
ロ　お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等
（イ）お客さまに対して有益な情報を提供するとともに、民間金融機関と連携した事業継続・成長支援に資するコンサルティングを実施
（ロ）財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化
（ハ）お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
（ニ）外部専門家・ネットワークとの連携
ハ　お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進

（２）広報活動の推進
イ　マスメディアを通じた広報活動の推進
ロ　広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進
ハ　インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進
（３）調査・研究の充実とシンクタンク機能の一層の発揮
イ　多くの中小企業をお客さまとする日本公庫ならではのフィールドワークを活かした独自性ある手法で高い研究水準を追求
（イ）景況関係調査の定期的実施
（ロ）テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表
ロ　対外発信力の強化によるシンクタンクとしての評価向上
（イ）定期刊行物や書籍等の編集・発行
（ロ）外部向け研究発信イベント等による研究成果のタイムリーな発信
（ハ）大学への出講等による研究成果の発信
（ニ）調査票データの一般学術公開
ハ　外部とのネットワークの拡充
（イ）国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
（ロ）外部との研究会・研究プロジェクトへの参加
（ハ）個々の研究員による外部との人的交流の充実
ニ　わが国の中小企業政策に対する提言活動の推進
（イ）政策的インプリケーションに富む調査研究の実施
（ロ）政策提言に係る官庁・関係団体との連携
（４）お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善
イ　お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映
ロ　地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映

５　信用リスクの適切な管理
コロナ禍や物価高等の事業者への影響を踏まえた信用リスクの適切な管理
イ　適切な与信管理の実施
ロ　適切な信用コストの管理
ハ　保険引受リスク管理態勢の充実・強化
ニ　損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備
＜モニタリングしていく事項＞
・初期デフォルト率（%）
・債務者区分の上方・下方遷移（先数等）〔農林・中小〕
・与信関係費用比率（%）

＜事業運営計画における計画値＞
２　成長分野等への重点的な支援
<国民生活事業>
新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後１年以内〕：26,000企業
ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：12,000件
海外展開を行う事業者への貸付件数：3,000件

<農林水産事業>

成長を目指す担い手農業経営体への融資先数：6,300先

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：2,200先

農林水産物・食品の輸出に取り組む経営体への融資先数：300先

<中小企業事業>

新事業に取組む事業者、スタートアップへの貸付契約社数：1,380社

事業再生に取組む事業者に対する経営改善計画の策定支援社数：2,000社

海外展開に取組む事業者への貸付契約社数：700社

組織運営計画

１　デジタル化・ＤＸの推進

イ　デジタル化推進計画等に沿ったデジタル化・ＤＸの着実な推進

（イ）日本公庫全体の事業戦略の達成や日本公庫を取り巻く環境変化等に対応するため、日本公庫ダイレクトの機能拡充や電子契約の導入等のデジタル化・ＤＸ施策を着実に推進

（ロ）将来にわたるシステムの安定稼動と開発効率の向上を実現するためのシステム刷新に向けて、システム構造を分析し、あるべきシステム像を検討

（ハ）データセンターに構築したシステムを外部のクラウド基盤へ順次移行

（ニ）デジタル庁や他の金融機関におけるデジタル化の動向の把握や最新のデジタル技術の研究を行い、日本公庫にとって最適なＩＴの活用を検討

（ホ）各事業本部の業務に合わせたシステムの機能改善

ロ　有事を想定したシステム面での備えの強化

有事の際においても、円滑な業務の継続を可能とするため、インターネット申込の処理能力増強、日本公庫ダイレクトの資料授受機能の活用、電子契約の導入等、非対面でのお客さまサービスを充実

ハ　システムの安定稼動とセキュリティ対策の強化

（イ）外部専門家の知見や評価を活用し、最新のサイバーセキュリティ状況や最新の技術動向を踏まえた効果的なセキュリティ対策の強化

（ロ）安定稼動に配慮したシステム開発の一層の効率化

（ハ）効率的かつ円滑なシステム運用の推進

ニ　デジタル化を推進するための内部態勢の強化

（イ）デジタルテクノロジーを活用したお客さまサービスの向上や業務の効率化に資する戦略・ビジネスモデルを策定できるデジタル人材の育成

（ロ）システムの品質向上・安定稼動及びサイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成

（ハ）セミナーの開催、動画配信等による職員のＩＴリテラシーの向上とサポート態勢の強化

（ニ）ＩＴ専門人材の中途採用

ホ　システム監査の適切な実施

２　支店機能の充実

イ　支店長の役割の着実な発揮

地域や事業に取組む方々等の実情を丹念に把握し、地域を俯瞰的にとらえ、その課題解決に向けた取組みの実施

ロ　全国152支店のネットワーク強化

ハ　環境変化を踏まえた支店運営上の課題の解決に向けた取組みの推進等、「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

３　効率的・効果的な業務運営

イ　申込みの急増にも迅速かつきめ細かな対応を可能とする事務の見直し等を一層推進

ロ　現場からの意見、要望を広く収集し、業務改善に活かす取組みの実施

ハ　公正な調達手続の実施

ニ　お客さまや支店のニーズを踏まえた店舗等の改善

ホ　環境負荷低減に資する製品・サービスの利用促進など環境に配慮した取組みの実施

ヘ　適切な経費管理の実施

４　人材育成・活用
イ　「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実
（イ）基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
会議・研修及び勉強会等により、その背景を含めた浸透・理解の徹底
（ロ）新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
（ｉ）事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
（ii）地域活性化や顧客支援に資するよう職員の自発的な取組みを促進
（iii）研修におけるオンラインツール等の活用を推進
（ハ）マネジメント能力の強化
（ｉ）人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
（ii）階層別研修（上級業務職以上）の内容の充実
（iii）将来の管理職人材のマネジメント能力強化を図る研修を実施
（iv）多面観察の実施と結果のフィードバック
ロ　人事給与制度の適切な運用
（イ）人事給与制度の適切な運用に向けた取組み
（ｉ）人事給与制度（転勤特例制度、地域総合職、シニア職員等）の運用状況に関するモニタリングの実施
（ii）異動（異動サイクル、連続単身赴任等）の運用状況に関するモニタリングの実施
（ロ）給与支給事務等の効率的な実施
ハ　人材活用の推進
（イ）事業間人事異動等の積極的な運用
（ロ）業務職育成制度等によるエリア職の活躍範囲の拡大
（ハ）採用活動における認知度の向上等
（ニ）シニア職員の一層の活躍推進
ニ　専門性の強化
（イ）社内公募、中途採用の実施
（ロ）専門性強化を狙いとした教育施策の推進
（ハ）中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
（ニ）企業派遣研修の実施
＜モニタリングしていく事項＞
・中小企業診断士有資格者数
・農林水産業経営アドバイザー有資格者数

５　ダイバーシティの推進と職場環境の向上
イ　多様な人材が活躍できる職場づくり
（イ）本支店におけるダイバーシティ推進活動の実施
（ｉ）職員一人ひとりが主体的に活動に参画し、ダイバーシティを一層推進
（ii）働きがいを感じて活躍できる職場づくりに向けた、職員の意識啓発
（ロ）ワークライフ・マネジメント（ＷＬＭ）の実践
（ｉ）テレワークなどの、柔軟な働き方を可能とする制度の一層の活用促進
（ii）時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進
（iii）男性の家事・育児・介護への参画促進
（ハ）職員一人ひとりが健康の保持増進に取組む職場づくり
（ｉ）健康に関する研修の実施及び特定保健指導の受診促進
（ii）ノー残業デー週２日の実施

（ニ）職員意識調査による経営課題の把握
ロ　女性管理職の積極的登用などによる女性活躍の推進
（イ）女性のキャリア開発のための取組みの実施
（ロ）女性管理職の積極的登用に向けて管理職候補者の育成を研修等により実施
（ハ）段階的に管理職の経験を積むことのできる機会の拡充
ハ　ハラスメント対策の強化
ハラスメント対策の強化（「６　リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化」と同様の取組み）

６　リスク管理態勢、コンプライアンス態勢及び危機管理態勢の整備・強化
イ　政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施
（イ）リスク管理プログラムの策定と着実な実施
（ロ）コロナ禍や物価高等が信用リスクに与える影響を含め、リスク管理状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング
ロ　コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施
（イ）コンプライアンス・プログラムの策定と着実な実施
（ロ）コンプライアンス・プログラムの実施状況について、コーポレート・ガバナンス委員会等で継続的にモニタリング
（ハ）反社会的勢力（暴力団員・共生者）及びそれに準ずる者（詐欺関与先及び経済制裁対象先）の排除態勢の一層の強化
（ニ）政策金融機関役職員として高い倫理観を持ち、日本公庫の信用を堅持する責任ある行動に繋げていくためのコンプライアンス意識の一層の強化
（ホ）コンプライアンスに係る報告・相談・通報の徹底
（ヘ）コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮
ハ　危機管理態勢の一層の強化
（イ）部室店ディスカッション・研修の継続実施による職員一人ひとりの危機管理意識の向上
（ロ）首都直下地震をはじめとした自然災害、感染症拡大、サイバー攻撃等を想定したＢＣＰの強化及び各種訓練の継続実施
（ハ）危機管理における支店長の適切な役割発揮
（ニ）人員体制など、有事下における態勢の整備

＜組織運営計画における計画値＞
４　人材育成・活用
職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」：100%
職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」：100%
職員意識調査項目「業務目標のフォロー（面接十分、フォローも適切）」：80%
職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」：90%
５　ダイバーシティの推進と職場環境の向上
男性職員の育児に伴う休暇・休業１か月以上の取得率：90%
ノー残業デー週２日の実施率：90%
管理職に占める女性の割合：12%以上（2028年４月時点）
職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」：80%

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

本項への記載項目のうち、将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

（１）基本的な考え方

当公庫は、サステナビリティの推進にあたり、基本理念及び経営方針を踏まえたサステナビリティ基本方針を策定しました。本基本方針に基づき、業務運営計画の各項目の着実な遂行を通じ、サステナビリティを推進し、ＳＤＧｓの達成に貢献してまいります。

サステナビリティ基本方針

当公庫は、基本理念及び経営方針に基づき、政策金融の的確な実施を通じた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等への支援、関係機関との連携を通じた地域活性化及び環境に配慮した業務運営に努め、持続可能な社会の実現に貢献する。

◆ **基本的な考え方**

業務運営計画の各項目の着実な遂行を通じ、サステナビリティを推進し、SDGsの達成に貢献する。

◆ **マテリアリティの特定**

- サステナビリティを推進する上で取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を次のとおり設定する。
  （１）セーフティネット機能を発揮し、お客さまの事業継続を支える
  （２）民間金融機関や関係機関と連携し、お客さまと地域の成長を支える
  （３）成長分野を重点的に支援し、お客さまと我が国の発展を支える
  （４）多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める
- 重要課題（マテリアリティ）に対する取組み状況については、取締役会に報告し、モニタリングを行うとともに、評価・審査委員会において評価を受け、サステナビリティ推進に向けた取組みの向上に努める。

◆ **地域社会との協調**

サステナビリティの取組みの重要性をお客さまや関係機関と共有し、地域社会全体でのサステナビリティへの取組みの進展に貢献する。

◆ **人材育成**

全役職員が政策金融を担う者として期待される役割を果たすため、「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実を図る。

◆ **社内環境整備**

女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメントの実践が可能な職場づくりに取り組む。

◆ **全役職員への意識醸成**

全役職員が本方針に基づくサステナビリティの推進に積極的に取り組むため、全役職員のサステナビリティに対する意識醸成を図る。

なお、当公庫のＳＤＧｓへの貢献内容については、ＳＤＧｓマッピングを作成して整理しており、政策金融機関として全てのゴールに貢献できるよう取組みを進めてまいります。

日本公庫の取組みを通じたSDGsへの貢献（SDGsマッピング）

政策金融機関として全てのゴールに貢献できるよう取組みを進めて参ります

1

【事業運営】
・ひとり親家庭等への支援を通じた教育にかかる経済的負担の軽減

2

【事業運営】
・成長を目指す担い手農業経営体への支援
・新たに農業経営を開始する者への支援
・6次産業化に取組む農林漁業者への支援
・国産農林水産物の国内外需要の拡大に取組む食品関係企業の支援

3

【事業運営】
・医療体制整備への支援
・健康経営に取組むお客さまへの支援

4

【事業運営】
・高校生ビジネスプラン・グランプリの開催
・教育の機会均等への貢献
・大学への出講等による研究成果の発信

【組織運営】
・職員の専門性の強化

5

【組織運営】
・女性管理職の積極的登用
・男性の家事、育児、介護への参画促進

6

【事業運営】
・森林の有する多面的機能（水源の涵養）維持への支援

7

【事業運営】
・脱炭素化などの環境、エネルギー対策への支援
・低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローン
・産業競争力強化法に基づく事業適応（脱炭素化）に係るツーステップ・ローン

8

【事業運営】
・コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援
・セーフティネット機能の発揮
・危機対応円滑化業務の的確な実施
・信用補完の着実な実施
・創業・スタートアップ・新事業支援
・事業再生支援
・事業承継支援
・ソーシャルビジネス支援
・海外展開支援
・お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供（マッチング、商談会・セミナーの開催等）
・リスクテイク機能の適切な発揮
・コンサルティング機能の強化
・シンクタンク機能の発揮
・中小企業政策、農林漁業政策に対する提言活動の推進

【組織運営】
・デジタル化・DXの推進
・テレワークなどの柔軟な働き方の一層の推進
・ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践
・ハラスメント対策の強化
・定年の引上げ

9

【事業運営】
・産業競争力強化法に基づく事業再編及び事業適応等に係るツーステップ・ローン
・高度な情報通信システムの開発供給及び導入に係るツーステップ・ローン
・特定重要物資の安定供給確保に係るツーステップ・ローン

10

【組織運営】
・ダイバーシティの推進
・障害者雇用の着実な実施

11

【事業運営】
・地域活性化への貢献

12

【組織運営】
・環境に配慮した取組みの実施

13

【組織運営】
・危機管理態勢の強化
・ＢＣＰの強化

14

【事業運営】
・持続性のある水産業の成長産業化への支援

15

【事業運営】
・林業の持続的かつ健全な発展への支援
・木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組み

16

【組織運営】
・コンプライアンス意識の強化・定着化
・反社会的勢力の排除態勢の強化
・外部有識者で構成される評価・審査委員会の設置

17

【事業運営】
・協調融資や証券化を通じた民間金融機関等との連携
・地方版総合戦略への積極的な参画などによる地方自治体との連携
・商工会議所・商工会等の関係機関との連携

○　このマッピングは、SDGsに定められた各ゴールに日本公庫の取組みを当てはめたものです。

（２）サステナビリティ全般について

イ　ガバナンス

当公庫は、サステナビリティ基本方針に基づき、サステナビリティに関する取組みについて、取締役会に報告し、モニタリングを実施しております。

また、外部の有識者及び社外取締役から構成される「評価・審査委員会」において、業務運営計画の進捗状況について評価を受けることを通じて、当公庫のサステナビリティの取組みに関してアドバイスを受けております。

ロ　リスク管理

当公庫のサステナビリティ推進にあたり直面するリスクとして、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、日本国政府の政策等に影響を受けること及び気候変動の影響を含めた大規模自然災害や経済危機等の発生に伴う影響を受けることを特に重要なリスクと捉えております。詳細については、後述「３　事業等のリスク」をご参照ください。

当公庫ではサステナビリティ推進にあたり、直面する統合的リスクとして「信用リスク」、「信用保険引受リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」及び「オペレーショナル・リスク」を特定しており適切な管理を行っています。当公庫のリスク管理の詳細については、後述「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

ハ　戦略

当公庫では、上記「（１）基本的な考え方」に記載のとおり、サステナビリティ推進にあたり取り組むべき重要課題（マテリアリティ）として、「セーフティネット機能を発揮し、お客さまの事業継続を支える」、「民間金融機関や関係機関と連携し、お客さまと地域の成長を支える」、「成長分野を重点的に支援し、お客さまと我が国の発展を支える」及び「多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める」を設定しております。マテリアリティにおけるリスクと機会及び主な取組内容は以下のとおりです。

マテリアリティ	リスク・機会	主な取組内容
セーフティネット機能を発揮し、お客さまの事業継続を支える 	＜リスク＞ ・日本国政府の政策等による当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態への影響 ・気候変動等に起因した自然災害の発生及び経済環境の変化等に伴う企業倒産等の増加による信用リスクの増加 ＜機会＞ ・お客さまや地域が抱える課題の解決による政策金融機関として求められる機能のより一層の発揮	・コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援 ・お客さまへのタイムリーかつ円滑な資金供給
民間金融機関や関係機関と連携し、お客さまと地域の成長を支える 		・民間金融機関連携の深化 ・地域活性化への貢献 ・関係機関を繋ぐ役割の発揮
成長分野を重点的に支援し、お客さまと我が国の発展を支える 		・創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、ＤＸの推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援
多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める 		・人材育成及び社内環境整備（詳細は、後述「（３）人的資本について　イ　戦略」をご参照ください。）。

ニ　指標及び目標

（イ）計画値を定めた指標及び実績

当公庫では、マテリアリティ「成長分野を重点的に支援し、お客さまと我が国の発展を支える」のうち政策金融機関として特に取り組むべき事項に計画値を定めております。計画値を定めた指標における2022年度の計画値、実績及び2023年度の計画値は以下のとおりです。また、2023年度計画値については、過去の実績推移を基に、直近の資金ニーズの変化や各地域の実情、国からの予算措置等を総合的に勘案し策定し、2023年３月23日の取締役会における業務運営計画の審議を通じて決定したものです。

なお、マテリアリティ「多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める」の指標及び目標については、後述「（３）人的資本について　ロ　指標及び目標」をご参照ください。

指標	2022年度計画値	2022年度実績	2023年度計画値
＜国民生活事業＞			
新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後１年以内〕	25,000企業	25,500企業	26,000企業
ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数	11,000件	15,296件	12,000件
海外展開を行う事業者への貸付件数	2,400件	3,501件	3,000件
＜農林水産事業＞			
成長を目指す担い手農業経営体への融資先数	6,200先	8,519先	6,300先
新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数	2,000先	2,599先	2,200先
農林水産物・食品の輸出に取組む経営体への融資先数	230先	365先	300先
＜中小企業事業＞			
新事業に取組む事業者、起業家への貸付契約社数（注）１．	1,250社	1,357社	1,380社
事業再生に取組む事業者への貸付契約社数（注）２．	2,300社	3,051社	－
海外展開に取組む事業者への貸付契約社数	600社	843社	700社
事業再生に取組む事業者に対する経営改善計画の策定支援社数（注）３．	－	－	2,000社

（注）１．新事業に取組む事業者、起業家への貸付契約社数は、2023年度から「新事業に取組む事業者、スタートアップへの貸付契約社数」に指標名を変更しております。
２．事業再生に取組む事業者への貸付契約社数は、2023年度は計画値を設定しておりません。
３．事業再生に取組む事業者に対する経営改善計画の策定支援社数は、2022年度は計画値を設定しておりません。

（ロ）その他のマテリアリティに関する指標及び実績

その他のマテリアリティに関する指標の2022年度における実績は以下のとおりです。

なお、マテリアリティ「多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める」の指標及び目標については、後述「（３）人的資本について　ロ　指標及び目標」をご参照ください。

マテリアリティ	指標		2022年度実績
セーフティネット機能を発揮し、お客さまの事業継続を支える	災害等相談窓口の相談実績		348,015件
	セーフティネット関連融資実績	国民生活事業	153,412件 14,955億円
		農林水産事業	6,377先 2,294億円
		中小企業事業	9,613社 9,111億円
	条件変更実績	国民生活事業	85,904件 7,300億円
		農林水産事業	1,791先 1,742億円
		中小企業事業	5,130社 7,889億円
民間金融機関や関係機関と連携し、お客さまと地域の成長を支える	民間金融機関との協調融資実績		29,894件 12,645億円
	地方自治体と連携した地域活性化等への取組実績（参画している施策数）		412件
成長分野を重点的に支援し、お客さまと我が国の発展を支える	事業承継マッチング支援のマッチング実績（国民生活事業）		360件
	経営資源マッチングの引き合わせ件数（農林水産事業）		154件
	事業承継計画策定支援の実施社数（中小企業事業）		1,651社
	環境・エネルギー対策資金実績（国民生活事業）		120件 14億円
	環境・エネルギー対策資金実績（中小企業事業）		118社 118億円
	みどりの食料システム戦略関連融資実績（農林水産事業）		1,112先 875億円
	教育資金融資実績（国民生活事業）		1,421億円

（ハ）ＧＨＧ排出量について

項目	2021年度実績
ＧＨＧ排出量（Scope1、Scope2）	12,199t-CO2

（注）2022年度のＧＨＧ排出量（Scope1、Scope2）の実績については本有価証券報告書の提出日時点で集計が完了していないため、2021年度の実績を記載しております。

（３）人的資本について

イ　戦略

サステナビリティ基本方針に基づく人材育成、社内環境整備の具体的な取組方針は以下のとおりです。

人材育成（具体的な取組み）

○政策金融を担う者として期待される役割を最大限に果たすため、「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実に、次のとおり取り組んでいます。

・新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
新入職員から上級管理職までの全階層に対し、オンラインツール等を活用しながら研修を実施。また、地域活性化や顧客支援に資するよう職員の自発的な取組みを促進するため、豊富な通信教育（約370講座）や資格取得支援等の自己啓発支援制度を整備。

・マネジメント能力の強化

人材アカデミー（※）や階層別研修の内容を充実させ、体系的・計画的にマネジメント能力の強化を促進。

（※）高度なマネジメント能力や専門知識を有する人材の育成を目的とした、当公庫の育成プログラム。

・多様な業務経験を通じた人材の育成

事業本部の垣根を越えた人事異動等の積極的な運用や民間企業への派遣研修の実施など、多様な業務経験を通じた人材の育成を推進。

・専門性の強化

各事業本部が専門的な能力習得のために実施する事業別業務研修のほかに、経理業務の専門人材の育成を目的とした経理アカデミーやＩＴ人材の育成を目的としたデジタルスクールの実施、中小企業診断士及び農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進、社内公募による計画的な専門人材の育成等、専門性強化を狙いとした教育施策を推進。

社内環境整備（具体的な取組み）

○「働きがいのある職場づくり」を経営方針に掲げ、女性のキャリア開発を推進するとともに、性別を問わずワークライフ・マネジメントの実践が可能な職場づくりに取り組んでいます。

・女性のキャリア開発の推進

「管理職に占める女性の割合12%以上（2028年４月１日時点）」を目標に掲げ、管理職候補者層の育成プログラムやメンタリング制度によるキャリア開発支援等、女性の育成・登用に向けた取組みを実施。

・多様な人材が活躍できる職場づくり

（１）本支店におけるダイバーシティ推進活動の実施

本店及び全国152支店において、ダイバーシティ推進委員会を設置。働きがいを感じて活躍できる職場作りに向けた職員の意識啓発を推進。

（２）ワークライフ・マネジメント（ＷＬＭ）の実践

柔軟な働き方を一層推進するため、テレワーク指針及びロードマップに基づき計画的にテレワーク環境の整備を推進。その他、フレックスタイム制等、ライフステージに応じた各種両立支援策を整備。また、男性の家事・育児・介護への参画を推進するため、男性の育児に伴う休暇・休業の取得等を奨励。休暇の計画的取得やノー残業デー週２日の実施を通して、メリハリのある働き方を推進。

（３）職員ニーズの施策への反映

毎年、全職員を対象に意識調査を行い、職場環境に関する課題を把握。本調査によって得られた職員の意見をもとに各種施策を実施し、職場環境の改善を推進。

ロ　指標及び目標

（イ）計画値を定めた指標及び実績

当公庫では、マテリアリティ「多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める」の実現のために特に進捗状況のモニタリングが必要と定めた事項に計画値を定めております。計画値を定めた指標における2022年度の計画値、実績及び2023年度の計画値は以下のとおりです。なお、2023年度計画値については、2023年３月23日の取締役会における業務運営計画の審議を通じて決定したものです。

指標	2022年度計画値	2022年度実績	2023年度計画値
男性職員の育児に伴う休暇・休業１か月以上の取得率	90%	99.4%	90%
ノー残業デー週２日の実施率	90%	95.0%	90%
管理職に占める女性の割合（注）	7%以上	7.1%	12%以上
職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」	80%	85.2%	80%
職員意識調査項目「基本理念・経営方針の認知度」	100%	99.7%	100%
職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」	100%	97.9%	100%
職員意識調査項目「業務目標のフォロー（面接十分、フォローも適切）」	80%	87.7%	80%
職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」	90%	93.6%	90%

（注）管理職に占める女性の割合については、女性活躍推進に係る行動計画（計画期間：2023年４月１日から2028年３月31日）において、2028年４月１日時点で12%以上を計画値として定めています。

（ロ）その他のマテリアリティに関する指標及び実績

その他のマテリアリティに関する指標の2022年度における実績は以下のとおりです。

マテリアリティ	指標		2022年度実績
多様な人材が活躍できる職場を作り、働く職員の満足度を高める	事業間人事異動の実績		245人
	社内公募・中途採用の実績		62人
	転勤特例制度の適用実績		633人
	企業派遣実績		10人
	地域総合職への職種転換実績		145人
	地域総合職の新卒採用実績		20人
	研修回数、受講者数		556回　28,289人
	外部セミナー受講者数		1,530人
	お客さまのＤＸ支援に向けた研修実績		14講座　延べ7,650人
	中小企業診断士有資格者数		575人
	農林水産業経営アドバイザー有資格者数		395人
	新卒女性総合職採用比率		41.2%
	女性管理職数に対する女性管理職とその候補者（女性上級業務職）の倍率		2.7倍
	総合職・地域総合職の在職率	３年	男性83.0%　女性94.1%
		５年	男性88.0%　女性78.2%
	プロジェクトChallenge!!の研修実績		上期３回　59人 下期２回　41人
	女性を対象としたフォーラム等の参加者数		256人
	休暇取得状況		夏期休暇取得率　99.9% 年次有給休暇等11日取得率　97.4%
	残業実績		月平均　15.8時間
	職員意識調査項目「ダイバーシティ推進に関する職員の理解度」		96.3%

3 【事業等のリスク】

当公庫の事業その他に関するリスクについて、政策金融機関であるという当公庫の特性に応じて、「特に重要なリスク」、「重要なリスク」に分類したうえで、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」に伴う貸付金残高の増加などにより与信関係費用が膨らみ、引き続き当公庫の収支及び財務状況に影響を及ぼす可能性がありますが、適切な債権管理に資する施策などを実施することにより、リスクの低減に努めております。

当公庫においては、政策金融機関としての業務の実施に際し貸倒れなどの各種のリスク発生が想定されることから、政府から出資金等の予算措置が講じられております。

本項への記載項目のうち、将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

（特に重要なリスク）

（１）日本国政府の政策等について

当公庫は、公庫法により、政府が当公庫の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述「第１　企業の概況　３　事業の内容」のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当公庫の業務運営は国の政策に基づき行われており、経済及び金融面での環境悪化におけるセーフティネット機能の発揮等、一般の金融機関が行う金融を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当公庫の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

イ　経済対策等への対応による影響について

2008年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴い、当公庫は、政府が実施した累次の経済対策への取組みに対応してきました。

具体的には、セーフティネット貸付け等の推進、景気対応緊急保証制度の保証枠拡大に伴う事業規模の拡大、危機対応円滑化業務及び海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業者や農林漁業者の資金繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政策金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。また、中小企業金融円滑化法の施行も踏まえ、既往融資に係る返済条件の緩和による資金繰り支援についても積極的に対応してきました。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入れ、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当公庫の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

ロ　政策金融改革について

政策金融改革の経緯については、前述「第１　企業の概況　２　沿革」のとおりです。

なお、統合前機関（旧国民生活金融公庫、旧農林漁業金融公庫、旧中小企業金融公庫及び旧国際協力銀行）が発行した債券の取扱いに関しては、行政改革推進法第13条第２号に「現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。」とあること等を受け、公庫法附則第23条には、当該債券を当公庫の社債とするみなし規定が置かれております。

加えて、公庫法附則第46条の２及び株式会社国際協力銀行法附則第17条の定めにより、当公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構との連帯債務とすること、当公庫発足時から株式会社国際協力銀行成立前までに当公庫が発行した社債については、当公庫及び株式会社国際協力銀行との連帯債務とすることとされております。

また、2022年３月31日、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律が成立、公布され、同法第４条において行政改革推進法の一部を改正し、2032年度以降に沖縄振興開発金融公庫が当公庫に統合するものとされております。

ハ　法的規制等について

当公庫は、会社法及び公庫法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当公庫を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。

従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当公庫の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

（２）大規模自然災害や経済危機等の発生に伴う影響について

東日本大震災のような大規模自然災害やリーマン・ショック等の経済危機、また、コロナ禍や物価高等による経済への影響に起因し、直接被害や間接的影響を受けた融資先を中心に経営状態が悪化することが想定されます。

その結果、当公庫の貸出資産が不良債権化し、与信関係費用の増加など、当公庫の収支及び財務状況に影響を及ぼす可能性がありますが、適切な債権管理に資する施策を実施することにより、リスクの低減に努めております。

なお、大規模災害発生時に業務継続が困難となるリスクに対し、当公庫では、後述「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等　（１）コーポレート・ガバナンスの概要　ハ　内部管理上の重点６分野　ⅳ　緊急時対策その他の危機管理」に記載のとおり、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan。以下同じ。）を策定するなど、態勢を整備しております。

（重要なリスク）

当公庫の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております（当該内容は後述「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等　（１）コーポレート・ガバナンスの概要　ハ　内部管理上の重点６分野　ⅱ　リスク管理」をご参照ください。）。

（１）信用リスク

イ　国民一般向け業務のリスクについて

当業務においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状態の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務の与信ポートフォリオは小口かつ特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られているという特徴があります。今後の経済動向によっては、不良債権や与信関係費用が増加する可能性がありますが、適切な融資審査や債権管理に努めているほか、統計手法を用いた管理の導入等の管理手法の高度化にも取り組んでおります。

ロ　農林水産業者向け業務のリスクについて

当業務においては、農林漁業者及び食品産業者向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

融資先の大多数を占める農林漁業者は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係

費用が増加する可能性がありますが、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

ハ　中小企業者向け業務のリスクについて

中小企業者向け業務においては、①中小企業者等に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、⑤民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部買取りや保証を行う業務、⑥中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑦外国関係法人等に対する貸付け、⑧公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。

国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性がありますが、当業務では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。

ニ　危機対応等円滑化業務のリスクについて

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行うこれらの業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性がありますが、自己査定の実施等により、適切な期中管理を行っております。

また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補塡を行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性がありますが、当業務では、将来の補償金の支払い、その他損害担保取引に係る業務の遂行に資するため、指定金融機関からの報告及び補償金支払動向のモニタリングを踏まえ、適切な引当金を計上するなど、リスクの把握に努めております。

（２）信用保険引受リスク

信用保険等業務においては、中小企業者の金融機関からの借入れに対する信用保証協会の保証等について保険を引き受ける信用保険業務を行っており、中小企業者の信用状態や経済状況の大幅な変化等によって保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被る可能性があります。

今後の経済動向等、保証先中小企業者等を取り巻く環境の変化によっては、保険事故発生の増加や支払った保険金に係る回収納付の減少等により、当業務の保険引受費用が増加する可能性がありますが、当業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオ、保険事故の状況などのモニタリング及び信用保険引受リスクの計量化を行い、リスクの把握・分析に努めております。

（３）市場リスク

当公庫が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

イ　金利リスク

長期償還や固定金利などを原因とし、資産と負債の間で部分的にギャップが生じることで、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。対策として、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、当該リスクを極小化する方針を採っております。

また、信用保険等業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については、財政融資資金借入や政府保証債の発行により調達しております。これらの業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ロ　為替リスク

中小企業者向け業務で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

（４）流動性リスク

当公庫では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性がありますが、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えております。

なお、危機対応円滑化業務では、借用金及び社債について、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えております。

（５）オペレーショナル・リスク

イ　事務リスク

当公庫は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当公庫では、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性がありますが、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めております。

ロ　システムリスク

当公庫は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当公庫では、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性がありますが、①システム障害及びサイバー攻撃による顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、②災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っております。

４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）業績等の概要

イ　業績

第15期事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

〔総括〕

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。

このような中、当公庫におきましては、政策金融機関として「政策」と事業者・地域を「繋ぎ」、「支える」という使命感をもって、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援、セーフティネット機能の発揮、民間金融機関との連携、成長分野等への支援、お客さまサービスの向上、地域活性化への貢献などに取り組みました。

当公庫は、政策金融の役割を強く意識し、あらゆる危機に対処可能な態勢を整備して、いかなる状況下においても中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等のセーフティネット機能を担ってまいります。

また、リスクテイク機能を発揮し、日本経済の成長を担うスタートアップや輸出促進、地域の活力を維持する事業再生及び次世代につなげる事業承継などの成長分野を力強く後押ししてまいります。

さらに、地域活性化に向け、全国152支店のネットワークを駆使して地域を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等を支援してまいります。

加えて、政策金融機能を強化するため、民間金融機関や関係機関との連携の深化、コンサルティング機能の発揮を通じたお客さまサービスの充実と業務効率化に向けたデジタル化・ＤＸの推進、これらを担う職員の能力向上及び多様な人材が活躍できる職場の実現に取り組んでまいります。

（イ）コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援

コロナ禍の影響が長期化する中、当公庫における新型コロナウイルス関連融資は、2020年１月の相談窓口の設置以降、2023年３月末までに累計で約118万件、約19兆円を決定しました。また、コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者の財務基盤を強化するため、2020年８月から取扱いを開始した「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」による支援を推進しており、2023年３月末までに約８千先、約１兆円を融資決定しました。

さらに、コロナ禍において影響を受けたお客さまへの支援として、融資後のフォローアップなどによりコンサルティング機能の発揮に努めるとともに、コロナ禍における日本公庫の支援事例集の発信などを実施しました。

当公庫では、引き続き相談体制を強化し、融資や返済に関する相談に親切・丁寧・迅速に、お客さまの不安に寄り添った対応を行ってまいります。

（ロ）セーフティネット機能の発揮

東日本大震災、台風、大雨などの自然災害、経済情勢による経営環境の変化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、資金繰り支援などを行うとともに経営面のアドバイスを行いました。

このうち、令和４年７月14日からの大雨、令和４年８月３日からの大雨、令和４年台風14号、令和４年台風15号、令和４年12月17日からの大雪、令和４年12月22日からの大雪及び令和５年１月24日からの大雪に対しては、新たに特別相談窓口を設置し、被害を受けた

中小企業・小規模事業者や農林漁業者等に対して、融資や返済の相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

また、ウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等からのご融資やご返済に関する相談にも、引き続き迅速かつきめ細かく対応しました。

加えて、信用保証協会による保証が円滑に行われるための信用保険引受や危機対応円滑化業務を実施しました。

（ハ）民間金融機関との連携

公庫法第１条が規定する民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との連携を進めています。

当期におきましては、これまでの民間金融機関連携の取組みを継続するとともに、役員レベルを含めた組織的な対話の推進及び連携状況の経営層への浸透に取り組みました。

コロナ禍において影響を受けたお客さまへの対応につきましては、民間金融機関との勉強会の実施や協調融資商品などの創設を通じて「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」を推進しました。また、成長分野をはじめとして民間金融機関との協調融資等を継続して推進することにより、ポストコロナを見据えた中小企業・小規模事業者や農林漁業者の経営改善・事業再生支援に係る連携を強化しました。

（ニ）成長分野等への支援

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、国の政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮し、ポストコロナも見据えた、創業・スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、ソーシャルビジネス、海外展開、農林水産業の新たな展開、ＤＸの推進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等への支援に取り組みました。

なかでも、創業・スタートアップ・新事業においては、ベンチャーキャピタルや民間金融機関と連携したスタートアップ支援、事業承継においては、各都道府県の関係機関との連携等を通じた事業承継マッチングを含むコンサルティング、海外展開においては、関係機関と連携した海外現地法人への直接的な資金支援や農林水産物・食品の輸出促進支援などに取り組みました。

（ホ）お客さまサービスの向上及び地域活性化への貢献

政策金融の役割を十分に理解し、貸付制度を適切に運用するとともに、お客さまや地域のニーズに合致した有益なサービスの提供やコンサルティング機能の強化などに取り組みました。

また、全国規模でのオンライン商談会や、地域の特色を活かしたセミナー・商談会の開催に加え、全国152支店のネットワークを活用したマッチング支援などに取り組みました。

さらに、コロナ禍においても第２期「地方版総合戦略」に積極的に関与し、「地域経済活性化シンポジウム」を全国２か所で開催するなど、地域活性化に向けた取組みを実施しました。

これらにより、当事業年度の当公庫全体の融資実績は３兆7,871億円（前事業年度比１兆1,122億円減少）となりました。

当事業年度の当公庫全体の損益の状況につきましては、経常収益は4,169億円（同201億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は2,687億円（前事業年度は当期純損失3,875億円）となりました。

〔国民一般向け業務〕

当事業年度の国民一般向け業務におきましては、コロナ禍や物価高等の影響を受けた小規模事業者からの融資・返済相談への対応を最優先に取り組み、資金繰り支援を通じて危機時のセーフティネット機能を発揮しました。また、創業・スタートアップ支援や事業承継支援、海外展開支援など、成長分野等への対応にも力を注ぎました。あわせて、ポストコロナに向けた内外環境の変化に柔軟に対応していくため、業務体制の整備などを進めました。

コロナ禍の影響を受けた小規模事業者への支援につきましては、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」の活用により、資金ニーズに対応したほか、小規模事業者ごとの実情に配意した既往債務の条件変更に迅速かつ丁寧に対応しました。また、融資後のフォローアップ等のお客さまと接触する機会において経営課題を共有し、支援ニーズに応じて、課題解決につながる情報提供や外部専門家への取次ぎなどの本業支援に取り組みました。

成長分野等への対応のうち、創業・スタートアップ支援につきましては、創業者への資金面での支援に加え、各種セミナーやマッチングイベントの開催などを通じて、事業化支援ニーズへも的確に対応しました。事業承継支援につきましては、小規模事業者の後継者確保などを支援する事業承継マッチング支援に取り組んだことに加え、各地域における事業承継支援の一層の充実を図るため、全国商工会連合会と「事業承継支援に係る連携協定」を締結するとともに、各都道府県の商工団体とも連携スキームの構築を進めました。海外展開支援につきましては、輸出に意欲のある小規模事業者に対して試験的な輸出の機会を提供する「トライアル輸出」の取組みを開始し、海外への販路開拓などの課題解決に向けた支援に取り組みました。

これらにより、当事業年度の国民一般向け業務における貸付実績は１兆8,569億円（前事業年度比5,545億円減少）となりました。

国民一般向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、貸倒引当金繰入額が増加したことなどにより、経常収益は1,107億円（同110億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は1,173億円（前事業年度は当期純損失511億円）となりました。

〔農林水産業者向け業務〕

当事業年度の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び森林・林業基本計画並びに水産基本法（平成13年法律第89号）及び水産基本計画等の国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、民間金融機関などと連携しながら、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、将来に亘って地域の農林漁業生産を担うべき農林漁業者が物価高等をはじめとした経営環境変化に対応して行う、規模拡大や農林水産物輸出、環境負荷低減や耕畜連携等による新たな経営展開や持続可能な経営構造への転換に対して、その事業性を積極的に評価して円滑な資金供給に努めるとともに、コロナ禍や物価高等の影響を受けた農林漁業者への長期的な視点に立った支援などセーフティネット機能を発揮しました。

成長分野等への対応につきましては、成長を目指す担い手農業者の様々な経営展開の取組みや国産材の安定供給・利用の取組み、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む６次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行いました。

事業承継支援につきましては、農業経営特有の課題を踏まえた「事業承継診断・経営資源マッチング意向確認票」を作成し、経営資源を円滑に引き継ぐ取組みを推進しました。

海外展開支援につきましては、令和４年度第208回通常国会にて「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和４年法律第49号）が成立し、同年10月１日付けで施行されたことに伴い、「農林水産物・食品輸出基盤強化資金」を含めた補助・金融・税制などの政策支援措置の周知や輸出事業計画の策定支援を行いました。また、日本貿易振興機構や貿易商社、農林水産省による農林水産物・食品輸出プロジェクト（ＧＦＰ）等と連携し、輸出に意欲のある農林漁業者等の海外販路開拓を支援しました。

これらにより、当事業年度の農林水産業者向け業務における貸付実績は5,579億円（前事業年度比571億円増加）、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務の引受実績は943百万円（同163百万円増加）となりました。また、農林漁業法人等へ出資する投資事業有限責任組合（ＬＰＳ）への出資約束実績は3,300百万円（前事業年度実績なし）、出資履行実績は607百万円（前事業年度比569百万円増加）となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は472億円（同４億円減少）、特別損益を含めた当期純利益は０円（前事業年度も当期純利益０円）となりました。

〔中小企業者向け融資・証券化支援保証業務〕

当事業年度の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続きコロナ禍や物価高等の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援を最優先とすることでセーフティネット機能を的確に発揮しました。

特にコロナ禍の影響により、財務面に影響をきたした中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本性資金を供給する制度である「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）」を活用し、引き続き民間金融機関とも連携のうえ、中小企業者の円滑な資金調達の実現に積極的に取り組みました。

成長分野等への対応につきましては、中小企業者のニーズに基づき、スタートアップ支援をはじめ、新事業、事業再生、事業承継及び海外展開の分野における支援に取り組みました。

スタートアップ支援につきましては、資金ニーズへの対応のみならず、成長支援として、新たにスタートアップと取引先中小企業の商談機会を提供するイベントを開催したほか、スタートアップを民間金融機関や地方公共団体が開催するイベントに紹介する等、認知度向上に資する取組みを行いました。

新事業支援につきましては、経営環境の変化に合わせ、新製品の開発、新事業分野への進出に積極的に取り組む中小企業者や、女性、若者、高齢者が営む業歴の浅い中小企業者の支援を行いました。

事業再生支援につきましては、コロナ禍において影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化のため、貸出条件の緩和などを積極的に行ったほか、中小企業活性化協議会との連携や、2022年４月に施行された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」も活用した再生支援を行いました。また、2018年度から取扱いを開始したシンジケートローンも活用し、民間金融機関と協調した支援を行いました。

事業承継支援につきましては、資金ニーズへの対応のみならず、情報面の支援として、事業承継診断の推進とともに、事業承継計画策定支援やＭ＆Ａニーズに対する引き合わせ候補先の選定支援、サプライチェーンの維持・発展を事業承継の観点から支援する取組みを行うなど、中小企業者の円滑な事業承継に向けた支援を行いました。

海外展開支援につきましては、クロスボーダーローンやスタンドバイ・クレジット制度も活用して、海外で事業を展開するお客さまの多様な資金ニーズに対応しました。2022年12月には中小企業基盤整備機構及び日本貿易保険と「海外ビジネス支援パッケージ」を構築し、海外展開に取り組む中小企業者に対してビジネスマッチングなどの支援を行ったほか、タイにおいては日タイビジネス商談会、中国においては初めて中国全土を対象とした中国オンライン商談会を開催し、海外での販売強化など、積極的な本業支援を行いました。

これらにより、当事業年度の中小企業者向け融資業務における貸付実績は１兆3,551億円（前事業年度比3,322億円減少）となりました。

このほか、中小企業者向け証券化支援保証業務におきましては、後述のＣＬＯ（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるＣＬＯの一部に保証を付したことにより、保証実績は50億円（同11億円減少）となりました。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、貸倒引当金繰入額が減少したことなどにより、経常収益は673億円（同51億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は482億円（前事業年度は当期純損失1,716億円）となりました。

〔中小企業者向け証券化支援買取業務〕

当事業年度の中小企業者向け証券化支援買取業務におきましては、前事業年度に引き続きＣＬＯの組成を行いました。参加した民間金融機関数は前事業年度の全国23機関から39機関となり、中小企業・小規模事業者に対する無担保資金の供給支援額は前事業年度の1,712社に対する343億円から、1,943社に対する410億円となりました。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は423百万円（前事業年度比142百万円減少）、特別損益を含めた当期純損失は11百万円（前事業年度は当期純利益170百万円）となりました。

〔信用保険等業務〕

当事業年度の信用保険等業務におきましては、引き続き、コロナ禍や物価高等に対応した経営安定関連保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

特に、コロナ禍において影響を受けた中小企業・小規模事業者への支援につきましては、経営安定関連保証、伴走支援型特別保証等に係る保険引受により中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組みました。

また、東日本大震災、台風などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組みました。

成長分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例等を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めたほか、ＮＰＯ法人に係る保険引受を行いました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当事業年度の信用保険等業務における保険引受額は７兆7,620億円（前事業年度比１兆63億円減少）となりました。

信用保険等業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は1,796億円（同23億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は716億円（前事業年度は当期純損失1,420億円）となりました。

〔危機対応円滑化業務〕

当事業年度の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）により定められた「新型コロナウイルス感染症に関する事案」への取組みに努めました。

これにより、当事業年度の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが157億円（前事業年度比2,754億円減少）、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が2,335億円（同3,762億円減少）、指定金融機関に対する利子補給が229億円（同47億円増加）となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は116億円（同10億円減少）、特別損益を含めた当期純損失は314億円（前事業年度は当期純損失227億円）となりました。

〔特定事業等促進円滑化業務〕

当事業年度の特定事業促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業再編促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業再編等を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業適応促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業適応を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け及び利子補給金の支給に関連する業務を行いました。

開発供給等促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

事業基盤強化促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した事業基盤強化を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

導入促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定船舶の導入を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

供給確保促進円滑化業務におきましては、主務大臣が認定した特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けに関連する業務を行いました。

なお、当事業年度の貸付実績は、事業基盤強化促進円滑化業務における貸付けが13億円（前事業年度比71億円減少）、指定金融機関に対する利子補給が１百万円（前事業年度実績なし）となりました。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当事業年度の損益の状況につきましては、経常収益は183百万円（前事業年度比６百万円増加）、特別損益を含めた当期純損失は22百万円（前事業年度は当期純損失12百万円）となりました。

ロ　キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預け金の純増減の増加などにより前事業年度比１兆9,080億円増加して２兆9,335億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出の減少などにより前事業年度比９億円増加して162億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入の減少などにより前事業年度比６兆8,047億円減少して1,386億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比２兆8,111億円減少して１兆5,834億円となりました。

ハ　業務の種類別の業績

（イ）業務別の財産及び損益等の状況

（前事業年度）

（単位：百万円）

	国民一般向け業務	農林水産業者向け業務	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	中小企業者向け証券化支援買取業務	信用保険等業務
経常収益	121,804	47,673	72,500	565	182,005
経常利益又は経常損失（△）	△51,101	54	△171,613	170	△142,087
当期純利益又は当期純損失（△）	△51,181	－	△171,676	170	△142,087
資本金	5,773,243	448,606	3,920,007	24,476	（注）２．－
純資産額	5,241,560	451,248	3,286,367	25,346	5,252,034
総資産	14,815,751	3,606,094	9,132,230	48,157	6,995,667
貸出金残高	12,572,300	3,474,105	8,338,693	－	－
支払承諾（注）３．（支払承諾見返）	－	－	26,565	－	－
備考	－	－	－	（注）４．	（注）４．

	危機対応円滑化業務	特定事業等促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	12,749	177	△380	437,096
経常利益又は経常損失（△）	△22,721	△12	－	△387,312
当期純利益又は当期純損失（△）	△22,721	△12	－	△387,510
資本金	1,446,028	367	－	11,612,727
純資産額	1,158,113	264	－	15,414,935
総資産	5,558,745	111,198	△1,283	40,266,562
貸出金残高	4,359,978	110,815	－	28,855,893
支払承諾（注）３．（支払承諾見返）	－	－	－	26,565
備考	（注）４．	－	－	－

（注）１．上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第１項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

２．信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金（資本準備金）に計上しております。期末の資本剰余金（資本準備金）残高は5,394,121百万円であります。

３．当公庫の保証債務に係る貸借対照表計上額であります。

４．上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

（中小企業者向け証券化支援買取業務）

有価証券（社債）：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券（社債）の保有残高　15,620百万円

（信用保険等業務）

保険契約準備金　：保険引受に係る準備金　1,737,697百万円（保険引受残高：42,092,411百万円）

（危機対応円滑化業務）

補償損失引当金　：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金　25,950百万円
（補償引受残高：2,140,758百万円）

（当事業年度）

（単位：百万円）

	国民一般向け業務	農林水産業者向け業務	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	中小企業者向け証券化支援買取業務	信用保険等業務
経常収益	110,783	47,260	67,355	423	179,653
経常利益又は経常損失（△）	△117,535	57	△48,183	△11	△71,653
当期純損失（△）	△117,388	－	△48,220	△11	△71,653
資本金	5,785,273	453,671	3,986,313	24,476	（注）２．－
純資産額	5,136,201	456,313	3,304,452	25,134	5,237,400
総資産	12,576,912	3,727,719	8,272,985	50,676	7,030,342
貸出金残高	11,976,086	3,607,416	8,251,975	－	－
支払承諾（注）３．（支払承諾見返）	－	－	28,225	－	－
備考	－	－	－	（注）４．	（注）４．

	危機対応円滑化業務	特定事業等促進円滑化業務	消去	合計
経常収益	11,679	183	△358	416,980
経常利益又は経常損失（△）	△31,410	△22	－	△268,760
当期純損失（△）	△31,410	△22	－	△268,708
資本金	1,446,038	407	－	11,696,178
純資産額	1,126,712	282	－	15,286,497
総資産	4,977,341	95,635	△868	36,730,743
貸出金残高	3,808,865	95,260	－	27,739,603
支払承諾（注）３．（支払承諾見返）	－	－	－	28,225
備考	（注）４．	－	－	－

（注）１．上記の各業務別の数値は、公庫法第42条第１項により会社法を準用した監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

２．信用保険等業務においては、日本国政府の出資について資本組入せず、全額を資本剰余金（資本準備金）に計上しております。期末の資本剰余金（資本準備金）残高は5,309,054百万円であります。

３．当公庫の保証債務に係る貸借対照表計上額であります。

４．上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

（中小企業者向け証券化支援買取業務）

有価証券（社債）：証券化支援買取業務に係る当該業務の有価証券（社債）の保有残高　23,200百万円

（信用保険等業務）

保険契約準備金　：保険引受に係る準備金　1,787,277百万円（保険引受残高：40,671,345百万円）

（危機対応円滑化業務）

補償損失引当金　：指定金融機関に対する損害担保契約に係る引当金　28,088百万円
（補償引受残高：2,002,425百万円）

（ロ）国民一般向け業務

ａ　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	101,400
	当事業年度	92,338
うち資金運用収益	前事業年度	104,325
	当事業年度	94,687
うち資金調達費用	前事業年度	2,925
	当事業年度	2,349
役務取引等収支	前事業年度	△622
	当事業年度	△614
うち役務取引等収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うち役務取引等費用	前事業年度	622
	当事業年度	614
その他業務収支	前事業年度	△52
	当事業年度	△15
うちその他業務収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うちその他業務費用	前事業年度	52
	当事業年度	15

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	12,889,998	104,325	0.81
	当事業年度	12,492,068	94,687	0.76
うち貸出金	前事業年度	12,830,620	104,325	0.81
	当事業年度	12,457,066	94,686	0.76
うち有価証券	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち預け金	前事業年度	59,377	0	0.00
	当事業年度	35,001	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	10,338,658	2,925	0.03
	当事業年度	8,418,229	2,349	0.03
うち借用金	前事業年度	9,752,999	2,724	0.03
	当事業年度	8,035,257	2,148	0.03
うち短期社債	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち社債	前事業年度	585,659	200	0.03
	当事業年度	382,780	201	0.05

（注）　資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c　業種別貸出金残高の状況

種類	2022年３月31日現在		2023年３月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内	12,696,293	100.00	12,156,361	100.00
製造業	1,023,436	8.06	977,998	8.05
農業	49,192	0.39	48,352	0.40
林業	13,028	0.10	13,145	0.11
漁業	32,191	0.25	29,808	0.25
鉱業	4,630	0.04	4,285	0.04
建設業	1,880,111	14.81	1,811,165	14.90
電気・ガス・熱供給・水道業	167,091	1.32	142,021	1.17
情報通信業	321,997	2.54	311,203	2.56
運輸業	374,532	2.95	360,054	2.96
卸売・小売業	2,320,360	18.28	2,220,054	18.26
金融・保険業	41,495	0.33	38,861	0.32
不動産業	960,100	7.56	900,249	7.41
各種サービス業	3,098,321	24.40	2,971,413	24.44
地方公共団体	―	―	―	―
その他	1,448,376	11.41	1,372,412	11.29
教育貸付等	961,427	7.57	955,335	7.86
海外	―	―	―	―
合計	12,696,293	100.00	12,156,361	100.00

（注）１．業種区分は、国民一般向け業務におけるものであります。
２．上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は122,914百万円（仮払金に係る部分直接償却額129百万円は除く。）、貸付受入金は1,078百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は179,546百万円（仮払金に係る部分直接償却額96百万円は除く。）、貸付受入金は727百万円であります。

（ハ）農林水産業者向け業務

ａ　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	5,144
	当事業年度	5,337
うち資金運用収益	前事業年度	22,102
	当事業年度	21,042
うち資金調達費用	前事業年度	16,958
	当事業年度	15,705
役務取引等収支	前事業年度	△2,053
	当事業年度	△2,192
うち役務取引等収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うち役務取引等費用	前事業年度	2,053
	当事業年度	2,192
その他業務収支	前事業年度	△25
	当事業年度	2
うちその他業務収益	前事業年度	2
	当事業年度	29
うちその他業務費用	前事業年度	28
	当事業年度	27

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	3,307,495	22,102	0.67
	当事業年度	3,401,825	21,042	0.62
うち貸出金	前事業年度	3,285,656	22,102	0.67
	当事業年度	3,368,005	21,040	0.62
うち有価証券	前事業年度	3,222	―	―
	当事業年度	3,510	―	―
うち預け金	前事業年度	18,617	0	0.00
	当事業年度	30,310	1	0.00
資金調達勘定	前事業年度	3,031,454	16,958	0.56
	当事業年度	3,095,403	15,705	0.51
うち借用金	前事業年度	2,821,372	14,166	0.50
	当事業年度	2,902,292	13,078	0.45
うち短期社債	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち社債	前事業年度	209,465	2,792	1.33
	当事業年度	192,892	2,626	1.36

（注）１．資金運用勘定は、無利息貸出金及び預け金の平均残高を控除して表示しております。
２．資金調達勘定は、無利息借用金の平均残高を控除して表示しております。

c　業種別貸出金残高の状況

種類	2022年３月31日現在		2023年３月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内	3,551,731	100.00	3,670,895	100.00
製造業	436,914	12.30	427,677	11.65
農業	1,898,333	53.45	2,055,019	55.98
林業	220,395	6.21	216,309	5.89
漁業	185,234	5.22	183,033	4.99
鉱業	5	0.00	4	0.00
建設業	2,416	0.07	2,516	0.07
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―	―	―
情報通信業	―	―	―	―
運輸業	―	―	―	―
卸売・小売業	119,722	3.37	122,663	3.34
金融・保険業	―	―	―	―
不動産業	―	―	―	―
各種サービス業	196,148	5.52	185,563	5.05
地方公共団体	297,366	8.37	283,793	7.73
その他	195,193	5.50	194,315	5.29
海外	―	―	―	―
合計	3,551,731	100.00	3,670,895	100.00

（注）１．業種区分は、農林水産業者向け業務におけるものであります。
２．上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は15,811百万円（仮払金に係る部分直接償却額80百万円は除く。）、貸付受入金は61,814百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は16,368百万円（仮払金に係る部分直接償却額75百万円は除く。）、貸付受入金は47,111百万円であります。

d　有価証券の状況

種類	2022年３月31日現在残高	2023年３月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	―	―
地方債	―	―
社債	―	―
株式	2,530	2,530
その他の証券	882	1,385
合計	3,412	3,915

（ニ）中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

ａ　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	54,794
	当事業年度	49,870
うち資金運用収益	前事業年度	58,615
	当事業年度	54,116
うち資金調達費用	前事業年度	3,820
	当事業年度	4,245
役務取引等収支	前事業年度	102
	当事業年度	120
うち役務取引等収益	前事業年度	162
	当事業年度	177
うち役務取引等費用	前事業年度	59
	当事業年度	57
その他業務収支	前事業年度	△27
	当事業年度	△488
うちその他業務収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うちその他業務費用	前事業年度	27
	当事業年度	488

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	8,438,885	58,615	0.69
	当事業年度	8,442,768	54,116	0.64
うち貸出金	前事業年度	8,382,899	58,613	0.70
	当事業年度	8,406,756	54,115	0.64
うち有価証券	前事業年度	17	0	2.47
	当事業年度	16	0	2.13
うち預け金	前事業年度	55,968	0	0.00
	当事業年度	35,994	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	6,032,759	3,820	0.06
	当事業年度	5,369,675	4,245	0.08
うち借用金	前事業年度	5,585,781	2,948	0.05
	当事業年度	5,000,461	3,507	0.07
うち短期社債	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち社債	前事業年度	446,785	872	0.20
	当事業年度	369,021	738	0.20

（注）　資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c　業種別貸出金残高の状況

種類	2022年３月31日現在		2023年３月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内	8,432,699	100.00	8,365,759	100.00
製造業	3,231,204	38.32	3,222,269	38.52
農業	―	―	―	―
林業	―	―	―	―
漁業	―	―	―	―
鉱業	7,780	0.09	7,614	0.09
建設業	534,493	6.34	527,163	6.30
電気・ガス・熱供給・水道業	184,414	2.19	169,168	2.02
情報通信業	182,505	2.16	186,628	2.23
運輸業	706,216	8.37	716,520	8.56
卸売・小売業	1,450,184	17.20	1,436,496	17.17
金融・保険業	3,361	0.04	2,568	0.03
不動産業	524,265	6.22	511,920	6.12
各種サービス業	1,608,274	19.07	1,585,410	18.95
地方公共団体	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
海外	―	―	―	―
合計	8,432,699	100.00	8,365,759	100.00

（注）１．業種区分は、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務におけるものであります。
２．上記数値には、社債の取得を含み、設備貸与機関貸付を含んでおりません。前事業年度末における社債の取得は17百万円、設備貸与機関貸付は19百万円であり、当事業年度末における社債の取得は15百万円、設備貸与機関貸付の残高はありません。
３．上記数値は、部分直接償却実施前かつ貸付受入金控除前の計数であり、前事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は74,117百万円（求償権等142百万円を除く。）、貸付受入金は19,890百万円であり、当事業年度末における貸付金に係る部分直接償却額は82,547百万円（求償権等134百万円を除く。）、貸付受入金は31,220百万円であります。

d　有価証券の状況

種類	2022年３月31日現在残高	2023年３月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	―	―
地方債	―	―
社債	17	15
株式	0	1
その他の証券	―	―
合計	17	16

（ホ）中小企業者向け証券化支援買取業務

ａ　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	209
	当事業年度	211
うち資金運用収益	前事業年度	212
	当事業年度	219
うち資金調達費用	前事業年度	3
	当事業年度	8
役務取引等収支	前事業年度	△161
	当事業年度	△181
うち役務取引等収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うち役務取引等費用	前事業年度	161
	当事業年度	181
その他業務収支	前事業年度	208
	当事業年度	63
うちその他業務収益	前事業年度	229
	当事業年度	89
うちその他業務費用	前事業年度	20
	当事業年度	26

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	38,340	212	0.56
	当事業年度	42,823	219	0.51
うち貸出金	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち有価証券	前事業年度	31,833	212	0.67
	当事業年度	35,513	219	0.62
うち預け金	前事業年度	6,507	0	0.00
	当事業年度	7,309	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	21,086	3	0.01
	当事業年度	22,604	8	0.04
うち借用金	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち短期社債	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち社債	前事業年度	21,086	3	0.01
	当事業年度	22,604	8	0.04

（注）　資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c　有価証券の状況

種類	2022年３月31日現在残高	2023年３月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	21,166	21,160
地方債	―	―
社債	15,620	23,200
株式	―	―
その他の証券	―	―
合計	36,786	44,360

（へ）信用保険等業務

a　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	156
	当事業年度	1,338
うち資金運用収益	前事業年度	156
	当事業年度	1,338
うち資金調達費用	前事業年度	―
	当事業年度	―
保険引受収支	前事業年度	△132,796
	当事業年度	△65,824
うち保険引受収益	前事業年度	181,680
	当事業年度	178,170
うち保険引受費用	前事業年度	314,476
	当事業年度	243,994
その他業務収支	前事業年度	―
	当事業年度	―
うちその他業務収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うちその他業務費用	前事業年度	―
	当事業年度	―

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	4,659,008	156	0.00
	当事業年度	6,996,764	1,338	0.02
うち貸出金	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち有価証券	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち預け金	前事業年度	4,659,008	156	0.00
	当事業年度	6,996,764	1,338	0.02
資金調達勘定	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち借用金	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち短期社債	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち社債	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－

（注）　資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c　業種別保険引受残高の状況

種類	2022年３月31日現在		2023年３月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内	42,092,411	100.00	40,671,345	100.00
製造業	8,033,400	19.09	7,734,460	19.02
農業	―	―	―	―
林業	―	―	―	―
漁業	―	―	―	―
鉱業	49,583	0.12	48,002	0.12
建設業	9,437,060	22.42	9,097,796	22.37
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―	―	―
情報通信業	―	―	―	―
運輸業	2,010,853	4.78	1,957,383	4.81
卸売・小売業	10,410,690	24.73	10,059,408	24.73
金融・保険業	―	―	―	―
不動産業	2,342,200	5.56	2,340,775	5.76
各種サービス業	9,485,086	22.53	9,125,322	22.44
地方公共団体	―	―	―	―
その他	323,536	0.77	308,196	0.76
海外	―	―	―	―
合計	42,092,411	100.00	40,671,345	100.00

（注）　業種区分は、信用保険等業務におけるものであります。

（ト）危機対応円滑化業務

ａ　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	138
	当事業年度	100
うち資金運用収益	前事業年度	5,767
	当事業年度	4,681
うち資金調達費用	前事業年度	5,628
	当事業年度	4,581
役務取引等収支	前事業年度	3,371
	当事業年度	3,340
うち役務取引等収益	前事業年度	3,371
	当事業年度	3,340
うち役務取引等費用	前事業年度	―
	当事業年度	―
その他業務収支	前事業年度	△19,910
	当事業年度	△24,739
うちその他業務収益	前事業年度	―
	当事業年度	―
うちその他業務費用	前事業年度	19,910
	当事業年度	24,739

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	5,381,996	5,767	0.11
	当事業年度	5,340,926	4,681	0.09
うち貸出金	前事業年度	4,635,151	5,756	0.12
	当事業年度	4,189,196	4,654	0.11
うち有価証券	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち預け金	前事業年度	746,845	11	0.00
	当事業年度	1,151,730	27	0.00
資金調達勘定	前事業年度	4,635,365	5,628	0.12
	当事業年度	4,189,493	4,581	0.11
うち借用金	前事業年度	4,485,151	5,754	0.13
	当事業年度	4,093,990	4,653	0.11
うち短期社債	前事業年度	－	－	－
	当事業年度	－	－	－
うち社債	前事業年度	150,214	△126	△0.08
	当事業年度	95,502	△72	△0.08

（注）１．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。
２．資金調達勘定のうち社債については、額面金額を上回る発行価額であり、その差額を利息に含めて処理しているため、利回りがマイナスとなっております。

c　業種別貸出金残高の状況

危機対応円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（2023年３月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比5,511億円減少して３兆8,088億円となっております。

d　損害担保残高の状況

危機対応円滑化業務における損害担保契約先は、指定金融機関であり、当事業年度末（2023年３月31日）現在の損害担保契約の補償引受残高は、前事業年度末比1,383億円減少して２兆24億円となっております。

（チ）特定事業等促進円滑化業務

ａ　収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	0
	当事業年度	0
うち資金運用収益	前事業年度	99
	当事業年度	102
うち資金調達費用	前事業年度	99
	当事業年度	102
役務取引等収支	前事業年度	－
	当事業年度	－
うち役務取引等収益	前事業年度	－
	当事業年度	－
うち役務取引等費用	前事業年度	－
	当事業年度	－
その他業務収支	前事業年度	－
	当事業年度	△1
うちその他業務収益	前事業年度	－
	当事業年度	－
うちその他業務費用	前事業年度	－
	当事業年度	1

b　資金運用／調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前事業年度	109,376	99	0.09
	当事業年度	100,652	102	0.10
うち貸出金	前事業年度	109,366	99	0.09
	当事業年度	100,642	102	0.10
うち有価証券	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち預け金	前事業年度	9	0	0.00
	当事業年度	9	0	0.00
資金調達勘定	前事業年度	109,366	99	0.09
	当事業年度	100,642	102	0.10
うち借用金	前事業年度	109,366	99	0.09
	当事業年度	100,642	102	0.10
うち短期社債	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―
うち社債	前事業年度	―	―	―
	当事業年度	―	―	―

（注）　資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

c　業種別貸出金残高の状況

特定事業等促進円滑化業務における貸出先は、指定金融機関に対してのみであり、当事業年度末（2023年３月31日）現在の貸出金残高は、前事業年度末比155億円減少して952億円となっております。

（２）生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、業務の性質上、該当する情報がないので記載しておりません。

（３）財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

イ　経営成績の分析

（イ）主な収支

当事業年度は、資金運用収支が前事業年度比126億円減少して1,491億円の黒字、役務取引等収支が前事業年度比１億円減少して４億円の黒字、保険引受収支が前事業年度比669億円増加して658億円の赤字、その他業務収支が前事業年度比53億円減少して251億円の赤字となりました。政府補給金収入523億円を含めた粗利益は前事業年度比474億円増加して1,110億円の黒字となりました。これから営業経費1,317億円を控除した結果、実質業務純益は前事業年度比437億円増加して207億円の赤字となりました。特別損益などを含めた当期純損失は前事業年度比1,188億円減少して2,687億円となりました。

		前事業年度 （2022年３月期）	当事業年度 （2023年３月期）	前事業年度比
資金運用収支（億円）	①	1,618	1,491	△126
資金運用収益（億円）		1,912	1,761	△150
資金調達費用（億円）		294	269	△24
役務取引等収支（億円）	②	6	4	△1
役務取引等収益（億円）		35	35	△0
役務取引等費用（億円）		28	30	1
保険引受収支（億円）	③	△1,327	△658	669
保険引受収益（億円）		1,816	1,781	△35
保険引受費用（億円）		3,144	2,439	△704
その他業務収支（億円）	④	△198	△251	△53
その他業務収益（億円）		2	1	△1
その他業務費用（億円）		200	252	52
政府補給金収入（億円）	⑤	536	523	△13
粗利益（億円） （＝①＋②＋③＋④＋⑤）	⑥	635	1,110	474
営業経費（億円）	⑦	1,280	1,317	37
実質業務純益（億円）	⑥－⑦	△644	△207	437
その他経常収支（億円）		△3,228	△2,480	748
その他経常収益（億円）		66	66	△0
その他経常費用（億円）		3,295	2,546	△748
経常損失（△）（億円）		△3,873	△2,687	1,185
特別損益（億円）		△1	0	2
当期純損失（△）（億円）		△3,875	△2,687	1,188

（ロ）与信関係費用

当事業年度の貸倒引当金繰入額は、一般貸倒引当金繰入額337億円、個別貸倒引当金繰入額1,749億円を合わせて前事業年度比826億円減少の2,086億円となりました。貸出金償却267億円、債権売却損等29億円、補償損失引当金繰入額131億円、償却債権取立益10億円を含めて与信関係費用全体としては前事業年度比725億円減少して2,505億円となりました。

	前事業年度 （2022年３月期）	当事業年度 （2023年３月期）	前事業年度比
貸倒引当金繰入額（億円）　①	2,913	2,086	△826
一般貸倒引当金繰入額（億円）	1,516	337	△1,179
個別貸倒引当金繰入額（億円）	1,396	1,749	353
貸出金償却（億円）　②	226	267	40
債権売却損等（億円）　③	8	29	21
補償損失引当金繰入額（億円）　④	91	131	39
償却債権取立益（億円）　⑤	9	10	1
与信関係費用（億円） （＝①＋②＋③＋④－⑤）	3,230	2,505	△725

ロ　財政状態の分析

（イ）貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、27兆7,396億円となり、前事業年度末と比較して１兆1,162億円の減少となりました。

業務勘定別では、国民一般向け業務が前事業年度末比5,962億円減少して11兆9,760億円、農林水産業者向け業務が前事業年度末比1,333億円増加して３兆6,074億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が前事業年度末比867億円減少して８兆2,519億円、中小企業者向け証券化支援買取業務及び信用保険等業務が前事業年度末及び当事業年度末とも貸出金残高はなく、危機対応円滑化業務が前事業年度末比5,511億円減少して３兆8,088億円、特定事業等促進円滑化業務が前事業年度末比155億円減少して952億円となっております。

○リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

当公庫は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

ａ　国民一般向け業務

	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額（億円）	184	196	11
危険債権額（億円）	933	1,140	206
要管理債権額（億円）	5,420	7,570	2,149
３月以上延滞債権額（億円）	0	0	0
貸出条件緩和債権額（億円）	5,420	7,569	2,149
合計額（A）（億円）	6,538	8,906	2,368
正常債権額（億円）	119,241	110,906	△8,335

総与信残高（末残）（億円）	125,779	119,813	△5,966
総与信残高比（%）	5.20	7.43	2.24

貸倒引当金（B）（億円）	1,192	1,532	339
引当率（B／A×100）（%）	18.23	17.20	△1.03

（注）　正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

b　農林水産業者向け業務

	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額（億円）	55	56	1
危険債権額（億円）	779	929	150
要管理債権額（億円）	459	725	266
３月以上延滞債権額（億円）	6	8	2
貸出条件緩和債権額（億円）	452	716	264
合計額（A）（億円）	1,293	1,711	417
正常債権額（億円）	33,513	34,425	911

総与信残高（末残）（億円）	34,807	36,137	1,329
総与信残高比（%）	3.72	4.74	1.02

貸倒引当金（B）（億円）	187	265	77
引当率（B／A×100）（%）	14.50	15.50	1.00

（注）　正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

c　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額（億円）	74	90	16
危険債権額（億円）	7,969	8,305	336
要管理債権額（億円）	1,367	1,478	110
３月以上延滞債権額（億円）	―	―	―
貸出条件緩和債権額（億円）	1,367	1,478	110
合計額（A）（億円）	9,411	9,875	463
正常債権額（億円）	74,264	72,953	△1,311

総与信残高（末残）（億円）	83,676	82,828	△847
総与信残高比（%）	11.25	11.92	0.67

貸倒引当金（B）（億円）	2,909	3,238	329
引当率（B／A×100）（%）	30.91	32.80	1.89

（注）１．正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。
２．2022年３月末及び2023年３月末の総与信残高は要管理先の求償権で弁済契約を締結したものを含み、合計(A)及び正常債権の合計と相違しております。

d　中小企業者向け証券化支援買取業務

2022年３月31日現在及び2023年３月31日現在においてリスク管理債権及び金融再生法開示債権の残高がありません。

e　信用保険等業務

2022年３月31日現在及び2023年３月31日現在においてリスク管理債権及び金融再生法開示債権の残高がありません。

f　危機対応円滑化業務

	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額（億円）	－	－	－
危険債権額（億円）	－	－	－
要管理債権額（億円）	－	－	－
３月以上延滞債権額（億円）	－	－	－
貸出条件緩和債権額（億円）	－	－	－
合計額（A）（億円）	－	－	－
正常債権額（億円）	43,601	38,089	△5,511

総与信残高（末残）（億円）	43,601	38,089	△5,511
総与信残高比（%）	－	－	－

貸倒引当金（B）（億円）	－	－	－
引当率（B／A×100）（%）	－	－	－

（注）　正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

ｇ　特定事業等促進円滑化業務

	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）	前事業年度末比 増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額（億円）	－	－	－
危険債権額（億円）	－	－	－
要管理債権額（億円）	－	－	－
３月以上延滞債権額（億円）	－	－	－
貸出条件緩和債権額（億円）	－	－	－
合計額（A）（億円）	－	－	－
正常債権額（億円）	1,108	952	△155

総与信残高（末残）（億円）	1,108	952	△155
総与信残高比（%）	－	－	－

貸倒引当金（B）（億円）	－	－	－
引当率（B／A×100）（%）	－	－	－

（注）　正常債権に対する一般貸倒引当金は含んでおりません。

（ロ）証券化支援

証券化支援保証業務につきましては、前事業年度に引き続き実施されたＣＬＯ（貸付債権担保証券）の組成において、機関投資家向けに販売されるＣＬＯの一部に保証を付したこと、また、スタンドバイ・クレジット制度の取扱いにより、当事業年度末の保証債務残高が前事業年度末と比較して16億円増加して、282億円となっております。なお、ＣＬＯの組成に関する保証債務残高は16億円増加して232億円、スタンドバイ・クレジット制度の保証債務残高は０億円増加して49億円となっております。

証券化支援買取業務につきましては、上記ＣＬＯの組成に伴い、社債残高は前事業年度末と比較して75億円増加して、232億円となっております。

なお、信託受益権（その他の証券）残高は前事業年度末と同様に０円となっております。

（ハ）信用保険

当事業年度末の保険引受残高は40兆6,713億円となり、償還が進んだことなどにより、前事業年度末と比較して１兆4,210億円の減少となっております。

（ニ）政府からの補給金及び出資金

前事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が158億円、農林水産業者向け業務が248億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が127億円、危機対応円滑化業務が１億円、特定事業等促進円滑化業務が０億円、当公庫全体で536億円となっております。

また、前事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が２兆7,755億円、農林水産業者向け業務が237億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が１兆3,730億円、信用保険等業務が２兆3,227億円、危機対応円滑化業務が4,500億円、特定事業等促進円滑化業務が１億円、当公庫全体で６兆9,452億円となっております。

当事業年度における政府からの補給金収入は、国民一般向け業務が143億円、農林水産業者向け業務が255億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が122億円、危機対応円

滑化業務が１億円、特定事業等促進円滑化業務が０億円、当公庫全体で523億円となっております。

**　また、当事業年度における政府からの出資金の受入額は、国民一般向け業務が120億円、農林水産業者向け業務が50億円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務が663億円、信用保険等業務が570億円、危機対応円滑化業務が０億円、特定事業等促進円滑化業務が０億円、当公庫全体で1,404億円となっております。**

（参考）資産の査定

当公庫は、金融再生法の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて、当公庫の貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権
要管理債権とは、３月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

ａ　国民一般向け業務

債権の区分	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	184	196
危険債権（億円）	933	1,140
要管理債権（億円）	5,420	7,570
正常債権（億円）	119,241	110,906

ｂ　農林水産業者向け業務

債権の区分	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	55	56
危険債権（億円）	779	929
要管理債権（億円）	459	725
正常債権（億円）	33,513	34,425

c　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

債権の区分	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	74	90
危険債権（億円）	7,969	8,305
要管理債権（億円）	1,367	1,478
正常債権（億円）	74,264	72,953

d　中小企業者向け証券化支援買取業務

2022年３月31日現在及び2023年３月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

e　信用保険等業務

2022年３月31日現在及び2023年３月31日現在において金融再生法開示債権の残高がありません。

f　危機対応円滑化業務

債権の区分	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	－	－
危険債権（億円）	－	－
要管理債権（億円）	－	－
正常債権（億円）	43,601	38,089

g　特定事業等促進円滑化業務

債権の区分	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	－	－
危険債権（億円）	－	－
要管理債権（億円）	－	－
正常債権（億円）	1,108	952

ハ　キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、信用保険等業務の増加などにより前事業年度比１兆9,080億円増加して２兆9,335億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務の増加などにより前事業年度比９億円増加して162億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、国民一般向け業務の減少などにより前事業年度比６兆8,047億円減少して1,386億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末比２兆8,111億円減少して１兆5,834億円となりました。

（イ）営業活動によるキャッシュ・フロー

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年３月期）	当事業年度 （2023年３月期）	前事業年度比増減
国民一般向け業務	△1,558,344	△1,625,627	△67,282
農林水産業者向け業務	13,920	△4,172	△18,093
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	△762,617	△798,547	△35,929
中小企業者向け証券化支援買取業務	1,526	2,517	991
信用保険等業務	△2,525,245	△56,469	2,468,776
危機対応円滑化業務	△10,906	△451,266	△440,359
特定事業等促進円滑化業務	△8	△16	△8
合計	△4,841,675	△2,933,581	1,908,093

（ロ）投資活動によるキャッシュ・フロー

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年３月期）	当事業年度 （2023年３月期）	前事業年度比増減
国民一般向け業務	△7,911	△2,866	5,044
農林水産業者向け業務	△2,977	△2,322	655
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	△3,017	△1,884	1,133
中小企業者向け証券化支援買取業務	△2,427	△7,695	△5,268
信用保険等業務	△912	△1,422	△509
危機対応円滑化業務	△1	△1	0
特定事業等促進円滑化業務	△0	△91	△90
合計	△17,248	△16,283	964

（ハ）財務活動によるキャッシュ・フロー

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年３月期）	当事業年度 （2023年３月期）	前事業年度比増減
国民一般向け業務	2,774,389	10,920	△2,763,468
農林水産業者向け業務	23,594	4,875	△18,718
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,372,703	65,924	△1,306,778
中小企業者向け証券化支援買取業務	△75	△85	△9
信用保険等業務	2,322,639	56,962	△2,265,676
危機対応円滑化業務	450,066	8	△450,057
特定事業等促進円滑化業務	98	38	△59
合計	6,943,415	138,646	△6,804,769

（ニ）現金及び現金同等物の残高

（単位：百万円）

	前事業年度末 （2022年３月末）	当事業年度末 （2023年３月末）	前事業年度末比増減
国民一般向け業務	2,433,921	816,348	△1,617,573
農林水産業者向け業務	90,097	88,479	△1,618
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,364,159	629,688	△734,471
中小企業者向け証券化支援買取業務	11,000	5,737	△5,262
信用保険等業務	36,650	35,722	△928
危機対応円滑化業務	458,479	7,219	△451,259
特定事業等促進円滑化業務	300	231	△68
合計	4,394,610	1,583,426	△2,811,183

ニ　資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当公庫は、国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対して、種々の手法により、政策金融を的確に実施するため、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などによる安定的な長期資金の調達を行っており、短期借入金に過度に依存しておりません。

当事業年度における資金調達額は、財政融資資金によるものが7,406億円（前事業年度比１兆1,098億円減少）、財投機関債の発行によるものが209億円（同291億円減少）、政府からの出資金によるものが1,404億円（同６兆8,047億円減少）などであり、その主要な使途は、貸出金等の長期的投融資資金及び業務運営上の経費支払等の運転資金であります。

なお、資金の流動性につきまして、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、当期首比２兆8,111億円減少して１兆5,834億円となりました。

ホ　重要な会計上の見積り

当公庫の財務諸表で採用する重要な会計上の見積りは、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

なお、本項への記載項目のうち、将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

５　【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６　【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

2023年３月期における設備投資等の概要は、以下のとおりであります。

（１）設備投資の総額

（単位：百万円）

業務	設備投資の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	4,727	情報システム関連投資等
農林水産業者向け業務	1,417	情報システム関連投資等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	2,035	情報システム関連投資等
中小企業者向け証券化支援買取業務	―	―
信用保険等業務	1,500	情報システム関連投資等
危機対応円滑化業務	4	情報システム関連投資
特定事業等促進円滑化業務	92	情報システム関連投資
計	9,779	

（２）処分（売却及び除却）した設備の総額

（単位：百万円）

業務	処分（売却及び除却）した設備の総額	目的及び内容
国民一般向け業務	851	不動産等
農林水産業者向け業務	33	不動産等
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	2	不動産等
中小企業者向け証券化支援買取業務	―	―
信用保険等業務	0	什器
危機対応円滑化業務	―	―
特定事業等促進円滑化業務	―	―
計	886	

２ 【主要な設備の状況】

2023年３月末における当公庫の主要な設備は、以下のとおりであります。

（１）国民一般向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 （人）
			面積 （㎡）	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	201,239	63,721	27,070	399	91,191	4,465 [1,024]

（注）１．動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
２．臨時従業員数は［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（２）農林水産業者向け業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 （人）
			面積 （㎡）	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	55,713	24,922	7,485	85	32,493	848 [118]

（注）１．動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
２．臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（３）中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 （人）
			面積 （㎡）	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	87,101	35,700	11,125	148	46,975	1,701 [423]

（注）１．動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
２．従業員数については、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務及び中小企業者向け証券化支援買取業務の合計の人数を記載しております。
３．臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（４）中小企業者向け証券化支援買取業務
該当事項はありません。

（５）信用保険等業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 （人）
			面積 （㎡）	帳簿価額（百万円）				
本店ほか	東京都 千代田区等	事務所・舎宅等	4,698	13,968	3,196	11	17,175	262 [23]

（注）１．動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。
２．臨時従業員数は［　］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（６）危機対応円滑化業務
該当事項はありません。

（７）特定事業等促進円滑化業務
該当事項はありません。

３　【設備の新設、除却等の計画】
2023年３月末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、以下のとおりであります。
（１）国民一般向け業務
新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	10,317	5,169	自己資金	―	―

（２）農林水産業者向け業務

新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,778	1,502	自己資金	―	―

（３）中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	4,046	2,253	自己資金	―	―

（４）中小企業者向け証券化支援買取業務

該当事項はありません。

（５）信用保険等業務

新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	3,756	2,333	自己資金	―	―

（６）危機対応円滑化業務

該当事項はありません。

（７）特定事業等促進円滑化業務

新設・改修等

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了
本店ほか	東京都 千代田区等	改修等	情報システム	143	102	自己資金	―	―

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

（１） 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	46,285,584,430,964
計	46,285,584,430,964

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （2023年３月31日）	提出日現在 発行数（株） （2023年６月22日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,732,826,406,741	21,732,826,406,741	非上場	権利内容になんら限定のない当公庫における標準的な株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
計	21,732,826,406,741	21,732,826,406,741	―	―

（注）１．公庫法第３条の規定に基づき、当公庫の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。
２．統合前の国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は公庫法附則第８条、第15条第２項、第16条第２項、第17条第２項及び第18条第２項の規定に基づき、2008年10月１日付けで当公庫に現物出資しており、同法附則第12条の規定に基づき取得した株式（3,170,981,407,741株）を日本国政府に無償譲渡しております。

（２） 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３） 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）　【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本剰余金 増減額 （百万円）	資本剰余金 残高 （百万円）
2018年 ６月28日 （注）２．	60,000,000 50,700,000,000 68,000,000	10,216,677,107,741	60 ― 68	4,125,049	― 50,700 ―	2,120,184
2018年 12月21日 （注）３．	22,166,000,000 350,000,000 10,300,000,000 49,700,000,000	10,299,193,107,741	22,166 350 10,300 ―	4,157,865	― ― ― 49,700	2,169,884
2019年 １月24日 （注）４．	3,633,000,000 1,400,000,000	10,304,226,107,741	3,633 1,400	4,162,898	― ―	2,169,884
2019年 ３月28日 （注）５．	3,000,000,000 30,000,000,000	10,337,226,107,741	3,000 30,000	4,195,898	― ―	2,169,884
2019年 ６月27日 （注）６．	60,000,000 46,200,000,000 68,000,000	10,383,554,107,741	60 ― 68	4,196,026	― 46,200 ―	2,216,084
2020年 １月23日 （注）７．	2,829,000,000 1,000,000,000	10,387,383,107,741	2,829 1,000	4,199,855	― ―	2,216,084
2020年 ３月26日 （注）８．	17,339,000,000 2,832,000,000 43,852,000,000 13,000,000,000	10,464,406,107,741	17,339 2,832 43,852 ―	4,263,878	― ― ― 13,000	2,229,084
2020年 ３月27日 （注）９．	37,042,000,000 23,300,000,000 4,700,000,000	10,529,448,107,741	37,042 23,300 ―	4,324,220	― ― 4,700	2,233,784
2020年 ６月９日 （注）10．	573,513,000,000 16,359,000,000 398,000,000,000 43,500,000,000 10,576,000,000	11,571,396,107,741	573,513 16,359 398,000 ― 10,576	5,322,668	― ― ― 43,500 ―	2,277,284
2020年 ７月13日 （注）11．	1,206,200,000,000	12,777,596,107,741	―	5,322,668	1,206,200	3,483,484
2020年 10月８日 （注）12．	1,676,000,000 800,000,000 900,000,000	12,780,972,107,741	1,676 800 ―	5,325,144	― ― 900	3,484,384
2021年 １月14日 （注）13．	221,853,000,000 3,694,000,000 47,800,000,000 700,000,000	13,055,019,107,741	221,853 3,694 47,800 700	5,599,191	― ― ― ―	3,484,384
2021年 ３月25日 （注）14．	1,476,000,000 400,000,000	13,056,895,107,741	1,476 400	5,601,067	― ―	3,484,384
2021年 ３月31日 （注）15．	975,577,000,000 2,407,000,000 396,000,000,000 201,100,000,000 15,150,000,000	14,647,129,107,741	975,577 2,407 396,000 ― 15,150	6,990,201	― ― ― 201,100 ―	3,685,484
2021年 ６月３日 （注）24．	―	14,647,129,107,741	―	6,990,201	△432,562	3,252,921

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本剰余金 増減額 （百万円）	資本剰余金 残高 （百万円）
2021年 6月29日 （注）16.	60,000,000 46,600,000,000 68,000,000	14,693,857,107,741	60 － 68	6,990,329	－ 46,600 －	3,299,521
2022年 2月15日 （注）17.	2,775,400,000,000 23,408,000,000 349,000,000,000 100,000,000	17,841,765,107,741	2,775,400 23,408 349,000 100	10,138,237	－ － － －	3,299,521
2022年 2月16日 （注）18.	1,373,000,000,000 2,276,100,000,000	21,490,865,107,741	1,373,000 －	11,511,237	－ 2,276,100	5,575,621
2022年 3月18日 （注）19.	105,000,000 70,000,000	21,491,040,107,741	105 70	11,511,412	－ －	5,575,621
2022年 3月30日 （注）20.	315,000,000 101,000,000,000	21,592,355,107,741	315 101,000	11,612,727	－ －	5,575,621
2022年 6月1日 （注）25.	－	21,592,355,107,741	－	11,612,727	△142,087	5,433,534
2022年 6月30日 （注）21.	65,000,000 47,320,000,000 10,000,000 40,000,000	21,639,790,107,741	65 － 10 40	11,612,842	－ 47,320 － －	5,480,854
2023年 3月17日 （注）22.	12,030,299,000 5,000,000,000 6,000,000 9,700,000,000	21,666,526,406,741	12,030 5,000 6 －	11,629,878	－ － － 9,700	5,490,554
2023年 3月20日 （注）23.	66,300,000,000	21,732,826,406,741	66,300	11,696,178	－	5,490,554

（注）1．資本剰余金には、資本準備金に加え、経営改善資金特別準備金（国民一般向け業務）が含まれております。
2．～23．については、日本国政府に対する有償株主割当によるものです。当公庫では、公庫法第４条第３項の規定に基づき、日本国政府の出資により増加する資本金及び資本剰余金について業務ごとの経理区分に整理することとされており、上表については業務別の表示をしており、業務ごとの取締役会決議を経て各日付において出資金を受入れております。
なお、株式発行価格はすべて１円であります。資本組入額は信用保険等業務を除き全額であり、信用保険等業務はその全額を資本剰余金（資本準備金）組入れとしております。

2．（農林水産業者向け業務）　増加株式数：　60百万株（割当比率１：0.0000059）
（信用保険等業務）　増加株式数：　50,700百万株（割当比率１：0.0050）
（危機対応円滑化業務）　増加株式数：　68百万株（割当比率１：0.0000067）

3．（国民一般向け業務）　増加株式数：　22,166百万株（割当比率１：0.0022）
（農林水産業者向け業務）　増加株式数：　350百万株（割当比率１：0.000034）
（中小企業者向け業務）　増加株式数：　10,300百万株（割当比率１：0.0010）
（信用保険等業務）　増加株式数：　49,700百万株（割当比率１：0.0048）

４．	（国民一般向け業務）	増加株式数：	3,633百万株（割当比率１：0.00035）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	1,400百万株（割当比率１：0.00014）
５．	（国民一般向け業務）	増加株式数：	3,000百万株（割当比率１：0.00029）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	30,000百万株（割当比率１：0.0029）
６．	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	60百万株（割当比率１：0.0000058）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	46,200百万株（割当比率１：0.0044）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	68百万株（割当比率１：0.0000065）
７．	（国民一般向け業務）	増加株式数：	2,829百万株（割当比率１：0.00027）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	1,000百万株（割当比率１：0.000096）
８．	（国民一般向け業務）	増加株式数：	17,339百万株（割当比率１：0.0017）
	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	2,832百万株（割当比率１：0.00027）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	43,852百万株（割当比率１：0.0042）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	13,000百万株（割当比率１：0.0012）
９．	（国民一般向け業務）	増加株式数：	37,042百万株（割当比率１：0.0035）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	23,300百万株（割当比率１：0.0022）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	4,700百万株（割当比率１：0.00045）
10.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	573,513百万株（割当比率１：0.050）
	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	16,359百万株（割当比率１：0.0014）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	398,000百万株（割当比率１：0.034）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	43,500百万株（割当比率１：0.0038）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	10,576百万株（割当比率１：0.00091）
11.	（信用保険等業務）	増加株式数：	1,206,200百万株（割当比率１：0.094）
12.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	1,676百万株（割当比率１：0.00013）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	800百万株（割当比率１：0.000063）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	900百万株（割当比率１：0.000070）
13.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	221,853百万株（割当比率１：0.017）
	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	3,694百万株（割当比率１：0.00028）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	47,800百万株（割当比率１：0.0037）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	700百万株（割当比率１：0.000054）
14.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	1,476百万株（割当比率１：0.00011）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	400百万株（割当比率１：0.000031）
15.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	975,577百万株（割当比率１：0.067）
	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	2,407百万株（割当比率１：0.00016）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	396,000百万株（割当比率１：0.027）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	201,100百万株（割当比率１：0.014）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	15,150百万株（割当比率１：0.0010）
16.	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	60百万株（割当比率１：0.0000041）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	46,600百万株（割当比率１：0.0032）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	68百万株（割当比率１：0.0000046）
17.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	2,775,400百万株（割当比率１：0.16）
	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	23,408百万株（割当比率１：0.0013）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	349,000百万株（割当比率１：0.020）
	（特定事業等促進円滑化業務）	増加株式数：	100百万株（割当比率１：0.0000056）
18.	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	1,373,000百万株（割当比率１：0.064）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	2,276,100百万株（割当比率１：0.11）
19.	（国民一般向け業務）	増加株式数：	105百万株（割当比率１：0.0000049）
	（中小企業者向け業務）	増加株式数：	70百万株（割当比率１：0.0000033）
20.	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	315百万株（割当比率１：0.000015）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	101,000百万株（割当比率１：0.0047）
21.	（農林水産業者向け業務）	増加株式数：	65百万株（割当比率１：0.0000030）
	（信用保険等業務）	増加株式数：	47,320百万株（割当比率１：0.0022）
	（危機対応円滑化業務）	増加株式数：	10百万株（割当比率１：0.00000046）
	（特定事業等促進円滑化業務）	増加株式数：	40百万株（割当比率１：0.0000018）

22. （国民一般向け業務）　増加株式数：　12,030百万株（割当比率１：0.00056）
（農林水産業者向け業務）　増加株式数：　5,000百万株（割当比率１：0.00023）
（中小企業者向け業務）　増加株式数：　６百万株（割当比率１：0.00000028）
（信用保険等業務）　増加株式数：　9,700百万株（割当比率１：0.00045）
23. （中小企業者向け業務）　増加株式数：　66,300百万株（割当比率１：0.0031）
24. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る2021年３月期の利益剰余金△432,562百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
25. 資本剰余金の減少は、信用保険等業務に係る2022年３月期の利益剰余金△142,087百万円について、資本準備金を減額して整理したことによるものであります。
26. 2023年６月１日において、信用保険等業務に係る2023年３月期の利益剰余金△71,653百万円について、資本準備金を減額して整理しております。
27. 本書提出日現在の業務別の状況は以下のとおりであります。

	発行済株式総数残高（株）	資本金残高（百万円）	資本剰余金残高（百万円）
国民一般向け業務	5,966,773,299,000	5,785,273	181,500
農林水産業者向け業務	453,671,700,000	453,671	―
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	3,986,313,000,000	3,986,313	―
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000	24,476	―
信用保険等業務	9,855,147,407,741	―	5,237,400
危機対応円滑化業務	1,446,038,000,000	1,446,038	―
特定事業等促進円滑化業務	407,000,000	407	―

（注）１．業務別に区分する当公庫の発行済株式は、すべて同一の普通株式であります。
２．上記発行済株式に加えて、2023年６月１日開催の取締役会において、日本国政府（財務大臣）に対する49,774百万株の有償株主割当を決議しており、2023年６月26日から2023年６月30日の間で払込を完了し、3,074百万円を資本組入れ、46,700百万円を資本剰余金（資本準備金）組入れする予定です。
（農林水産業者向け業務）　増加株式数：　3,064百万株（割当比率１：0.00014）
（信用保険等業務）　増加株式数：　46,700百万株（割当比率１：0.0021）
（危機対応円滑化業務）　増加株式数：　10百万株（割当比率１：0.00000046）

（５）　【所有者別状況】

（2023年３月31日現在）

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	4	―	―	―	―	―		4	―
所有株式数（株）	21,732,826,406,741	―	―	―	―	―	―	21,732,826,406,741	―
所有株式数の割合（％）	100.0	―	―	―	―	―	―	100.0	―

（注）１．定款において１単元の株式数の定めはありません。
２．上記発行済株式に加えて、2023年６月１日開催の取締役会決議により、2023年６月26日から2023年６月30日を払込期間とする日本国政府（財務大臣）を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

（６）　【大株主の状況】

（2023年３月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目１番１号	21,392,013,107,741	98.43
経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目３番１号	295,256,000,000	1.36
農林水産大臣	東京都千代田区霞が関一丁目２番１号	40,271,000,000	0.19
厚生労働大臣	東京都千代田区霞が関一丁目２番２号	5,286,299,000	0.02
計	－	21,732,826,406,741	100.00

（注）　上記発行済株式に加えて、2023年６月１日開催の取締役会決議により、2023年６月26日から2023年６月30日を払込期間とする日本国政府（財務大臣）を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

（７）　【議決権の状況】

①　【発行済株式】

（2023年３月31日現在）

区分	株式数（株）	議決権の個数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,732,826,406,741	21,732,826,406,741	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	普通株式 21,732,826,406,741	－	－
総株主の議決権	－	21,732,826,406,741	－

（注）　議決権の個数については、定款において１単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の個数としております。

②　【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

（１） 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２） 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３） 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４） 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当公庫は、公庫法第47条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当公庫の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの業務勘定において会社法第446条を準用することとされております（公庫法第42条第１項）。

当公庫は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

① 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後３カ月以内に国庫に納付しなければならないとされております（公庫法第47条第１項）。

② 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（公庫法第47条第２項）。

当公庫の剰余金の処分は①又は②のほか、経営改善資金特別準備金への戻入（公庫法第47条第６項）以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（公庫法第47条第７項）。

なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定において2022年６月28日に85百万円の国庫納付を実施しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1） 【コーポレート・ガバナンスの概要】

イ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当公庫は、政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営に努めるとともに、経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の３つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。

「透明性・公正性・迅速性」を実現するために、外部からの評価・審査（評価・審査委員会）並びに内部及び外部の監査（内部監査部署、監査役会、会計監査人）を受ける態勢を構築しております。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しております。

＜基本理念＞

○政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

○ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

ロ 会社の機関及びその他のコーポレート・ガバナンス体制の内容

当公庫は、一般の株式会社とは異なり、特別の法律（公庫法）に基づき設立された株式会社です。

国による強い統制を受けるという特殊性を踏まえつつ、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、以下の体制を構築しております。

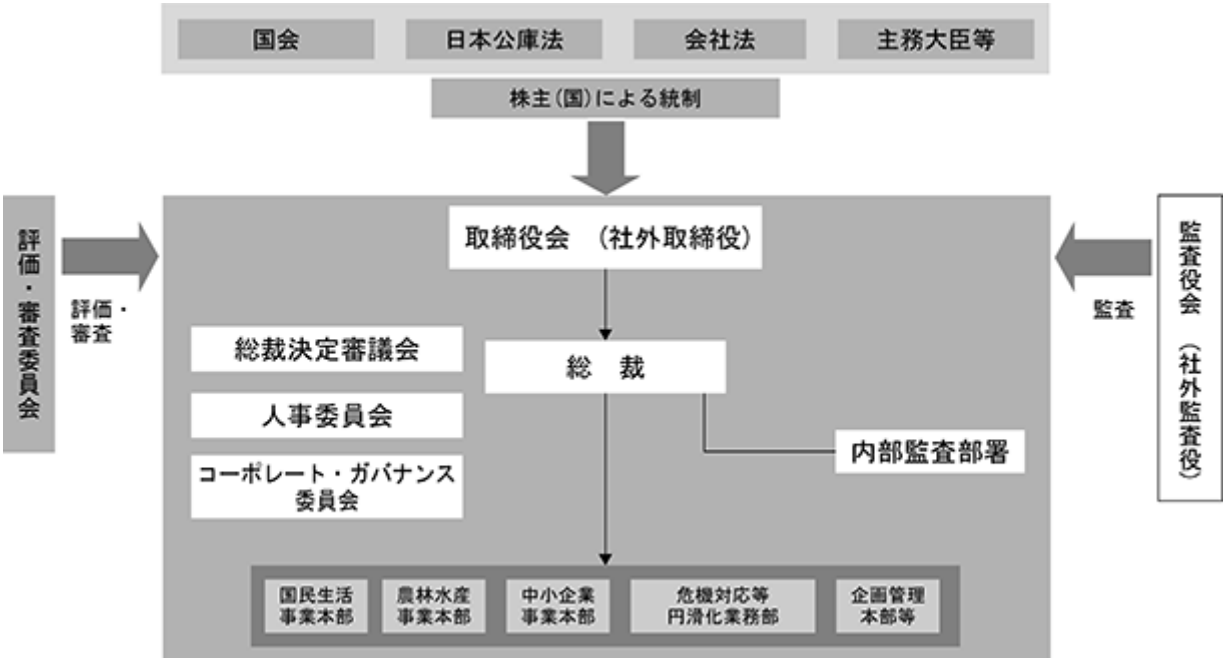

（イ）取締役会及び取締役

取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち２名を、意思決定の透明性確保と業務執行を担う取締役への監督・牽制を目的に社外取締役としております。

a.活動状況

取締役会は毎月開催されております。当事業年度においては、取締役会を13回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
代表取締役総裁	田中　一穂	12回/13回
代表取締役副総裁	岩間　邦彦	13回/13回
代表取締役専務取締役	富山　一成	13回/13回
代表取締役専務取締役	新井　毅（注）１．	３回/３回
代表取締役専務取締役	倉重　泰彦（注）２．	９回/10回
代表取締役専務取締役	吉野　恭司（注）１．	３回/３回
代表取締役専務取締役	米田　健三（注）２．	10回/10回
専務取締役	小野　洋太	13回/13回
常務取締役	若井　克之（注）１．	３回/３回
常務取締役	渡邉　正博	13回/13回
常務取締役	片岡　佳和（注）１．	３回/３回
常務取締役	佐々木　裕介（注）２．	９回/10回
常務取締役	田口　克幸	13回/13回
常務取締役	丸山　孝則（注）３．	２回/２回
常務取締役	谷口　伸一（注）２．	10回/10回
常務取締役	鈴木　直人	13回/13回
取締役	姪原　保志（注）２．	10回/10回
取締役	後藤　健二（注）１．	３回/３回
取締役	谷口　眞司（注）２．	10回/10回
取締役	十亀　幹夫	13回/13回
取締役	松岡　裕之（注）１．	３回/３回
取締役	加藤　義明（注）２．	10回/10回
取締役	間庭　典之（注）１．	３回/３回
取締役	佐合　達矢（注）２．	10回/10回
取締役	大谷　邦夫	13回/13回
取締役	栗原　美津枝	13回/13回
常勤監査役	上甲　肇祐	13回/13回
常勤監査役	楠美　信泰	12回/13回

役職名	氏名	出席状況
監査役	山田　雄一	12回/13回
監査役	村田　恒子（注）１．	３回/３回
監査役	三田　祥弘（注）２．	10回/10回
監査役	宮城　典子（注）２．	10回/10回

（注）１．次の取締役及び監査役は、2022年６月16日に退任しております。
代表取締役専務取締役　新井　毅
代表取締役専務取締役　吉野　恭司
常務取締役　若井　克之
常務取締役　片岡　佳和
取締役　後藤　健二
取締役　松岡　裕之
取締役　間庭　典之
監査役　村田　恒子
２．次の取締役及び監査役は、2022年６月16日に就任しております。
代表取締役専務取締役　倉重　泰彦
代表取締役専務取締役　米田　健三
常務取締役　佐々木　裕介
常務取締役　谷口　伸一
取締役　姪原　保志
取締役　谷口　眞司
取締役　加藤　義明
取締役　佐合　達矢
監査役　三田　祥弘
監査役　宮城　典子
３．常務取締役　丸山　孝則は、2022年５月31日に辞任しております。

b.具体的な検討事項
取締役会における具体的な検討事項としては、経営方針の決定、代表取締役の選定、支配人の選任及び解任、募集株式の募集の決定、事業報告の承認等であります。

（ロ）監査役会及び監査役
当公庫は、監査役会を設置しております。監査役会は社外監査役３名を含む５名の監査役で構成しております。監査役は、毎月１回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、会社役員経験者、公認会計士としての高い見識に基づいた発言を行っております。

（ハ）総裁決定審議会
総裁の諮問により当公庫の経営に関する重要事項の審議及び検討を行い、並びに報告を受ける総裁決定審議会を設置しております。総裁決定審議会は、当公庫の関係役員で構成し、毎月２回程度開催しております。

（ニ）人事委員会
役職員に関する重要事項及び懲戒に関する事項を審議しております。人事委員会は、当公庫の関係役員で構成し、審議事項発生の都度、開催しております。

（ホ）評価・審査委員会
評価・審査委員会は、外部の有識者及び社外取締役で構成しております。

a.活動状況

当事業年度においては、評価・審査委員会を４回開催しており、個々の委員の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
評価・審査委員	鵜澤　静	４回/４回
評価・審査委員	大谷　邦夫	４回/４回
評価・審査委員	栗原　美津枝	４回/４回
評価・審査委員	隅　修三	４回/４回
評価・審査委員	西岡　清一郎	４回/４回
評価・審査委員	沼上　幹	４回/４回
評価・審査委員	宮島　香澄	４回/４回
専門委員	小田切　徳美（注）１．	１回/１回
専門委員	鶴　光太郎	３回/３回
専門委員	根本　忠宣	４回/４回
専門委員	生源寺　眞一（注）２．	２回/２回
専門委員	中田　真佐男（注）２．	２回/２回

（注）１．小田切徳美は、2022年10月１日に就任しております。
２．生源寺眞一及び中田真佐男は、2022年９月30日に退任しております。

b.具体的な検討事項

政策目的に沿って事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っております。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しております。

（ヘ）コーポレート・ガバナンス委員会

当公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき６つの重点分野を定めております。また、事業本部等（注）ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしております。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しております。

６つの重点分野に関する事項のうち、当公庫全体の経営として把握し、又は管理すべきものを審議するため、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。コーポレート・ガバナンス委員会は、当公庫の総裁以下役員６名で構成しております。

（注）　国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、危機対応等円滑化業務部及び企画管理本部等をいいます。

ハ　内部管理上の重点６分野

ｉ　コンプライアンス

当公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しております。

（イ）コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しております。

（ロ）内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを当公庫内及び弁護士事務所に設置しております。

（ハ）反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当公庫に対する公共の信頼を維持し、当公庫の業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しております。

（ニ）インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守するべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しております。

ii　リスク管理

当公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

管理対象リスク

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少又は消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

（イ）国民一般向け業務におけるリスク管理

a　統合的リスク管理

当業務では、業務の特性を踏まえた「統合的リスク管理規則（国民）」を定め、業務上発生しうる様々なリスクを適切に管理する体制を整備しております。

具体的には、業務上認識すべきリスクを、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のカテゴリーに区分して個別のリスクを所管する部署を定めるとともに、リスク管理部を統合的リスク管理部署と定めて管理しています。個別のリスクの所管部署及びリスク管理部は、リスク管理の状況や必要な措置について事業本部長を議長とした「国民生活事業本部運営会議」で報告・審議するなど、全体のリスクの把握や管理を適切に行うよう努めております。また、事業本部運営会議での審議を踏まえ、リスク管理の態勢や具体的な方法について適宜見直しを行っております。

b　信用リスク管理

当業務では、（a）個別与信管理、（b）自己査定、及び（c）信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

（a）個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

（b）自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

（c）信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積した信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、小口分散されているという当業務のポートフォリオの特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでいます。

c　市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d　流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e　オペレーショナル・リスク管理

（a）事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

（b）システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

（c）また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等について管理担当部を定め、これらのリスクを含め、オペレーショナル・リスク統括部署をリスク管理部として、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

（ロ）農林水産業者向け業務におけるリスク管理

a　統合的リスク管理

当業務は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金等の融資を取り扱っており、当業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていくことが必要であると認識しております。

従って、当業務は、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（農林）を制定しております。同規則の中で、当業務が政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、計量化するリスク及び計量化しないリスクも含め当業務が損失を被るリスクを総合的に管理することを定めております。

具体的には、リスクカテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）ごとに管理部署を定め、当業務に設置している農林水産事業本部運営会議に各リスクの管理状況の報告等を行い、リスクに関する重要事項を集約することにより、総合的にリスク管理する態勢としております。

b　信用リスク管理

当業務は、（a）個別与信管理、（b）信用格付、（c）自己査定、及び（d）信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

（a）個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、お客さまの経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

（b）信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念されるお客さまを早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

（c）自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店等による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

（d）信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

c　市場リスク管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、外貨建ての資産・負債は保有していないため、為替リスクに起因した損失を被る可能性はありません。

d　流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

e　オペレーショナル・リスク管理

（a）事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

（b）システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

（c）また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等についても、各リスク管理担当部を定め、適切なリスク管理に努めております。

（ハ）中小企業者向け業務及び信用保険等業務におけるリスク管理

a　統合的リスク管理

当業務は、中小企業者等の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が行う金融を補完してその供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うもののほか、中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、外国関係法人等に対する貸付け、公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするもの、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行っております。

当業務を行うにあたっては、政策金融機関としての健全性を確保するため、統合的リスク管理規則及び同細則を制定し、当業務が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部室を明らかにしてリスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしております。リスク管理の状況については、各リスク管理部署が中小企業事業本部最高リスク管理責任者（ＣＲＯ）へ報告を行うとともに、統合的リスク管理部署が集約し、総合的にリスクを管理する態勢を整備しております。また、リスクを総合的に評価・管理するために、主要なリスクについては、ストレス・テストを実施しております。

ｂ　信用リスク管理

当業務は、（ａ）個別与信管理、（ｂ）信用格付、（ｃ）自己査定、（ｄ）信用リスク計量化、及び（ｅ）証券化支援業務における信用リスク管理により、信用リスクを適切に管理しております。

（ａ）個別与信管理

融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

（ｂ）信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

（ｃ）自己査定

融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

（ｄ）信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

（ｅ）証券化支援業務における信用リスク管理

証券化支援業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやＣＲＤ（Credit Risk Database）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行います。公庫が保有又は保証を付しているＣＬＯ（貸付債権担保証券）については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しています。

ｃ　信用保険引受リスク管理

信用保険等業務では、信用保険制度の持続的な運営に資するため、信用保険引受ポートフォリオや保険事故の状況など信用保険引受リスクの状況を定期的にモニタリングしております。また、長年にわたり蓄積された信用保険引受に関するデータを活用し、信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、信用保険引受リスクの数量的な計測及び分析を行っております。

ｄ　市場リスク管理

（ａ）中小企業者向け業務が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

（ｂ）信用保険等業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

ｅ　流動性リスク管理

（ａ）中小企業者向け業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

（b）信用保険等業務における流動性リスク管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

f　オペレーショナル・リスク管理

（a）事務リスクについて、当業務では、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

（b）システムリスクについて、システムリスクや情報セキュリティに関する規定を定め、担当部署において適切に管理し、システムリスクの極小化を図っております。

また、災害等に伴うシステム停止への対応策としてバックアップセンターを設置し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努めております。

（c）また、人的リスク、法務リスク、有形資産リスク等を含め、オペレーショナル・リスク統括部署であるリスク管理部の下に各リスク管理担当部を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理を実施しております。

（ニ）危機対応等円滑化業務におけるリスク管理

a　統合的リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務は、政府機関として政策目的実現のための金融を業務としており、これらの業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関と異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行っていることが必要であります。

具体的には、リスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、統合的リスク管理規則（危対・企管）を制定して統合的リスク管理を行っております。

b　信用リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

c　流動性リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、危機対応円滑化業務では、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しております。

d　オペレーショナル・リスク管理

危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務においては、直接的、間接的に様々なオペレーショナル・リスクが存在し、このようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針であります。

特に、事務リスクについては、事務リスクの軽減のために、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化の推進などを通じ、事務処理の正確性確保に努めております。

iii　情報資産の保存及び管理

当公庫では、セキュリティポリシー、プライバシーポリシー及び特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を定め公表するとともに、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しております。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の規定に基づき、文書の管理を適切に行っております。

iv　緊急時対策その他の危機管理

当公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。また、首都直下型地震や新型インフルエンザが発生した場合を想定し、想定災害が業務に与える影響を可能な限り回避し、その早期回復を図るための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定しております。

v　お客さまサービスの向上

当公庫では、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めております。

vi　職場環境の向上

当公庫では、職場環境等に関する課題の把握及び今後の対策検討等への活用を目的に、年に一度、全職員を対象に意識調査を行っております。本調査によって得た職員の意見等を職場環境の向上等に積極的に役立てております。

ニ　内部統制基本方針

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役及び職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第１条　公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

２　取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

３　公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

４　公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

５　公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

６　公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

第２条　公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。

２　公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。

３　取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第３条　公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

２　公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

３　公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。

４　公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

第４条　公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。

２　公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。

３　公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

第５条　公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。

２　公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。

３　内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。

４　内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

５　内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）
第６条　公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。
２　前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
３　監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第１項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。
（監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項）
第７条　公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。
（監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項）
第８条　公庫は、前２条を遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。
（取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制）
第９条　代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。
２　取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。
（監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制）
第10条　公庫は、前条第２項の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。
（監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項）
第11条　公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。
（監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）
第12条　監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。
２　監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
３　総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。
４　監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。
５　監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

ホ　取締役に関する事項

①　取締役の定数

当公庫の取締役は、18名以内とする旨、定款に定めております。

②　取締役の選解任の決議要件

公庫法第６条の規定により、当公庫の取締役の選解任の決議は、主務大臣（財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

③　社外取締役及び監査役との間の会社法第427条第１項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当公庫は、会社法第427条第１項及び定款の規定により、同法第423条第１項の責任について、社外取締役及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする旨の契約を、社外取締役及び監査役と締結しております。

ヘ　役員報酬の内容

2022年４月１日から2023年３月31日までにおける当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

（イ）取締役に対する報酬等　328百万円　（うち社外取締役　18百万円）

（ロ）監査役に対する報酬等　54百万円　（うち社外監査役　32百万円）

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

２．取締役の報酬等は、2022年６月16日付けで会社法第319条第１項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額328百万円以内（うち社外取締役分は年額19百万円以内）と決議されたものとみなされています。
なお、当該決議に係る取締役の員数は18名（うち社外取締役２名）です。

３．監査役の報酬等は、2022年６月16日付けで会社法第319条第１項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって、年額55百万円以内と決議されたものとみなされています。
なお、当該決議に係る監査役の員数は５名です。

４．報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額23百万円（取締役21百万円、監査役２百万円）が含まれております。

５．報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額26百万円（取締役23百万円、監査役２百万円）を計上しております。

６．報酬等の額以外に、退任取締役に対する役員退職慰労金の支給について、2022年６月16日付けで会社法第319条第１項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主全員の書面による同意の意思表示をもって決議されたものとみなされたため、退任取締役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。
退任取締役　２名　　16百万円

（２）　【役員の状況】

イ　役員の状況

男性21名、女性２名（役員のうち女性の比率　8.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役総裁	田中　一穂	1955年10月８日生	1979年４月　大蔵省入省 2011年８月　財務省理財局長 2012年８月　同　主税局長 2014年７月　同　主計局長 2015年７月　同　事務次官 2016年10月　東京海上日動火災保険株式会社顧問 2017年12月　当公庫代表取締役総裁（現職）	(注)１.	―
代表取締役副総裁	渡邉　正博	1961年11月16日生	1984年４月　国民金融公庫入庫 2007年３月　国民生活金融公庫総合企画部グループリーダー 2008年10月　当公庫国民生活事業本部リスク管理部グループリーダー 2010年４月　同　高崎支店長兼国民生活事業統轄 2011年８月　同　船橋支店長兼国民生活事業統轄 2014年４月　同　上野支店長兼国民生活事業統轄 2016年４月　同　企画管理本部総務部長 2019年３月　同　国民生活事業本部長付 2019年６月　同　特別参与 2021年６月　同　取締役 2022年６月　同　常務取締役 2023年６月　同　代表取締役副総裁（現職）	(注)１.	―
代表取締役専務取締役 国民生活事業本部長	岩元　達弘	1969年２月３日生	1991年４月　大蔵省入省 2016年６月　財務省主計局主計官（農林水産係担当） 2017年７月　防衛省大臣官房会計課長 2019年７月　財務省大臣官房総合政策課長兼内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官 2020年４月　兼農林水産省食料産業局農林水産物・食品輸出本部事務局次長 2020年８月　防衛省大臣官房審議官（普天間飛行場代替施設建設、陸上自衛隊オスプレイ配備、人事教育局担当） 2022年６月　財務省近畿財務局長 2023年６月　当公庫代表取締役専務取締役（現職）	(注)２.	―
代表取締役専務取締役 農林水産事業本部長	倉重　泰彦	1966年11月21日生	1989年４月　農林水産省入省 2009年７月　同　生産局畜産部牛乳乳製品課長 2012年４月　同　大臣官房参事官（国際） 2014年７月　内閣官房内閣人事局参事官 2016年７月　農林水産省大臣官房広報評価課長 2017年７月　同　大臣官房報道官 2018年７月　同　大臣官房審議官兼食料産業局付 2019年７月　同　大臣官房審議官兼経営局付 2020年８月　水産庁漁政部長 2021年７月　同　次長（命漁業取締副本部長） 2022年６月　当公庫代表取締役専務取締役（現職）	(注)１.	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役専務取締役 中小企業事業本部長	米田　健三	1966年５月11日生	1989年４月　通商産業省入省 2006年６月　内閣官房行政改革推進室企画官（政府関係法人改革担当） 2007年５月　大分県商工労働部長 2010年５月　資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課長 2012年７月　復興庁参事官 2013年４月　特許庁総務部秘書課長 2015年７月　同　総務部総務課長 2016年６月　独立行政法人情報処理推進機構参事兼戦略企画部長 2018年６月　経済産業省大臣官房審議官（産業保安担当） 2019年７月　特許庁総務部長 2019年12月　経済産業省九州経済産業局長 2021年９月　内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官 2022年６月　当公庫代表取締役専務取締役（現職）	(注)１．	―
専務取締役 企画管理本部長 兼 企画管理本部 総務・企画部門長 （デジタル戦略室を除く。）	小野　洋太	1964年12月18日生	1989年４月　通商産業省入省 2008年７月　資源エネルギー庁長官官房国際課長 2010年11月　国際原子力開発株式会社（官民交流法派遣） 2012年６月　経済産業省貿易経済協力局貿易保険課長 2014年６月　同　貿易経済協力局通商金融・経済協力課長 2015年７月　資源エネルギー庁長官官房国際資源エネルギー戦略統括調整官 2017年７月　同　資源・燃料部長 2018年７月　財務省大臣官房参事官（副財務官、関税局・国際局担当） 2020年７月　資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官兼大臣官房エネルギー・環境・イノベーション政策統括調整官 2021年６月　当公庫専務取締役（現職）	(注)１．	―
常務取締役 国民生活事業本部 営業部門長（創業支援部 （事業承継支援室を除く。） 及び 事務統括室を除く。）	姪原　保志	1960年９月16日生	1984年４月　国民金融公庫入庫 2008年３月　国民生活金融公庫総合企画部グループリーダー 2008年10月　当公庫国民生活事業本部総合企画部グループリーダー 2014年４月　同　国民生活事業本部事業企画部副部長 2015年４月　同　千葉支店国民生活事業統轄 2017年４月　同　国民生活事業本部事業企画部長 2019年３月　同　国民生活事業本部長付 2019年６月　同　特別参与 2022年６月　同　取締役 2023年６月　同　常務取締役（現職）	(注)１．	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常務取締役 国民生活事業本部 生活衛生部門長	佐々木　裕介	1967年２月２日生	1990年４月　厚生省入省 2013年９月　内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（命内閣官房新型インフルエンザ等対策室参事官） 2015年10月　厚生労働省大臣官房参事官（情報政策担当）（併政策統括官付情報政策担当参事官室長） 2016年６月　同　大臣官房参事官（情報化担当）（併政策統括官付情報化担当参事官室長） 2017年７月　独立行政法人国立病院機構本部企画経営部長 2019年７月　厚生労働省医政局総務課長 2020年８月　同　大臣官房地域保健福祉施策特別分析官 2021年９月　同　大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 2022年６月　当公庫常務取締役（現職）	(注)１.	－
常務取締役 農林水産事業本部 営業部門長	十亀　幹夫	1964年１月25日生	1986年４月　農林漁業金融公庫入庫 2014年４月　当公庫農林水産事業本部人材開発室長 2015年４月　同　名古屋支店農林水産事業統轄 2017年４月　同　農林水産事業本部東海北陸地区統轄 2019年３月　同　農林水産事業本部審査部長 2020年６月　同　取締役 2023年６月　同　常務取締役（現職）	(注)１.	－
常務取締役 中小企業事業本部 営業部門長	谷口　伸一	1962年１月20日生	1986年４月　中小企業金融公庫入庫 2012年４月　当公庫立川支店中小企業事業統轄 2015年４月　同　中小企業事業本部リスク管理部長 2016年４月　同　中小企業事業本部事業管理部長 2018年４月　同　企画管理本部人事部長 2020年６月　同　特別参与 2022年６月　同　常務取締役（現職）	(注)１.	－
常務取締役 企画管理本部 コーポレート・ガバナンス統括室、デジタル戦略室 及び ＩＴマネジメントオフィス担当	鈴木　直人	1961年１月27日生	1983年４月　国民金融公庫入庫 2008年７月　国民生活金融公庫八王子支店長 2008年10月　当公庫八王子支店長兼国民生活事業統轄 2010年４月　同　国民生活事業本部人材開発部副部長 2014年４月　同　国民生活事業本部人材開発室長 2015年４月　同　国民生活事業本部事業企画部長 2017年４月　同　国民生活事業本部長付 2018年６月　同　特別参与 2020年６月　同　取締役 2022年６月　同　常務取締役（現職）	(注)１.	－
取締役 国民生活事業本部 審査部門長 （企業支援室を除く。） 並びに 事務統括室 及び 人材開発室担当	髙橋　恵一	1965年３月９日生	1987年４月　国民金融公庫入庫 2012年４月　当公庫一関支店長兼国民生活事業統轄 2014年４月　同　国民生活事業本部人材開発室副室長 2016年４月　同　東京支店国民生活事業統轄 2017年４月　同　国民生活事業本部審査企画部長 2019年３月　同　国民生活事業本部営業推進部長 2021年３月　同　国民生活事業本部長付 2021年６月　同　特別参与 2023年６月　同　取締役（現職）	(注)２.	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役 農林水産事業本部 審査部門長	新堀　健二	1963年11月27日生	1987年４月　農林漁業金融公庫入庫 2008年10月　当公庫農林水産事業本部企画・統括部副部長（事業運営室長） 2014年４月　同　農林水産事業本部リスク管理部長 2016年４月　同　東京支店農林水産事業統轄 2018年４月　同　農林水産事業本部九州地区統轄 2019年３月　同　企画管理本部広報部長 2021年３月　同　企画管理本部総務部長 2023年３月　同　農林水産事業本部長付 2023年６月　同　取締役（現職）	(注)２．	―
取締役 農林水産事業本部 企画管理部門長	谷口　眞司	1966年10月17日生	1990年４月　大蔵省入省 2010年７月　財務省国際局開発機関課開発企画官 2011年７月　同　大阪国税局調査第一部長 2012年９月　国立大学法人長崎大学教授（経済学部） 2015年７月　財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当） 2016年６月　同　大臣官房付兼内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）兼内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官 2018年７月　同　大臣官房地方課長 2020年７月　同　北海道財務局長 2021年７月　同　福岡財務支局長 2022年６月　当公庫取締役（現職）	(注)１．	―
取締役 中小企業事業本部 保険部門長	加藤　義明	1961年１月１日生	1984年４月　中小企業信用保険公庫入庫 2009年４月　当公庫中小企業事業本部保険審査部副部長 2011年４月　同　中小企業事業本部保険企画部副部長 2013年４月　同　中小企業事業本部保険業務管理部長 2014年４月　同　中小企業事業本部保険審査部長 2017年４月　同　中小企業事業本部保険企画部長 2021年３月　同　中小企業事業本部長付 2021年６月　同　特別参与 2022年６月　同　取締役（現職）	(注)１．	―
取締役 中小企業事業本部 企画管理部門長	佐合　達矢	1968年４月14日生	1991年４月　通商産業省入省 2011年７月　経済産業省商務情報政策局流通政策課長 2013年６月　同　商務情報政策局文化情報関連産業課長 2014年８月　同　商務情報政策局生活文化創造産業課長 2015年７月　資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課長 2016年６月　電力・ガス取引監視等委員会事務局取引監視課長 2017年７月　内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 2020年７月　当公庫特別参与 2022年６月　経済産業省大臣官房付 2022年６月　当公庫取締役（現職）	(注)１．	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	大谷　邦夫	1956年５月１日生	1980年４月　日本冷蔵株式会社入社 2012年６月　株式会社ニチレイ取締役執行役員ＣＳＲ本部副本部長、経営監査部・事業経営支援部・総務部・人事部・経理部・広報部担当、経営企画部長兼株式会社ニチレイプロサーヴ代表取締役社長 2013年４月　同　取締役執行役員ＣＳＲ本部副本部長、経営監査部・事業経営支援部・経営企画部・総務人事部・経理部・広報部担当 2013年６月　同　代表取締役社長ＣＳＲ本部長 2019年４月　同　代表取締役会長 2020年６月　当公庫取締役（現職） 2022年６月　株式会社ニチレイ顧問（現職）	(注)１.	―
取締役	栗原　美津枝	1964年４月７日生	1987年４月　日本開発銀行入行 2008年６月　米国スタンフォード大学国際政策研究所客員フェロー 2010年６月　株式会社日本政策投資銀行財務部次長 2011年５月　同　企業金融第４部医療・生活室長 2011年11月　同　企業金融第４部医療・生活室長兼女性起業サポートセンター長 2013年４月　同　企業金融第６部長兼女性起業サポートセンター長 2015年２月　同　常勤監査役 2020年６月　株式会社価値総合研究所代表取締役会長（現職） 2021年６月　当公庫取締役（現職）	(注)１.	―
常勤監査役	楠美　信泰	1959年１月20日生	1981年４月　安田火災海上保険株式会社入社 2005年４月　株式会社損害保険ジャパン横浜自動車営業部長 2008年４月　同　静岡支店長 2011年４月　同　執行役員鹿児島支店長 2013年４月　同　常務執行役員静岡本部長兼日本興亜損害保険株式会社常務執行役員静岡本部長 2014年４月　ＮＫＳＪひまわり生命保険株式会社取締役専務執行役員 2016年４月　キヤノンマーケティングジャパン株式会社常勤監査役 2020年６月　当公庫監査役（現職）	(注)３.	―
常勤監査役	三田　祥弘	1961年１月16日生	1983年４月　国民金融公庫入庫 2007年７月　国民生活金融公庫福山支店長 2009年４月　当公庫国民生活事業本部三鷹情報システムセンター次長 2011年４月　同　大阪南支店長兼国民生活事業統轄 2015年４月　同　国民生活事業本部営業推進部長 2017年４月　同　国民生活事業本部南近畿地区統轄 2020年６月　同　特別参与兼国民生活事業本部南近畿地区統轄 2022年６月　同　監査役 2023年６月　同　常勤監査役（現職）	(注)４.	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役	山田　雄一	1954年３月25日生	1984年10月　監査法人朝日会計社入社 2010年６月　有限責任あずさ監査法人理事第４事業部長 2011年７月　同　理事第２事業部長兼企業成長支援本部長 2011年９月　同　理事副東京事務所長 2015年７月　同　東京社員会議長 2016年６月　当公庫監査役（現職） 2017年６月　住友金属鉱山株式会社社外監査役 2019年６月　公益財団法人矯正協会監事（現職） 2020年３月　株式会社クボタ社外監査役（現職）	(注)３．	－
監査役	宮城　典子	1962年６月28日生	1985年４月　株式会社協和銀行入行 2003年10月　株式会社埼玉りそな銀行東川口支店長 2005年４月　株式会社りそなホールディングスサービス改革本部グループリーダー 2007年１月　株式会社りそな銀行西新井支店長 2008年４月　同　王子エリア営業第二部長 2012年４月　同　本郷・茗荷谷エリア営業第二部長 2013年４月　同　本郷・茗荷谷エリア支店統括部長 2013年10月　株式会社りそなホールディングス人材サービス部ダイバーシティ推進室長 2015年４月　株式会社りそな銀行人材育成部長 2015年４月　株式会社りそなホールディングス人材サービス部人材育成室長 2016年４月　株式会社埼玉りそな銀行監査役 2019年６月　同　取締役監査等委員 2021年４月　りそなビジネスサービス株式会社専務取締役 2021年６月　山洋電気株式会社監査役 2022年４月　同　常勤監査役（現職） 2022年６月　当公庫監査役（現職）	(注)４．	－
監査役	風間　聡	1961年５月３日生	1986年４月　国民金融公庫入庫 2010年４月　当公庫国民生活事業本部事業運営部専門審議役 2012年４月　同　小諸支店長兼国民生活事業統轄 2015年４月　同　大阪南支店長兼国民生活事業統轄 2017年４月　同　国民生活事業本部営業推進部長 2019年３月　同　国民生活事業本部東京地区統轄 2021年５月　同　特別参与 2023年６月　同　監査役（現職）	(注)５．	－
計					－

（注）１．任期は、2022年６月16日から2023年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
２．任期は、2023年６月21日から2023年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
３．任期は、2020年６月18日から2023年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
４．任期は、2022年６月16日から2025年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
５．任期は、2023年６月21日から2026年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
６．取締役　大谷邦夫及び栗原美津枝は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
７．監査役　楠美信泰、山田雄一及び宮城典子は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

ロ　社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当公庫の社外取締役及び社外監査役と当公庫との間には、特別な利害関係はありません。

（３）　【監査の状況】

イ　監査役監査の状況

監査役は５名の体制となっており、うち３名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役との定期的な意見交換等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。常勤監査役は、各事業本部の主要な会議への出席、重要書類の閲覧、支店往査等の日常的な監査活動を行い、他の監査役と情報の共有を図っております。

なお、監査役のうち社外監査役山田雄一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、毎月開催されております。当事業年度においては、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役	上甲　肇祐	14回／14回
常勤監査役	楠美　信泰	13回／14回
監査役	山田　雄一	13回／14回
監査役	村田　恒子（注）１．	４回／４回
監査役	三田　祥弘（注）２．	10回／10回
監査役	宮城　典子（注）２．	10回／10回

（注）１．監査役　村田恒子は、2022年６月16日に退任しております。
２．監査役　三田祥弘及び宮城典子は、2022年６月16日に就任しております。

監査役会における具体的な検討内容としては、監査計画、会計監査人の選定等の方針、常勤監査役による職務執行状況の報告等であります。

会計監査人とは、定期的に会合を行い、監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）についても複数回協議を行いました。

ロ　内部監査の状況等

（イ）内部監査の組織、人員及び手続について

当公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しております。

監査部及びシステム監査室は、当公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行っております。

監査に当たっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っております。

2023年３月31日現在の監査部の人員は39名、システム監査室の人員は５名となっております。

（ロ）内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について

監査部及びシステム監査室は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行っております。

（ハ）内部監査の実効性を確保するための取組みについて

監査部及びシステム監査室は、他の部署から独立した総裁直属の部署として、取締役会が決定した「内部監査規程」に基づき、内部監査を行っております。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、監査部及びシステム監査室が取締役会及び監査役に報告しております。また、内部監査結果については監査部及びシステム監査室が総裁、取締役会及び監査役に報告しております。

なお、監査部及びシステム監査室は、内部監査人協会（ＩＩＡ）の「内部監査の専門職的実施の国際基準」に則り、内部評価及び外部評価を実施することで、内部監査の品質の維持・向上を図っております。

そのほか、監査部及びシステム監査室は、専門資格の取得奨励策の実施をはじめとした内部監査に係る専門性向上に取り組んでおります。なお、2023年３月31日現在の内部監査に係る主な専門資格の保有者数は、当公庫全体で公認内部監査人（ＣＩＡ）５名、公認情報システム監査人（ＣＩＳＡ）３名、システム監査技術者９名となっております。

このように、内部監査部署による内部監査の実効性を確保することにより、当公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っております。

ハ　会計監査の状況

（イ）監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（ロ）継続監査期間

15年

（ハ）業務を執行した公認会計士

南波　秀哉
岩崎　裕男
秋山　修一郎

（ニ）監査業務に係る補助者の構成

当公庫の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士18名、その他34名の計52名となっております。

（ホ）監査公認会計士等の選定方針及び選定理由について

当公庫の監査公認会計士等は、会計監査人と同一であります。

当公庫は、創立総会において、監査品質について妥当であると認められたことから、新日本有限責任監査法人を設立時会計監査人として選任しています。

当公庫の監査役会は、毎期、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠等を確認し、検討した結果、監査品質について妥当であるとの意見で全員が一致したので、同監査法人を会計監査人として再任しています。

また、当公庫の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められるときは、会計監査人の解任を検討します。

加えて、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を決定します。

（注）　「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等であります。

（ヘ）監査公認会計士等の異動に関する事項

該当事項はありません。

（ト）監査役及び監査役会による監査公認会計士等又は会計監査人に対する評価及び内容について

当公庫の監査役会は、会計監査人の評価基準を定め、毎期、会計監査人の評価を行っています。当該基準に基づき評価した結果、会計監査人としての職務は適正に遂行されていると認められます。

（チ）監査報酬の内容等

① 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	184	7	184	7

（注）１．上記報酬の内容は、当公庫の監査公認会計士等であるEY新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

２．監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務などを委託し、対価を支払っております。

当事業年度

当公庫は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」及び「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務などを委託し、対価を支払っております。

② 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する者に対する報酬の内容

該当事項はありません。

③ その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針

当公庫の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容などを勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

⑤ 監査役会が監査報酬に同意した理由

当公庫の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の監査証明業務に基づく報酬などにつき、監査品質を確保する点からも妥当であるとの意見で全員が一致したので、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）　【役員の報酬等】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって、記載すべき事項はありません。

なお、2022年４月１日から2023年３月31日までにおける当公庫の取締役及び監査役に対する報酬等は、「４　コーポレート・ガバナンスの状況等　（１）コーポレート・ガバナンスの概要　へ　役員報酬の内容」をご参照ください。

（５）　【株式の保有状況】

当公庫株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって、記載すべき事項はありません。

第５　【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当公庫の財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第３号）及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第６条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令（平成22年財務省・経済産業省令第１号）に準拠しております。

２．監査証明について

当公庫は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

３．連結財務諸表について

当公庫は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

（1） 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
資産の部		
現金預け金	12,086,510	9,728,076
現金	17	16
預け金	12,086,493	9,728,060
有価証券	40,216	48,292
国債	21,166	21,160
社債	※2 15,637	※2 23,215
株式	※1 2,530	※1 2,531
その他の証券	882	1,385
貸出金	※2,※3,※4 28,855,893	※2,※3,※4 27,739,603
証書貸付	28,855,893	27,739,603
その他資産	26,298	27,311
前払費用	51	99
未収収益	※2 15,052	※2 14,483
金融派生商品	376	543
代理店貸	760	701
その他の資産	※2 10,057	※2 11,482
有形固定資産	※6 193,710	※6 190,706
建物	50,338	48,878
土地	138,842	138,312
リース資産	3,252	2,405
建設仮勘定	565	465
その他の有形固定資産	710	645
無形固定資産	23,446	24,933
ソフトウエア	21,862	20,944
リース資産	400	967
その他の無形固定資産	1,182	3,021
支払承諾見返	※2 26,565	※2 28,225
貸倒引当金	△986,079	△1,056,406
資産の部合計	40,266,562	36,730,743

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
負債の部		
借用金	21,580,461	18,519,168
借入金	21,580,461	18,519,168
社債	※5 1,325,360	※5 926,088
寄託金	24,542	22,823
保険契約準備金	1,737,697	1,787,277
その他負債	33,239	31,962
未払費用	4,929	4,384
契約負債	14,252	13,321
前受収益	77	86
金融派生商品	306	509
リース債務	4,158	3,861
その他の負債	9,514	9,797
賞与引当金	5,264	5,405
役員賞与引当金	23	23
退職給付引当金	92,460	95,107
役員退職慰労引当金	60	74
補償損失引当金	※7 25,950	※7 28,088
支払承諾	26,565	28,225
負債の部合計	24,851,626	21,444,245
純資産の部		
資本金	11,612,727	11,696,178
資本剰余金	5,575,621	5,490,554
経営改善資金特別準備金	181,500	181,500
資本準備金	5,394,121	5,309,054
利益剰余金	△1,773,613	△1,900,319
利益準備金	3,142	3,227
その他利益剰余金	△1,776,756	△1,903,547
繰越利益剰余金	△1,776,756	△1,903,547
株主資本合計	15,414,735	15,286,413
その他有価証券評価差額金	199	84
評価・換算差額等合計	199	84
純資産の部合計	15,414,935	15,286,497
負債及び純資産の部合計	40,266,562	36,730,743

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）	当事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）
経常収益	437,096	416,980
資金運用収益	191,279	176,188
貸出金利息	190,896	174,599
有価証券利息配当金	213	220
預け金利息	169	1,368
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	3,533	3,518
損害担保補償料	3,371	3,340
その他の役務収益	162	177
保険引受収益	181,680	178,170
保険料	180,047	176,590
責任共有負担金収入	1,632	1,579
その他業務収益	231	119
金融派生商品収益	231	119
政府補給金収入	53,693	52,361
一般会計より受入	53,683	52,352
特別会計より受入	9	8
その他経常収益	6,677	6,622
償却債権取立益	914	1,032
株式等売却益	238	132
その他の経常収益	5,524	5,457
経常費用	824,408	685,740
資金調達費用	29,435	26,991
コールマネー利息	△0	△0
借用金利息	25,693	23,489
社債利息	3,741	3,502
役務取引等費用	2,897	3,046
その他の役務費用	2,897	3,046
保険引受費用	314,476	243,994
保険金	178,027	256,352
回収金	△64,394	△61,937
保険契約準備金繰入額	200,844	49,579
その他業務費用	20,039	25,299
外国為替売買損	10	476
社債発行費償却	121	84
利子補給金	19,907	24,739
営業経費	※ 128,001	※ 131,746
その他経常費用	329,559	254,661
貸倒引当金繰入額	291,303	208,691
補償損失引当金繰入額	9,189	13,140
貸出金償却	22,624	26,712
その他の経常費用	6,441	6,117
経常損失（△）	△387,312	△268,760
特別利益	60	371
固定資産処分益	60	371
その他の特別利益	0	-
特別損失	258	319
固定資産処分損	154	146
減損損失	104	172
当期純損失（△）	△387,510	△268,708

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		経営改善資金特別準備金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	6,990,201	181,500	3,503,984	3,685,484	289,324	△2,107,914	△1,818,590	8,857,095
当期変動額								
新株の発行	4,622,526		2,322,700	2,322,700				6,945,226
準備金繰入					75	△75	－	－
準備金取崩					△286,257	286,257	－	－
国庫納付						△75	△75	△75
資本準備金の取崩（欠損填補）			△432,562	△432,562		432,562	432,562	－
当期純損失（△）						△387,510	△387,510	△387,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	4,622,526	－	1,890,137	1,890,137	△286,181	331,157	44,976	6,557,640
当期末残高	11,612,727	181,500	5,394,121	5,575,621	3,142	△1,776,756	△1,773,613	15,414,735

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	8,857,095
当期変動額			
新株の発行			6,945,226
準備金繰入			－
準備金取崩			－
国庫納付			△75
資本準備金の取崩（欠損填補）			－
当期純損失（△）			△387,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	199	199	199
当期変動額合計	199	199	6,557,840
当期末残高	199	199	15,414,935

当事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		経営改善資金特別準備金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	11,612,727	181,500	5,394,121	5,575,621	3,142	△1,776,756	△1,773,613	15,414,735
当期変動額								
新株の発行	83,451		57,020	57,020				140,471
準備金繰入					85	△85	-	-
準備金取崩					-	-	-	-
国庫納付						△85	△85	△85
資本準備金の取崩（欠損填補）			△142,087	△142,087		142,087	142,087	-
当期純損失（△）						△268,708	△268,708	△268,708
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	83,451	-	△85,067	△85,067	85	△126,791	△126,705	△128,321
当期末残高	11,696,178	181,500	5,309,054	5,490,554	3,227	△1,903,547	△1,900,319	15,286,413

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	199	199	15,414,935
当期変動額			
新株の発行			140,471
準備金繰入			-
準備金取崩			-
国庫納付			△85
資本準備金の取崩（欠損填補）			-
当期純損失（△）			△268,708
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△115	△115	△115
当期変動額合計	△115	△115	△128,437
当期末残高	84	84	15,286,497

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）	当事業年度 （自 2022年４月１日 至 2023年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純損失（△）	△387,510	△268,708
減価償却費	10,894	11,442
減損損失	104	172
貸倒引当金の増減（△）	206,928	70,327
保険契約準備金の増減額（△は減少）	200,844	49,579
賞与引当金の増減額（△は減少）	△141	141
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△0	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	2,176	2,647
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	11	13
補償損失引当金の増減額（△は減少）	501	2,137
資金運用収益	△191,279	△176,188
資金調達費用	29,435	26,991
有価証券関係損益（△）	25	209
為替差損益（△は益）	△87	△35
固定資産処分損益（△は益）	93	△225
貸出金の純増（△）減	89,865	1,116,290
借用金の純増減（△）	△2,133,370	△3,061,292
寄託金の純増減（△）	△1,543	△1,718
預け金の純増（△）減	△2,598,410	△452,750
普通社債発行及び償還による増減（△）	△249,999	△399,100
資金運用による収入	192,725	176,760
資金調達による支出	△30,362	△27,698
その他	17,425	△2,578
小計	△4,841,675	△2,933,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,841,675	△2,933,581
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△8,883	△11,515
有価証券の償還による収入	6,064	3,224
有形固定資産の取得による支出	△2,936	△1,830
有形固定資産の売却による収入	208	844
無形固定資産の取得による支出	△11,700	△7,006
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,248	△16,283
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	6,945,226	140,471
リース債務の返済による支出	△1,734	△1,739
国庫納付による支出額	△75	△85
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,943,415	138,646
現金及び現金同等物に係る換算差額	87	35
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,084,579	△2,811,183
現金及び現金同等物の期首残高	2,310,030	4,394,610
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,394,610	※1 1,583,426

【注記事項】

（重要な会計方針）

	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
３．固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建　物　　２年～50年 その他　　２年～20年 （２）無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。 （３）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については０としております。
４．繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
６．引当金の計上基準	（１）貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は278,768百万円（前事業年度末は213,196百万円）であります。 債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第４条の規定により主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。 （２）賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 （３）役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 （４）退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。 なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。 過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 （５）役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 （６）補償損失引当金 補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
７．収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。 危機対応円滑化業務勘定における損害担保取引 当公庫は、指定金融機関と損害担保契約を締結し損害担保補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補塡を行う義務を負っています。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識しております。
８．保険契約準備金の計上基準	保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第９条第１項の規定により次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第２項の規定により当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。 ①責任準備金 保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額 ②支払備金 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額
９．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度
（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

１．貸倒引当金

（１）当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
貸倒引当金	986,079百万円	1,056,406百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ　国民一般向け業務勘定

（イ）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「（１）貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、必要な修正を加えております。具体的には、貸出金の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した情報に基づき債務者区分を判定しております。このうち、新型コロナウイルス感染症関連の貸付について元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者の信用リスクの悪化が表面化せず債務者区分に反映されない可能性があることや、返済期限が到来したものの新型コロナウイルス感染症の影響を受けて返済猶予を実施した債務者等の信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっております。

（ロ）主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は翌事業年度以降も継続するものと想定しております。そのため、一定程度の元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれることから、過去に元金据置期間を設定し、返済期限が到来していなかった債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。また、新型コロナウイルス感染症関連の貸付後に新たな融資で一本化を実施した債務者については、元金据置期間を延長した先など当該新たな融資の返済期限が到来していない債務者が含まれており、信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、過去に新たな融資で一本化を実施した債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

さらに、複数回の返済猶予を繰り返していた貸付や新型コロナウイルス感染症関連の貸付を、新型コロナウイルス感染症の影響により返済猶予した債務者については、それ以外の返済猶予先に比べて据置期間が長期化するなど、返済が途絶する可能性が高いと考えられることから、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っております。

上記に加えて、現時点で返済状況に特段の問題が生じていない債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、当事業年度と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っております。

（ハ）翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度
（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

ロ　農林水産業者向け業務勘定

（イ）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「（１）貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

（ロ）主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は翌事業年度以降も継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

（ハ）翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ハ　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

（イ）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「（１）貸倒引当金」に記載しております。

算出にあたっては、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定、貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失額の算定が含まれております。

なお、実績率については、リスク特性を踏まえ、資本性劣後ローン債権とそれ以外の債権にグルーピングを行い、予想損失額の算定を行っております。また、資本性劣後ローン債権については、主として実質債務超過に相当する部分の回収が見込まれないものとして予想損失額を計上しております。

（ロ）主要な仮定

主要な仮定は、債務者区分の判定における債務者の将来見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

債務者の将来見通しは、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の悪化による影響を含む返済状況、財務内容、収支状況並びに経営改善計画等の合理性及び実現可能性等に基づき個別に評価しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は翌事業年度以降も継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末に保有している貸出金の当面の信用リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

（ハ）翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

債務者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度
（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

２．保険契約準備金

（１）当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
保険契約準備金	1,737,697百万円	1,787,277百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ　算出方法

保険契約準備金の算出方法は、「重要な会計方針」「８．保険契約準備金の計上基準」に記載しております。

算出にあたっては、保険契約準備金に関する諸規定に則り、毎事業年度３月末日及び９月末日を基準日として、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、対前年度残高率や事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金（責任準備金及び支払備金）を計算しております。

なお、基準日後の事業年度別に計算した将来収支の累積最大支出超過額が保険契約準備金の額を上回った場合には当該額を追加して計上しております。

ロ　主要な仮定

将来の保険金の支払い見込額の見積りには、過去一定期間の実績を基とした事故率を仮定として使用しております。

その見積りに使用する事故率は、保険引受年度別、経過年度別に過去実績を用いて、直近10年平均としております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は翌事業年度以降も継続するものと想定しております。ただし、政府の各種対策に基づく事業者への様々な支援等により、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、過去と同程度であるという仮定を置いております。

ハ　翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

中小企業者の信用状態、経済状況の大幅な変化や新型コロナウイルス感染症の収束の遅れ等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における保険契約準備金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度
（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

３．補償損失引当金

（１）当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
補償損失引当金	25,950百万円	28,088百万円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ　算出方法

補償損失引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「（６）補償損失引当金」に記載しております。

具体的には、最終履行期限到来の有無等、指定金融機関からの報告に基づき、損害担保契約のグルーピングを実施したうえで、グループごとの予想損失率に基づき補償損失引当金を算出しております。

予想損失率の算出にあたっては、2022年度下期において補償金の支払が増加している状況を踏まえ、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについて、必要な修正を加えております。

ロ　主要な仮定

新型コロナウイルス感染症に関する損害担保契約に含まれる信用リスクとその他の危機に関する損害担保契約に含まれる信用リスクには大きな変動がないという仮定を置いております。

そのため、原則として損害担保契約に含まれる信用リスクに大きな変動がないことを前提に、過去の補償金支払実績率を基礎として予想損失率を算出しております。

ただし、2022年度下期において補償金の支払が増加している状況を踏まえると、中小・中堅企業向け損害担保取引のうち最終履行期限到来前かつ貸出条件緩和をしていないグループについては、2022年度下期の補償金の支払いが増加している状況が今後も続くと仮定し、予想損失率について必要な修正を行っております。

ハ　翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

事業者の信用状態、経済状況の大幅な変化等、将来の不確実性が高まるような状況においては、会計上の見積りに用いた主要な仮定が変動し、翌事業年度に係る財務諸表における補償損失引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１．関係会社の株式の総額

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
株式	2,530百万円	2,530百万円

※２．株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	31,424百万円	34,329百万円
危険債権額	968,212百万円	1,037,593百万円
要管理債権額	724,708百万円	977,417百万円
３月以上延滞債権額	709百万円	920百万円
貸出条件緩和債権額	723,998百万円	976,497百万円
小計額	1,724,346百万円	2,049,340百万円
正常債権額	27,172,976百万円	25,732,805百万円
合計額	28,897,322百万円	27,782,145百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

３月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに３月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、３月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
貸付未実行残高	82,782百万円	79,060百万円

※４．コミットメント期間付貸付契約は、顧客からの貸付実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る貸付未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
貸付未実行残高	442百万円	674百万円
うち原契約期間が１年以内のもの	―	265百万円

なお、この契約には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当公庫が実行申込みを受けた貸付けの拒絶をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当公庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※５．株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第52条の規定により当公庫の総財産を社債の一般担保に供しております。

なお、社債の残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
社債	1,325,360百万円	926,088百万円

※６．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
減価償却累計額	42,666百万円	46,241百万円

※７．損害担保契約の補償引受額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
補償引受残高	（48,618件）2,140,758百万円	（45,302件）2,002,425百万円
補償損失引当金	25,950百万円	28,088百万円
差引額	2,114,808百万円	1,974,336百万円

８．株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後３月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が０を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が０となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

※　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
給料・手当	64,326百万円	65,432百万円

（株主資本等変動計算書関係）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

前事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,647,129,107	6,945,226,000	―	21,592,355,107	（注）
種類株式	―	―	―	―	
合　計	14,647,129,107	6,945,226,000	―	21,592,355,107	
自己株式					
普通株式	―	―	―	―	
種類株式	―	―	―	―	
合　計	―	―	―	―	

（注）変動事由の概要

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加　6,945,226,000千株

当事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,592,355,107	140,471,299	―	21,732,826,406	（注）
種類株式	―	―	―	―	
合　計	21,592,355,107	140,471,299	―	21,732,826,406	
自己株式					
普通株式	―	―	―	―	
種類株式	―	―	―	―	
合　計	―	―	―	―	

（注）変動事由の概要

発行済株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加　140,471,299千株

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
現金預け金勘定	12,086,510百万円	9,728,076百万円
定期性預け金等	△7,691,900百万円	△8,144,650百万円
現金及び現金同等物	4,394,610百万円	1,583,426百万円

２．重要な非資金取引の内容

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
当期に増加したファイナンス・リース取引	496百万円	1,312百万円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

（ア）有形固定資産

動産であります。

（イ）無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。また、外貨貸付に伴う為替リスクを回避する目的から、為替予約取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。当該業務を行うため、社債の発行によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、政府からの出資金によって資金調達を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補塡を行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。当該業務を行うため、①貸付けについては、財政融資資金の借入のほか、政府保証債の発行によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給については、政府からの出資金等によって資金調達を行っております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編等を行う認定事業者等、事業適応を行う認定事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う認定事業者、事業基盤強化を行う認定事業者、特定船舶の導入を行う認定事業者及び特定重要物資等の安定供給確保の取組に関する事業を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け等を行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入によって資金調達を行っておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息で回収しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりであります。

イ　国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に小規模事業者に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

（イ）信用リスク

当業務勘定では、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金等で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

（ハ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ　農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

（イ）信用リスク

当業務勘定では、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているので、今後の情勢によっては、当業務勘定の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

（ハ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金及び有価証券であり、金融負債は、主に借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

（イ）信用リスク

当業務勘定では、①中小企業者等に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務、⑤中小企業者等に対して海外で行われる貸付けに係る債務の保証、⑥外国関係法人等に対する貸付け、⑦公庫に対して資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者の株式又は持分の取得であって、当該債務を消滅させるためにするものを行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組み並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスク及び為替リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

為替リスクについては、当業務勘定で行っている外貨貸付に伴い発生するもので、為替予約取引の実施により、為替リスクを極小化する方針を採っております。

（ハ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ　中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、社債であり、次のリスクがあります。

（イ）信用リスク

当業務勘定では、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

（ハ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ　信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

（イ）市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

（ロ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ヘ　危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金及び社債であり、次のリスクがあります。

（イ）信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

（ハ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金及び社債は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

ト　特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は、借用金であり、次のリスクがあります。

（イ）信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務、事業再編促進業務、事業適応促進業務、開発供給等促進業務、事業基盤強化促進業務、導入促進業務及び供給確保促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

（ロ）市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務勘定における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

（ハ）流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、借用金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

イ　国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）信用リスクの管理

当業務では、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、（ⅰ）個別与信管理、（ⅱ）自己査定、（ⅲ）信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業本部運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりであります。

（ⅰ）個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

（ⅱ）自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、自己査定室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

（ⅲ）信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づく信用スコアリングモデルを構築し、審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務の信用スコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

（ロ）市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2023年３月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は62,450百万円増加（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、時価は32,805百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、60,591百万円減少（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、31,832百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

（ハ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ　農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）信用リスクの管理

当業務では、（ⅰ）個別与信管理、（ⅱ）信用格付、（ⅲ）自己査定及び（ⅳ）信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

（ⅰ）個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

（ⅱ）信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

（iii）自己査定

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店等による一次査定、審査部及び再生支援部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

（iv）信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

（ロ）市場リスクの管理

当業務では、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務では、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2023年３月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は21,003百万円増加（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、時価は17,252百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、19,163百万円減少（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、15,650百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

（ハ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）信用リスクの管理

（ｉ）個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素であるヒト・モノ・カネとその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善計画の策定を支援しております。

（ii）信用格付

当業務のうち融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築し、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

（iii）自己査定

当業務のうち融資業務では、融資業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行っております。自己査定結果は他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、自己査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

（iv）信用リスク計量化

当業務のうち融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

（ｖ）証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやＣＲＤ（Credit Risk Database）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保証を付している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

（ロ）市場リスクの管理

（ｉ）金利リスク

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務では、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

（ii）為替リスク

為替リスクについては、当業務では原則として為替予約取引を利用し、為替リスクを極小化する方針を採っております。

為替予約取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離した内部牽制体制を確立しております。また、為替予約取引は、実需に基づいて実施しており、投機的なポジションは保持しておりません。

（iii）市場リスクに係る定量的情報

当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2023年３月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は115,455百万円増加（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、時価は99,025百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、108,058百万円減少（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、92,285百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

（ハ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、財投機関債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ　中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）信用リスクの管理

当業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやＣＲＤ（Credit Risk Database）などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンの設定を行っております。

証券化案件の組成後は、原債権の償還状況を確認し、モニタリングを行っております。当業務が保有している貸付債権担保証券については、外部格付の利用又はモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法を用いることにより、信用リスクを的確に把握しております。

（ロ）市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務では、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「その他資産」、「社債」及び「その他負債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2023年３月31日現在の金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,316百万円増加（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）低ければ、時価は1,537百万円増加）するものと考えられます。反対に、金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、1,219百万円減少（前事業年度は金利が50ベーシス・ポイント（0.5%）高ければ、1,419百万円減少）するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

（ハ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること及び政府からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ　信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、政府からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性が高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

（ロ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、資金調達は政府からの出資金により、長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ　危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

（ロ）市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借用金」及び「社債」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入及び政府保証債の発行により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」及び「社債」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

（ハ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト　特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりであります。

（イ）信用リスクの管理

当業務では、当業務の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産の自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

（ロ）市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」及び「借用金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借用金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

（ハ）資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府からの出資金などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、借入期間と貸付期間を一致させていることから、流動性リスクは限定的と考えられます。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注１）参照）。

前事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	12,086,510	12,088,105	1,595
（２）有価証券			
満期保有目的の債券	21,183	21,822	638
その他有価証券	15,620	15,620	―
（３）貸出金	28,855,893		
貸倒引当金（＊１）	△984,731		
	27,871,161	29,225,611	1,354,450
資産計	39,994,475	41,351,160	1,356,684
（１）借用金	21,580,461	21,604,131	23,670
（２）社債	1,325,360	1,339,149	13,788
負債計	22,905,821	22,943,280	37,459
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	70	70	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	70	70	―

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）現金預け金	9,728,076	9,729,567	1,490
（２）有価証券			
満期保有目的の債券	21,176	21,031	△144
その他有価証券	23,200	23,200	－
（３）貸出金	27,739,603		
貸倒引当金（＊１）	△1,054,754		
	26,684,848	27,946,051	1,261,203
資産計	36,457,301	37,719,850	1,262,548
（１）借用金	18,519,168	18,488,267	△30,900
（２）社債	926,088	935,111	9,023
負債計	19,445,256	19,423,379	△21,876
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	33	33	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	33	33	－

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
非上場株式（＊１）	2,530	2,531
組合出資金（＊２）	882	1,385

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金（＊１）	9,011,393	775,100	1,200,000	700,000	300,000	100,000
有価証券						
満期保有目的の債券	1	2	13	―	―	21,068
その他有価証券	3,204	3,883	8,332	0	―	―
貸出金（＊２）	3,801,752	7,330,272	5,910,714	4,269,921	4,262,233	3,077,243
合計	12,816,351	8,109,258	7,119,060	4,969,921	4,562,233	3,198,311

（＊１）預け金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない203,755百万円は含めておりません。

当事業年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金（＊１）	5,726,860	1,801,200	1,200,000	700,000	300,000	―
有価証券						
満期保有目的の債券	1	14	―	―	―	21,068
その他有価証券	2,711	8,862	11,541	0	―	―
貸出金（＊２）	4,027,205	7,159,162	5,569,184	4,179,216	3,726,161	2,838,116
合計	9,756,779	8,969,239	6,780,726	4,879,216	4,026,161	2,859,184

（＊１）預け金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（＊２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない240,556百万円は含めておりません。

（注３）借用金及び社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
借用金（＊）	3,916,890	6,567,700	4,415,380	2,881,749	2,308,366	1,490,373
社債	420,000	490,000	160,000	125,000	130,000	－
合計	4,336,890	7,057,700	4,575,380	3,006,749	2,438,366	1,490,373

（＊）借用金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金は「１年以内」に含めております。

当事業年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
借用金（＊）	3,609,651	5,762,802	3,536,864	2,409,821	1,965,684	1,234,343
社債	225,000	365,000	130,900	120,000	85,000	－
合計	3,834,651	6,127,802	3,667,764	2,529,821	2,050,684	1,234,343

（＊）借用金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金は「１年以内」に含めております。

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
社債	―	―	15,620	15,620
デリバティブ取引				
通貨関連	―	15	―	15
クレジット・デリバティブ	―	―	360	360
資産計	―	15	15,980	15,996
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	―	―	306	306
負債計	―	―	306	306

当事業年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
社債	―	―	23,200	23,200
デリバティブ取引				
通貨関連	―	9	―	9
クレジット・デリバティブ	―	―	534	534
資産計	―	9	23,734	23,743
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	―	―	509	509
負債計	―	―	509	509

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
現金預け金	―	12,088,105	―	12,088,105
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	21,805	―	―	21,805
社債	―	17	―	17
貸出金	―	4,433,527	24,792,084	29,225,611
資産計	21,805	16,521,650	24,792,084	41,335,540
借用金	―	21,577,596	26,535	21,604,131
社債	―	1,339,149	―	1,339,149
負債計	―	22,916,745	26,535	22,943,280

当事業年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
現金預け金	－	9,729,567	－	9,729,567
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	21,015	－	－	21,015
社債	－	15	－	15
貸出金	－	3,838,152	24,107,899	27,946,051
資産計	21,015	13,567,735	24,107,899	37,696,650
借用金	－	18,469,409	18,858	18,488,267
社債	－	935,111	－	935,111
負債計	－	19,404,521	18,858	19,423,379

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

（１）現金預け金

現金及び満期のないあるいは満期が３カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

満期が３カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（２）有価証券

債券については、時価は市場価格によっており、レベル１の時価に分類しております。

ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

また、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定における社債（特定資産担保証券）については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券でありますが、裏付資産となる債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっておりません。そのため、外部格付に基づきリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（３）貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ　国民一般向け業務勘定

貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等（資本性劣後ローン）及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付（創業後目標達成型金利）を除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル３の時価に分類しております。

ロ　農林水産業者向け業務勘定

貸出金については、新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付を除き、すべて固定金利であり、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

新規分野等挑戦型資本性貸付を適用した証書貸付については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

これらの取引については、レベル３の時価に分類しております。

ハ　中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

固定金利が適用される貸出金については、債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

変動金利が適用される貸出金については、挑戦支援資本強化特別貸付等（資本性劣後ローン）及び創業後目標達成型金利を適用した証書貸付（創業後目標達成型金利）を除き、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

資本性劣後ローン及び創業後目標達成型金利については、債務者の事業実績等に基づいて適用する利率が変動する可能性がありますが、決算日の利率が将来も継続するとみなして、他の貸出金と同様に時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び変動金利が適用される破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらの取引については、レベル３の時価に分類しております。

ニ　中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当事項はありません。

ホ　危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金については、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りを基に算出した利率で割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

負　債

（１）借用金

借用金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

ただし、国民一般向け業務勘定における一般会計借入金については、当該取引の特性から、要求に応じ直ちに支払うことを想定し、帳簿価額を時価とみなしております。

また、農林水産業者向け業務勘定における一般会計借入金については、無利息であり、一定の期間ごとに区分した当該一般会計借入金の元金について必要な修正を加えたうえ、リスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定における産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終元金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、償還を迎えた当該借用金の実績金利を勘案して利金を算出し、償還期間ごとに区分した当該借用金の元利金額に対応するリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

（２）社債

社債については、時価は市場価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引については、時価は取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

農林水産業者向け業務勘定におけるクレジット・デフォルト・スワップについては、決算日における信用格付に応じてリスク修正を行ったプレミアム及びクレジット・イベントの発生によって見込まれる補償金をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

また、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定におけるクレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照債務としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みになっていないため、取引内容や発生したクレジット・イベント等に応じてリスク修正を行ったキャッシュ・フローをリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

これらの取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前事業年度（2022年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	割引現在価値法	倒産確率	0.00%－0.04%
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.12%－20.32%

当事業年度（2023年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
その他有価証券			
社債	割引現在価値法	倒産確率	0.00%－0.15%
デリバティブ取引			
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	倒産確率	0.11%－100.00%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

前事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当事業年度の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊１）
		損益に計上（＊１）	評価・換算差額等に計上（＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	13,141	－	51	2,427	－	－	15,620	－
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ（＊３）	107	△52	－	－	－	－	54	△53

（＊１）損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。

（＊２）貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（＊３）金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

当事業年度（2023年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当事業年度の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（＊１）
		損益に計上（＊１）	評価・換算差額等に計上（＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	15,620	－	△115	7,695	－	－	23,200	－
デリバティブ取引								
クレジット・デリバティブ（＊３）	54	△30	－	－	－	－	24	△33

（＊１）損益計算書の「金融派生商品収益」に含まれております。
（＊２）貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
（＊３）金融派生商品資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。

（３）時価評価のプロセスの説明

リスク管理部にて時価の算定に関する目的及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。時価の算定にあたっては、資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

（４）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率は、クレジット・イベントが発生し、契約金額又は補償金を回収できない可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券

前事業年度（2022年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,166	21,805	638
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	17	17	－
合計		21,183	21,822	638

当事業年度（2023年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	21,160	21,015	△144
	社債	15	15	－
合計		21,176	21,031	△144

３．子会社株式及び関連会社株式

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（百万円）

	前事業年度（2022年３月31日）	当事業年度（2023年３月31日）
関連会社株式	2,530	2,530

４．その他有価証券

前事業年度（2022年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	社債	15,620	15,420	199
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	177,100	177,100	－
合計		192,720	192,520	199

当事業年度（2023年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	社債	23,200	23,115	84
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	289,650	289,650	－
合計		312,850	312,765	84

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

７．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

８．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

２．満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（百万円）

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
評価差額	199	84
その他有価証券	199	84
その他の金銭の信託	―	―
その他有価証券評価差額金	199	84

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（１）金利関連取引

該当事項はありません。

（２）通貨関連取引

前事業年度（2022年３月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約 売建	10,003	－	15	15
合計		－	－	15	15

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

当事業年度（2023年３月31日）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約 売建	14,406	－	9	9
合計		－	－	9	9

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

（３）株式関連取引

該当事項はありません。

（４）債券関連取引

該当事項はありません。

（５）商品関連取引

該当事項はありません。

（６）クレジット・デリバティブ取引

前事業年度（2022年３月31日）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建 買建	 148,966 146,185	 121,703 119,155	 316 △262	 316 △262
合計		－	－	54	54

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
２．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当事業年度（2023年３月31日）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち １年超のもの （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建 買建	 163,089 160,173	 128,273 125,577	 299 △275	 299 △275
合計		－	－	24	24

（注）１．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
２．「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当公庫の企業年金基金制度は複数事業主制度でありますが、年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金基金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

区分	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
退職給付債務の期首残高	177,378	179,986
勤務費用	6,272	6,552
利息費用	177	179
数理計算上の差異の発生額	3,619	1,093
退職給付の支払額	△7,461	△7,521
過去勤務費用の発生額	―	△821
その他	―	―
退職給付債務の期末残高	179,986	179,469

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

区分	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
年金資産の期首残高	66,728	67,514
期待運用収益	1,334	1,350
数理計算上の差異の発生額	△204	△2,032
事業主からの拠出額	2,991	3,018
退職給付の支払額	△3,334	△3,315
その他	―	―
年金資産の期末残高	67,514	66,534

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（百万円）

区分	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
積立型制度の退職給付債務	86,601	85,701
年金資産	△67,514	△66,534
	19,087	19,167
非積立型制度の退職給付債務	93,384	93,767
未積立退職給付債務	112,471	112,934
未認識数理計算上の差異	△22,787	△20,441
未認識過去勤務費用	2,775	2,614
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,460	95,107
退職給付引当金	92,460	95,107
前払年金費用	―	―
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	92,460	95,107

（４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

区分	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
勤務費用	6,272	6,552
利息費用	177	179
期待運用収益	△1,334	△1,350
数理計算上の差異の費用処理額	5,147	5,472
過去勤務費用の費用処理額	△968	△982
その他	―	―
確定給付制度に係る退職給付費用	9,294	9,872

（５）年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
株式	25%	26%
債券	64%	62%
一般勘定	11%	11%
現金及び預金	1%	1%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
割引率	0.1%	0.1%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	1.6%～6.8%	1.6%～6.8%

３．確定拠出制度

当公庫の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度380百万円、当事業年度382百万円であります。

（税効果会計関係）

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当公庫における顧客との契約から生じる収益は、危機対応円滑化業務勘定における損害担保取引に係る収益であります。損害担保取引に係る収益は、補償契約期間にわたって履行義務が充足するものと判断して収益を認識し、損益計算書上の「損害担保補償料」に全額計上しており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」「７．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当事業年度及び当事業年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

（１）契約負債は、指定金融機関から契約時に一括して徴収した損害担保補償料のうち、当事業年度の末日において履行義務を充足していない残高を計上しております。当事業年度に認識した収益の額及び期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
認識した収益の額	3,371	3,340
期首現在の契約負債残高に含まれていた額	2,782	3,085

（２）当事業年度の末日における残存の履行義務に配分した取引価格の総額は、13,321百万円（前事業年度末は14,252百万円）であります。残存の履行義務について収益認識が見込まれる金額及び期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2022年３月31日）	当事業年度 （2023年３月31日）
１年以内	2,355	2,436
１年超	11,896	10,885
合計	14,252	13,321

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当公庫の報告セグメントは、当公庫の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として、株式会社日本政策金融公庫法第11条に規定する業務を実施しております。このほか、当公庫が行うものとして法令に規定する業務を実施しております。

したがって、当公庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営しており、「国民一般向け業務」、「農林水産業者向け業務」、「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」、「中小企業者向け証券化支援買取業務」、「信用保険等業務」、「危機対応円滑化業務」及び「特定事業等促進円滑化業務」の７つを報告セグメントとしております。

「国民一般向け業務」は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための小口の事業資金の貸付け、小口の教育資金の貸付け、生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付け並びに恩給等を担保とする小口貸付けを行っております。

「農林水産業者向け業務」は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給しております。また、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援業務並びに農林漁業法人等向け投資育成事業を行う株式会社及び投資事業有限責任組合に対する出資業務を行っております。

「中小企業者向け融資・証券化支援保証業務」は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。融資業務において、中小企業者に対する貸付け、中小企業者が発行する社債の取得、中小企業投資育成株式会社に対する貸付け等を、証券化支援保証業務において、証券化支援保証業務、売掛金債権証券化等支援業務等を行っております。

「中小企業者向け証券化支援買取業務」は、中小企業者への無担保資金供給の促進及び証券化市場の育成を目的に、民間金融機関等の中小企業者向け無担保債権等を譲り受け、又はＣＤＳ（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用し、証券化の取組みを支援するとともに、その信用リスクの一部を引き受ける業務を行っております。

「信用保険等業務」は、信用保証協会が行う中小企業者の金融機関からの借入れ又は中小企業者が発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等の保証についての保険の引受け、信用保証協会に対する貸付け、機械保険経過業務及び破綻金融機関等関連特別保険等業務を行っております。

「危機対応円滑化業務」は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進するため、当該指定金融機関に対して一定の信用の供与を行っております。

「特定事業等促進円滑化業務」は、エネルギー環境適合製品の開発又は製造を行う認定事業者、事業再編等を行う認定事業者等、事業適応を行う認定事業者、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行う認定事業者、事業基盤強化を行う認定事業者、特定船舶の導入を行う認定事業者及び特定重要物資等の安定供給確保の取組に関する事業を行う認定事業者に対して、主務大臣が指定する指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付け等を行っております。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益（又は損失）は、純利益（又は純損失）ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け業務	農林水産業者向け業務	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	中小企業者向け証券化支援買取業務	信用保険等業務
経常収益					
（１）外部顧客に対する経常収益	121,595	47,618	72,451	565	181,956
（２）セグメント間の内部経常収益	208	54	48	―	49
計	121,804	47,673	72,500	565	182,005
セグメント利益又は損失（△）	△51,181	―	△171,676	170	△142,087
セグメント資産	14,815,751	3,606,094	9,132,230	48,157	6,995,667
セグメント負債	9,574,191	3,154,845	5,845,863	22,810	1,743,632
その他の項目					
減価償却費	5,831	1,945	2,355	―	729
資金運用収益	104,325	22,102	58,615	212	156
資金調達費用	2,925	16,958	3,820	3	―
特別利益	55	5	0	―	―
特別損失	136	60	62	―	―
（減損損失）	(104)	(0)	―	―	―
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	16,177	6,644	6,303	―	1,077
貸倒引当金繰入額	72,529	11,600	207,191	―	―
保険契約準備金繰入額	―	―	―	―	200,844

	危機対応円滑化業務	特定事業等促進円滑化業務	調整額	財務諸表計上額
経常収益				
（１）外部顧客に対する経常収益	12,749	177	△18	437,096
（２）セグメント間の内部経常収益	―	―	△361	―
計	12,749	177	△380	437,096
セグメント利益又は損失（△）	△22,721	△12	―	△387,510
セグメント資産	5,558,745	111,198	△1,283	40,266,562
セグメント負債	4,400,631	110,933	△1,283	24,851,626
その他の項目				
減価償却費	27	5	―	10,894
資金運用収益	5,767	99	―	191,279
資金調達費用	5,628	99	―	29,435
特別利益	―	―	―	60
特別損失	―	―	―	258
（減損損失）	―	―	―	(104)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2	1	―	30,205
貸倒引当金繰入額	―	―	△18	291,303
保険契約準備金繰入額	―	―	―	200,844

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２．調整額は次のとおりであります。
（１）セグメント収益の調整額380百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間相殺消去であります。
（２）セグメント資産の調整額1,283百万円は、セグメント間取引消去であります。
（３）セグメント負債の調整額1,283百万円は、セグメント間取引消去であります。
（４）貸倒引当金繰入額の調整額18百万円は、セグメント間相殺消去であります。

当事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：百万円）

	国民一般向け業務	農林水産業者向け業務	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	中小企業者向け証券化支援買取業務	信用保険等業務
経常収益					
（１）外部顧客に対する経常収益	110,576	47,206	67,310	423	179,600
（２）セグメント間の内部経常収益	207	53	45	―	52
計	110,783	47,260	67,355	423	179,653
セグメント利益又は損失（△）	△117,388	―	△48,220	△11	△71,653
セグメント資産	12,576,912	3,727,719	8,272,985	50,676	7,030,342
セグメント負債	7,440,710	3,271,405	4,968,532	25,541	1,792,941
その他の項目					
減価償却費	6,229	2,027	2,558	―	591
資金運用収益	94,687	21,042	54,116	219	1,338
資金調達費用	2,349	15,705	4,245	8	―
特別利益	366	5	―	―	―
特別損失	219	62	36	―	0
（減損損失）	(172)	―	―	―	―
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,923	2,425	2,976	―	1,521
貸倒引当金繰入額	121,499	12,037	75,154	―	―
保険契約準備金繰入額	―	―	―	―	49,579

	危機対応円滑化業務	特定事業等促進円滑化業務	調整額	財務諸表計上額
経常収益				
（１）外部顧客に対する経常収益	11,679	183	―	416,980
（２）セグメント間の内部経常収益	―	―	△358	―
計	11,679	183	△358	416,980
セグメント利益又は損失（△）	△31,410	△22	―	△268,708
セグメント資産	4,977,341	95,635	△868	36,730,743
セグメント負債	3,850,628	95,353	△868	21,444,245
その他の項目				
減価償却費	28	7	―	11,442
資金運用収益	4,681	102	―	176,188
資金調達費用	4,581	102	―	26,991
特別利益	―	―	―	371
特別損失	―	―	―	319
（減損損失）	―	―	―	(172)
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4	93	―	12,943
貸倒引当金繰入額	―	―	―	208,691
保険契約準備金繰入額	―	―	―	49,579

（注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２．調整額は次のとおりであります。
（１）セグメント収益の調整額358百万円は、セグメント間取引消去であります。
（２）セグメント資産の調整額868百万円は、セグメント間取引消去であります。
（３）セグメント負債の調整額868百万円は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

１．サービスごとの情報

当公庫は業務ごとに経理を区分し運営しており、サービスごとの情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）経常収益

当公庫は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

当公庫は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（持分法損益等）

１．関連会社に関する事項

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
関連会社に対する投資の金額	2,530	2,530
持分法を適用した場合の投資の金額	2,564	2,585
持分法を適用した場合の投資利益の金額	16	3

２．開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	財務省（財務大臣）（注１、２）	東京都千代田区	－	政策金融行政	被所有 直接 98.42	資金の借入等	増資の引受（注３）	6,945,141	－	－
							政府補給金収入	10,967	－	－
							資金の受入（注４）	1,850,519	借入金	21,440,632
							借入金の返済	3,980,788		
							借入金利息の支払	25,693	未払費用	3,348
							資金の預託（注５）	19,798,400	預け金	7,514,800
							資金の払戻	17,129,600		
							社債への被保証（注６）	735,372	－	－

（注）１．財務省（財務大臣）以外の省庁の議決権等の所有（被所有）割合は次のとおりであります。

厚生労働省（厚生労働大臣）　0.02%

農林水産省（農林水産大臣）　0.19%

経済産業省（経済産業大臣）　1.37%

２．財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省　増資の引受　15百万円

経済産業省　増資の引受　70百万円

厚生労働省　政府補給金収入　2,275百万円

農林水産省　政府補給金収入　24,889百万円

経済産業省　政府補給金収入　77百万円

資源エネルギー庁　政府補給金収入　０百万円

中小企業庁　政府補給金収入　15,482百万円

農林水産省　借入金の返済　3,100百万円

３．増資の引受は、当公庫が行った増資を１株につき１円で引き受けたものであります。

４．資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

５．資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

６．社債への被保証については、保証料の支払はありません。

当事業年度（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
主要株主	財務省（財務大臣）（注１、２）	東京都千代田区	－	政策金融行政	被所有 直接 98.43	資金の借入等	増資の引受（注３）	140,458	－	－
							政府補給金収入	10,432	－	－
							資金の受入（注４）	740,686	借入金	18,381,724
							借入金の返済	3,799,594		
							借入金利息の支払	23,489	未払費用	2,879
							資金の預託（注５）	11,374,200	預け金	7,831,000
							資金の払戻	11,058,000		
							社債への被保証（注６）	555,198	－	－

（注）１．財務省（財務大臣）以外の省庁の議決権等の所有（被所有）割合は次のとおりであります。

厚生労働省（厚生労働大臣）　0.02%
農林水産省（農林水産大臣）　0.19%
経済産業省（経済産業大臣）　1.36%

２．財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

厚生労働省　増資の引受　７百万円
経済産業省　増資の引受　６百万円
厚生労働省　政府補給金収入　2,103百万円
農林水産省　政府補給金収入　25,548百万円
経済産業省　政府補給金収入　73百万円
資源エネルギー庁　政府補給金収入　０百万円
中小企業庁　政府補給金収入　14,196百万円
国土交通省　政府補給金収入　７百万円
農林水産省　借入金の返済　2,384百万円

３．増資の引受は、当公庫が行った増資を１株につき１円で引き受けたものであります。
４．資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
５．資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
６．社債への被保証については、保証料の支払はありません。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
１株当たり純資産額	0円71銭	0円70銭
１株当たり当期純損失	0円2銭	0円1銭

（注）１．１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、潜在株式がないので記載しておりません。

		前事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	当事業年度 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
当期純損失	百万円	387,510	268,708
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－
普通株式に係る当期純損失	百万円	387,510	268,708
普通株式の期中平均株式数	千株	15,511,014,773	21,631,372,284

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 （2022年３月31日）	当事業年度末 （2023年３月31日）
純資産の部の合計額	百万円	15,414,935	15,286,497
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	－	－
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	15,414,935	15,286,497
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	21,592,355,107	21,732,826,406

（重要な後発事象）

１．普通株式の募集

当公庫は、2023年６月１日開催の取締役会決議により、次のとおり財務省（財務大臣）を引受先とした新株式の発行を実施する予定です。

新株式の発行の概要

（１）農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式3,064,000,000株
発行価額	１株につき１円
発行価額の総額	3,064,000,000円
資本組入額	１株につき１円
資本準備金組入額	１株につき０円
資本組入額の総額	3,064,000,000円
資本準備金組入額の総額	０円
払込期間	2023年６月26日から2023年６月30日まで
資金の使途	青年等就農資金の実質無担保・無保証人での貸付に係るもの及び農林漁業経営資本強化資金（資本性ローン）の貸付の原資に係るもの

（２）信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式46,700,000,000株
発行価額	１株につき１円
発行価額の総額	46,700,000,000円
資本組入額	１株につき０円
資本準備金組入額	１株につき１円
資本組入額の総額	０円
資本準備金組入額の総額	46,700,000,000円
払込期間	2023年６月26日から2023年６月30日まで
資金の使途	保険基盤の増強及び安定的な制度運営に係るもの

（３）危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式10,000,000株
発行価額	１株につき１円
発行価額の総額	10,000,000円
資本組入額	１株につき１円
資本準備金組入額	１株につき０円
資本組入額の総額	10,000,000円
資本準備金組入額の総額	０円
払込期間	2023年６月26日から2023年６月30日まで
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	86,619	1,484	484 (2)	87,618	38,740	2,785	48,878
土地	138,842	―	530 (170)	138,312	―	―	138,312
リース資産	5,623	353	271	5,705	3,299	1,200	2,405
建設仮勘定	565	1,207	1,308	465	―	―	465
その他の有形固定資産	4,726	219	98	4,846	4,201	283	645
有形固定資産計	236,377	3,264	2,693 (172)	236,948	46,241	4,270	190,706
無形固定資産							
ソフトウェア	44,412	5,858	2,516	47,754	26,809	6,776	20,944
リース資産	1,017	958	630	1,345	377	391	967
その他の無形固定資産	1,208	2,862	1,019	3,051	29	3	3,021
無形固定資産計	46,638	9,679	4,166	52,150	27,216	7,171	24,933

（注）当期減少額欄における（　）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（%）	担保	償還期限	摘要
政府保証第25回、第29回、第35回、第40回、第43回～第46回、第49回、第51回、第52回、第54回、第56回～第58回、第63回日本政策金融公庫債券	2013年２月26日～2021年２月25日	325,205	265,121 [65,011]	0.001～0.815	一般担保	2022年10月18日～2031年２月25日	
株式会社日本政策金融公庫第84回、第85回、第88回社債	2020年５月13日～2021年11月10日	200,000	30,000 [30,000]	0.001～0.005	一般担保	2022年５月13日～2023年11月10日	
第５回、第７回、第９回、第12回、第13回農林漁業金融公庫債券、株式会社日本政策金融公庫第25回、第30回、第35回、第72回、第78回、第80回、第87回、第89回、第92回社債	2004年４月26日～2023年３月10日	149,991	134,993 [29,999]	0.001～2.66	一般担保	2022年５月10日～2029年８月８日	
株式会社日本政策金融公庫第４回、第10回、第15回、第18回、第22回社債	2009年10月29日～2011年10月28日	59,995	59,996	1.853～2.20	一般担保	2029年９月20日～2031年10月28日	※
政府保証第23回、第26回、第28回、第31回、第37回、第41回、第42回、第47回、第48回、第50回、第53回、第55回日本政策金融公庫債券	2012年12月17日～2019年２月19日	260,021	210,003 [55,003]	0.001～0.911	一般担保	2022年９月26日～2029年２月19日	
株式会社日本政策金融公庫第69回、第74回、第77回、第82回、第86回、第90回社債	2018年５月９日～2022年３月11日	157,500	120,900 [39,200]	0.001～0.065	一般担保	2022年５月９日～2027年３月11日	

銘柄	発行年月日	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（%）	担保	償還期限	摘要
株式会社日本政策金融公庫第75回、第83回、第91回、第93回社債	2019年３月８日～2023年３月10日	22,500	25,000 [5,800]	0.001～0.354	一般担保	2023年３月８日～2028年３月10日	
政府保証第59回～第62回日本政策金融公庫債券	2020年５月29日～2020年７月31日	150,145	80,072	0.001	一般担保	2022年５月27日～2024年７月31日	
合計	－	1,325,360	926,088 [225,015]	－	－	－	－

（注）１．「当期末残高」欄の［　］書きは、１年以内に償還が予定されている金額であります。
２．株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の２第１項の規定により当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券（前記※）に対し、当公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。
３．決算日後５年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
金額（百万円）	225,000	265,000	100,000	70,000	60,900

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
借用金	21,580,461	18,519,168	0.13	－
借入金	21,580,461	18,519,168	0.13	2023年４月～2053年３月
１年以内に返済予定のリース債務	1,566	1,755	－	－
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	2,592	2,106	－	2024年４月～2028年３月

（注）１．「平均利率」は、借入金の当期末残高から無利子の政府借入金及び産業投資借入金を除いた額に対する加重平均利率を記載しております。
２．借入金のうち、137,444百万円は無利子の政府借入金であります。
３．リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。
４．借入金及びリース債務の決算日後５年以内における返済額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金（百万円）	3,609,651	3,203,071	2,559,730	1,974,861	1,562,002
リース債務（百万円）	1,755	1,361	695	36	12

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
保険契約準備金	1,737,697	49,579	－	－	1,787,277
貸倒引当金	986,079	1,056,406	19,775	966,303	1,056,406
一般貸倒引当金	678,542	712,284	－	678,542	712,284
個別貸倒引当金	307,537	344,121	19,775	287,761	344,121
賞与引当金	5,264	5,405	5,264	－	5,405
役員賞与引当金	23	23	23	－	23
役員退職慰労引当金	60	26	13	－	74
補償損失引当金	25,950	28,088	11,002	14,948	28,088
計	2,755,077	1,139,531	36,080	981,252	2,877,276

（注）当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・洗替による取崩額
個別貸倒引当金・・・・・・・・・・・・・・洗替による取崩額
補償損失引当金・・・・・・・・・・・・・・洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】
該当事項はありません。

（２）　【主な資産及び負債の内容】
当事業年度末（2023年３月31日現在）の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

①資産の部
預け金　　財政融資資金預託金7,831,000百万円その他であります。
未収収益　　未収貸出金利息14,185百万円その他であります。
その他の資産　未収金7,187百万円、敷金4,095百万円その他であります。

②負債の部
未払費用　　未払借用金利息2,879百万円、未払委託手数料504百万円その他であります。
その他の負債　仮受金5,027百万円、未払金3,388百万円その他であります。

（３）　【その他】
該当事項はありません。

第６　【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	―
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	―
１単元の株式数	―
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区大手町一丁目９番４号　株式会社日本政策金融公庫本店
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
買取手数料	―
公告掲載方法	当公庫の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当公庫には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

当公庫は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

（１）発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

提出日	提出先
2023年３月３日	関東財務局長

（２）訂正発行登録書（社債）

提出日	提出先
2022年６月２日	関東財務局長
2023年２月22日	関東財務局長
2023年６月２日	関東財務局長

（３）有価証券報告書及びその添付書類

提出日	事業年度	提出先
2022年６月24日	第14期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）	関東財務局長

（４）半期報告書

提出日	事業年度	提出先
2022年12月７日	第15期中（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）	関東財務局長

（５）臨時報告書

提出日	提出先	
2023年２月22日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号に基づく臨時報告書であります。
2023年６月２日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第１ 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第２ 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第３ 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２３年6月１６日

株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫

取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　南波　秀哉

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　岩崎　裕男

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　秋山　修一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策金融公庫の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第１５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策金融公庫の２０２３年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定基礎となる返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定及び予想損失率への将来見込み等必要な修正	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

会社は、国民一般向け業務において、小規模事業者等への貸出業務を行っている。また、農林水産業者向け業務では農林漁業者及び食品産業者等に対して、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務では中小企業者に対して、それぞれ貸出業務を行っており、それらの中には大口与信先も含まれている。

会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、新型コロナウイルス感染症の影響を含む国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、取引先企業の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。このため、会社は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。

当事業年度末の貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、１，０５６,４０６百万円であり、【注記事項】重要な会計方針　６.引当金の計上基準（１）貸倒引当金及び【注記事項】重要な会計上の見積り　１.貸倒引当金に具体的な計上方法が記載されている。

貸倒引当金は、会社が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定される。その算定過程には、大口与信先を含む債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定並びに貸倒実績を基礎とした実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率への将来見込み等必要な修正が含まれる。

（１）返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定

大口与信先を含む農林水産業者向け業務及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務において、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の悪化の影響を含め、将来におけるこれらの改善見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性が、より重要な判定要素となる。

経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。

（２）予想損失率への将来見込み等必要な修正

国民一般向け業務では、小規模事業者等への貸出金等の大宗を返済状況や貸出条件緩和の有無、日常業務の中で把握した情報に基づき債務者区分を判定している。新型コロナウイルス感染症関連の貸付について元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者の信用リスクの悪化が表面化せず債務者区分に反映されない可能性があることや、返済期限が到来したものの新型コロナウイルス感染症の影響を受けて返済猶予を実施した債務者等の信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、会社は、将来発生すると予想される損失額を追加的に見積もっている。

（１）返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定

当監査法人は、農林水産業者向け業務及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務における返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- 債務者区分の判定及びその前提となる信用格付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報の正確性及び網羅性を確保するための会社の内部統制を評価した。
- 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容又は業績悪化の程度、外部公表情報から推定される信用リスク増加の程度及びそれらに係る新型コロナウイルス感染症や経済情勢の悪化の影響等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出して以下の手続を実施した。
  - 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握し、新型コロナウイルス感染症や経済情勢の悪化の影響を勘案した将来見通しを検討するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて、融資を所管する部門に質問を実施した。
  - 新型コロナウイルス感染症や経済情勢の悪化の影響を含む債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価、利用可能な外部情報との比較等を実施するとともに、必要に応じて、融資を所管する部門に質問を実施した。

（２）予想損失率への将来見込み等必要な修正

当監査法人は、国民一般向け業務における予想損失率への将来見込み等必要な修正を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- 予想損失率への将来見込み等必要な修正の適用に係る会社の内部統制を評価した。
- 前事業年度に行われた予想損失率への将来見込み等必要な修正における主要な仮定と、当事業年度における信用リスクの悪化の状況を比較分析するとともに、前事業年度に行われた会計上の見積りによる計上額とその確定額を比較した。
- 予想損失率への将来見込み等必要な修正における主要な仮定について、当該仮定を協議、検討した会議体の議事録及び資料の閲覧、信用リスクを所管する部門への質問、利用可能な外部情報との比較等により評価した。また、経営者が検討した代替的な仮定及びそれらを採用しなかった理由について検討した。
- 予想損失率への将来見込み等必要な修正における主要な仮定と、決算日後、監査報告書日ま

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響は今後徐々に収束するものの、経済への影響は翌事業年度以降も継続するものと想定し、一定程度の元金据置期間を設定し、返済期限が到来していない債務者については、短期的に信用リスクが潜在していると見込まれることから、過去に元金据置期間を設定し、返済期限が到来していなかった債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っている。また、新型コロナウイルス感染症関連の貸付後に新たな融資で一本化を実施した債務者については、元金据置期間を延長した先など当該新たな融資の返済期限が到来していない債務者が含まれており、信用リスクの悪化が適切に債務者区分に反映されない可能性があることから、過去に新たな融資で一本化を実施した債務者と同程度の信用リスクの悪化が発生すると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っている。 さらに、複数回の返済猶予を繰り返していた貸付や新型コロナウイルス感染症関連の貸付を、新型コロナウイルス感染症の影響により返済猶予した債務者については、それ以外の返済猶予先に比べて据置期間が長期化するなど、返済が途絶する可能性が高いと考えられることから、債務者区分が一定程度低下すると仮定し、必要な修正を行っている。 上記に加えて、現時点で返済状況に特段の問題が生じていない債務者の信用リスクの悪化が顕在化し、当事業年度と同程度の返済遅延、貸出条件緩和、倒産、廃業等の発生が見込まれると仮定し、予想損失率に必要な修正を行っている。 貸出金等に係る信用リスクの将来見込み等については、新型コロナウイルス感染症の影響の予測を含め、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。 したがって、当監査法人は、農林水産業者向け業務及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務における返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定並びに国民一般向け業務における予想損失率への将来見込み等必要な修正を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	での間の一定期間の信用リスクの悪化の状況を比較分析した。

保険契約準備金の算定基礎となる事故率に関する判断	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、【注記事項】重要な会計方針　８．保険契約準備金の計上基準及び【注記事項】重要な会計上の見積り　２．保険契約準備金に記載のとおり、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第９条第１項の規定により、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため保険数理に基づき計算した責任準備金並びに保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した支払備金等の合計額を保険契約準備金として計上している。 具体的には、保険契約準備金に関する諸規定に則り、制度区分及び保険種区分ごとにグルーピングのうえ、事故率など計算上の基礎率を決定し、将来の保険金の支払い見込額等のキャッシュ・フローの見積りに基づき保険契約準備金を計算している。 当事業年度末の貸借対照表における保険契約準備金の計上額は１，７８７，２７７百万円である。 将来の保険金の支払い見込額等の見積りに当たり、特に事故率について、当事業年度末の保険引受に係る当面の信用保険引受リスクは、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、過去と同程度であると仮定し、過去一定期間の実績に基づくこととしている。当該仮定については、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。 したがって、当監査法人は、保険契約準備金の算定基礎となる事故率に関する判断を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、保険契約準備金の算定基礎となる事故率を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・　事故率の適用に係る会社の内部統制を評価した。 ・　前事業年度の事故率における主要な仮定と、当事業年度における保険金の支払い状況を比較分析するとともに、前事業年度に行われた会計上の見積りによる計上額とその確定額を比較した。 ・　事故率における主要な仮定について検討するために、当監査法人のネットワーク・ファームの保険数理専門家を関与させるとともに、当該仮定を協議、検討した会議体の議事録及び資料の閲覧、信用保険引受リスクを所管する部門への質問、利用可能な外部情報との比較等を行った。また、経営者が検討した代替的な仮定及びそれらを採用しなかった理由について検討した。 ・　事故率における主要な仮定と、決算日後、監査報告書日までの間の一定期間の保険金の支払い状況を比較分析した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当公庫（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。